

# 令和8年度第1回市町等教育長会議資料

## 目次

### 【説明項目】

1	学校防災の取組について	1
2	学校問題解決のための相談窓口について	8
3	子ども性暴力防止法に（日本版DBS）について	9
4	三重県誕生150周年記念事業について	12
5	県立高等学校の活性化について	13
6	学校体育館等への空調整備の加速化について	24
7	教職員の人材確保について	31
8	服務規律確保の徹底について	35
9	学校における働き方改革の推進について	39
10	いじめの防止に向けた取組について	43
11	不登校児童生徒への支援について	47
12	外国人児童生徒教育について	51
13	中学校における部活動の地域展開等について	53
14	体力向上について	55
15	人権教育について	60
16	教職員の資質向上について	63

### 【配布項目】

1	公立小中学校施設の耐震化・バリアフリー化の推進について	77
2	教職員の健康管理について	80
3	健康教育・食育の推進について	86
4	教育相談体制について	90
5	学びの多様化学校設置の手引き	92
6	確かな学力の育成に向けて	127
7	特別支援教育の推進について	135
8	子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けた啓発ポスターについて	149

# 1 学校防災の取組について

## 1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

### (1) 南海トラフ地震への備え

令和7年9月、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9程度が想定される南海トラフ地震のこれまでの30年以内の発生確率を、これまでの「80%程度」から、新たな知見を踏まえ、地震発生確率の計算方法を見直し、「60%~90%程度以上」に一部改訂しました。

地震名	想定される地震規模 (マグニチュード)	今後一定期間内の地震発生確率
		30年以内
南海トラフ	M8~9クラス	60%~90%程度以上 すべり量依存BPTモデル※1
		20~50% BPTモデル※2

※1 すべり量依存BPTモデルとは、地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法

※2 BPTモデルとは、多くの海溝型地震で用いている、発生間隔のみを用いた計算方法

また、令和6年8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。南海トラフ地震は、いつ発生してもおかしくない状況であり、引き続き、地震に対する「備え」を進める必要があります。

注：南海トラフ地震臨時情報について

#### ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

#### ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震の想定震源区域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 など

#### ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震の想定震源区域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

#### ④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

## (2) 三重県教育委員会の対応方針

南海トラフ地震想定震源域内でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合、想定震源域内の別の場所で後発の巨大地震が発生する可能性が高いとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、1週間の間、次の巨大地震に備えるよう、国から呼びかけが行われます。

三重県では、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、県が管理する施設を「1週間を基本として、原則として県民の施設利用を抑制する休業措置をとる」とする対応方針を、令和4年3月に決めました。

これを踏まえ、三重県教育委員会では、県内の全ての県立学校について、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、「1週間の臨時休業とする」対応を取ることとしています。また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された際には、情報収集に努めるとともに、地震に対する備えの再確認を行うなどの対応を取ることとしています。

## (3) 公立小中学校における対応について

各市町等教育委員会におかれましては、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」などが発表された際の公立小中学校の対応について、各市町の防災担当部署等と連携していただき、地域の状況や地震発生時の被害想定等を踏まえて、児童生徒の安全確保に向けた方針の検討を進めていただきますようお願いいたします。

また、災害発生時の避難所として、県立学校の活用を希望される市町におかれましては、教育総務課までご相談ください。

## 2 災害時の学校再開に向けた支援について

### (1) 三重県災害時学校支援チームの支援活動

三重県教育委員会では、南海トラフ地震等の災害発生時に、学校の早期再開を支援するため、災害時の学校運営や児童生徒の心のケアなど、専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」を、令和2年度から設置しています。（チーム隊員86名：令和8年1月現在）

令和6年元日に発生した能登半島地震では、市町等教育委員会のご協力を得て、石川県輪島市門前地区の学校を中心に隊員を派遣し、授業支援や児童生徒の心のケアなどの支援活動を行いました。

### (2) 能登半島地震支援の経験を活かした取組

輪島市に派遣した隊員からは、被災した学校での支援活動を通じて、多くの気づきや学びを得ることができたとの声が寄せられており、これらの経験を、三重県の学校関係者で共有し、南海トラフ地震に向けた防災対策や、防災教育に活かしていくことが重要です。

このため、三重県教育委員会では、これまで、「学校防災リーダー研修会」などで派遣隊員が報告する機会や派遣隊員の経験や知見をまとめた報告書の作成、児童生徒等の心のケアの動画を製作したりするなどの取組を実施してきました。

今年度も、引き続き、さまざまな機会を活用して、県内学校関係者と派遣で得た経験を共有し、学校における防災対策の強化を図ってまいりますので、ご承知おきいただきますよう、お願いします。

また、チーム隊員に対して、今年度もスキルアップを図りながら、災害が発生した場合の派遣に備えることとしておりますので、公立小中学校に所属する隊員の研修・派遣等について、ご理解・ご協力をお願いします。

### 3 災害時における児童生徒・教職員の安否確認について

能登半島地震において、固定通信については、石川県輪島市、珠洲市、志賀町等を中心に、サービスが利用できない状況が発生しました。NTT西日本によると、今般の震災により通信ビルが停電したほか、土砂崩れなどの影響で中継伝送路やケーブルが損傷し、大規模なサービス障害が発生、最大で固定電話7,860回線、固定インターネット約1,500回線が影響しました。また、携帯電話等についても、発災直後から発生した停電の長期化や土砂崩れなどによる伝送路等の断絶等の影響により、石川県内において、最大799の携帯電話基地局において停波が報告されています。

このように、地震等災害時には、通信インフラが被害を受け、復旧にも時間を要し、児童生徒と連絡が取り合えないことが想定されます。

各市町等教育委員会におかれましては、非常時の保護者との連絡手段について、電話や連絡アプリが利用できない状況を想定した対応方法を検討し、市町防災担当課と連携し、多様な連絡手段を確保するなど平時から保護者と共有しておくよう、管内小中学校に対してご指導をお願いします。

また、教職員の安否確認についても、事前に学校への連絡手段を教職員と共有しておくとともに、非常参集する基準を明確にして、緊急動員計画を定めておくよう、ご指導をお願いします。

注1：輪島市内の小中学校児童生徒の安否確認状況

(輪島市教育委員会情報提供)

- ・安否不明児童生徒 14名 (未回答校3校) 令和6年1月10日16時現在
- ・安否不明児童生徒 114名 (未回答校なし) 令和6年1月11日15時現在
- ・安否不明児童生徒 0名 令和6年1月12日14時現在

注2：移動通信(携帯電話等)の復旧状況

令和6年1月15日にKDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが、令和6年1月17日にNTTドコモが応急復旧を概ね終了

※総務省令和6年版情報通信白書から抜粋

## 4 危機管理マニュアル等の見直し、点検について

### (1) 石巻市立大川小学校の訴訟判決

東日本大震災による津波により、児童や教職員の多くの尊い命が失われた宮城県石巻市立大川小学校では、その後の裁判で、「学校が津波に襲われる危険性を予見することは十分可能であったにもかかわらず、津波からの具体的な避難場所と、避難経路、避難方法を定めていなかったことが、子どもたちや教職員の尊い命を失うことにつながった」として、学校や教育委員会の事前の防災対策の過失を認めた判決が令和元年10月に出されました。

### (2) 判決を受けた文部科学省からの通知

訴訟の判決を受けて、文部科学省からは、これまでの各学校の防災体制や、防災教育が適切であったか、振り返りを行うとともに、各学校が作成している危機管理マニュアル等について、次のポイント等に留意し、適宜見直しを行うよう通知が出されました。

- ・危機発生時の役割分担が明確になっているか
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件からの危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える災害発生に備え、複数の避難場所や避難経路を設定しているか
- ・災害の事前、発生時、事後の三段階における危機管理を想定し、各段階において取るべき内容をあらかじめ整理して、教職員が迅速な判断で対応できるものとなっているか

### (3) 公立小中学校の危機管理マニュアルの見直し

各市町等教育委員会におかれましては、文部科学省からの通知を踏まえ、危機管理マニュアル等の点検・見直しを行い、児童生徒や保護者、教職員等と共有を図るよう、管内の小中学校に対してご指導をお願いします。

令和3年6月には、文部科学省が「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を取りまとめていますので、ご活用ください。

なお、先般、沖縄県内において発生した、校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故を受け、令和8年4月9日付けで、校外活動の実施にあたって留意いただきたい点等を通知させていただきましたので、各市町等教育委員会におかれましては、①校外学習時を含めた児童生徒の安全確保について、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容の点検と必要に応じた見直し・改訂、②校外活動の実施にあたっては、児童生徒の安全確保を最優先するとともに、適切な内容となるよう万全の配慮を行う、など、適切に対応いただきますようお願いいたします。

#### (4)「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について

気象庁において発表される防災気象情報について、令和8年5月29日(金)から新たな運用が開始され、危険警報が新設されたことに加え、情報名称にレベルの数字をつけて発表されることとなりました。

三重県教育委員会においては、「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について(昭和41年9月7日公告、平成28年3月17日最終改正)」により、気象庁の発表する防災気象情報の区分毎に登下校の指導や授業の実施についての方針を定めているところですが、当該気象情報の新たな運用開始により、これを一部改正する予定をしています。

詳細は追って連絡いたしますが、各市町等教育委員会におかれましても対応をご準備くださいますようお願いいたします。

### 5 家庭や地域と連携した防災の取組等について

#### (1) 家庭や地域との連携

南海トラフ地震等の災害発生時に、児童生徒の安全・安心を確保するためには、平時から家庭や地域と防災対策について協議し、連携・協力関係を構築しておくことが重要です。「令和7年度学校防災取組状況調査」の結果では、家庭や地域と連携した防災の取組を行った公立小中学校・県立学校の割合は、98.6%となっています。

教育総務課では、令和8年度も学校防災アドバイザーを学校に派遣し、家庭や地域と連携した防災学習の取組について、プログラム作りのアドバイスや実践のサポートを行いますので、ご活用ください。

#### (2) 防災ノートの活用

三重県教育委員会では、南海トラフ地震や台風等の自然災害から児童生徒の命を守るため、県内全ての小学校・中学校・高校等の児童生徒に防災ノート<sup>\*</sup>を配付し、学校における防災教育を推進しています。また、家庭に持ち帰って保護者と一緒に防災学習に取り組むことを促進するため、防災ノート「ワークシート」の配付も行っています。(※ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビサイヤ語の5か国語版も作成)

「令和7年度学校防災取組状況調査」の結果では、全ての学校で防災ノートが活用されており、複数年の防災ノート活用計画を立てて、学習を進めている学校も、75.2%となっています。また、防災ノートの「ワークシート」を家庭に持ち帰った学校は、99.7%となっています。

各市町等教育委員会におかれては、引き続き、防災ノートを活用した防災学習の推進に取り組んでいただきますよう、お願いします。

### (3) 1人1台学習端末を活用した防災学習

児童生徒が、1人1台学習端末などのICTを活用して防災学習に取り組むことができるよう、三重県教育委員会のポータルサイト「学校防災みえ」のリニューアル（令和4年3月）を行いました。リニューアル後のサイトには、地震発生時に身の回りで起こる状況を、端末上で模擬体験できる防災教育用「360度地震体験動画」や、教職員向けの「1人1台学習端末を活用した防災授業の進め方」などを掲載しています。

ポータルサイト「学校防災みえ」を活用した防災学習の取組については、教育総務課で助言を行うこともできますので、ぜひご活用ください。

### (4) 三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」

三重県では、南海トラフ地震などの災害発生に備え、県民の皆さんや県内に旅行に来られる方の避難を支援するため、令和6年11月から防災アプリ「みえ防災ナビ」の運用を行っています。

各市町等教育委員会におかれましては、別紙の「みえ防災ナビ」のチラシを参考にしていただき、学校管理下における児童生徒の安全確保に活用いただきますよう、所管の小中学校等への周知をお願いいたします。

※令和8年2月24日付け事務連絡により依頼済み

スマートフォン向け 三重県公式防災アプリ

# みえ防災ナビ

備えること、いまできること

**【機能例】**※画面はイメージ  
付近の避難場所を検索し、道順を案内できます。

選択した避難場所が目的地に設定されます。

道順上に現在地が表示されます。

いざという時、避難に必要な情報を届けます

地震・気象情報    避難場所等    ハザードマップ

三重県防災対策部 地域防災推進課 TEL:059-224-2185

写真：国府地区の津波避難タワー（志摩市）

ダウンロードはこちら！

**特徴①** どこにいても周辺の避難場所や道順を確認できる！

**「みえ防災ナビ」で防災対策**

**津波警報などの発表**

**プッシュ通知**

**ハザードマップ・避難場所などの表示**

現在地における避難に関する情報などをお知らせします。

現在地から選択した避難場所への道順を案内します。

**特徴②** 台風などに備え事前に避難計画を登録できる！

**特徴③** 様々な防災情報をまとめて確認できる！

**河川水位**

**土砂災害危険度**

**道路通行止**

**避難計画登録**

【非常時の持ち出し品】

- 非常時の持ち出し品を登録する
- ヘルメットまたはヘルメットカバー
- 懐中電灯（充電式推奨）
- 携帯用トイレ（ポットトイレ）
- 防災グッズ

非常時の持ち出し品や避難先などを個人の避難計画として事前に登録できます。

日本語のほか英語で情報発信しています。  
 <英語、中国語（繁体・簡体）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語>

**使い方について詳しくはWEBで**

## 2 学校問題解決のための相談窓口について

県教育委員会では、学校・教職員の負担を軽減することで教育活動の充実を図るため、学校問題の適切な解決に向けた助言を行う相談窓口を設置しています。窓口では、学校管理職経験のある「学校問題解決支援員」を配置し、学校・教職員・市町等教育委員会から直接相談を受け付けています。

### 1 支援の内容

- ・ 学校問題解決支援員が自らの経験と知見を活かして、解決に向けた助言を行います。弁護士、スクールカウンセラー、学識経験者等の専門家の力を借りて助言を行う場合もあります。
- ・ 教職員を対象とした会議や研修会等において、学校問題解決支援員を派遣し、学校問題解決に資する知見を共有します。

### (参考) 令和7年度の相談状況

相談件数

電話	メール	封書・葉書	対面	計
224	228	11	13	476

相談者の内訳

教員等	保護者	地域住民	児童・生徒	その他
72	187	167	23	27

学校種別等

小学校	中学校	県立学校	全般
92	76	251	57

### 2 窓口の活用について

貴所管の各学校長や教職員にご案内いただきますようお願いいたします。

#### 【相談窓口】

三重県教育委員会事務局 教育総務課内

窓口専用電話：059-224-2806

E-mail：kyoiku@pref.mie.lg.jp

### (参考) 令和8年度の県の取組

県教育委員会では、令和9年度4月にカスハラ防止のための県条例「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」が制定される予定であることから、こうした動向も踏まえて、引き続き取り組んでいくこととしています。

また、子どもたちの育成に向けて、保護者との連携が円滑に進まない事案に対しては、「学校問題ADR」や「代理型スクールロイヤー制度」等により、学校と保護者の信頼関係の再構築を図る取組を進めていくこととしています。

### 3 こども性暴力防止法（日本版 DBS）について

#### 1 こども性暴力防止法について

令和6年6月に、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法（以下「法」という。）」（令和6年法律第69号）が制定され、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられました。（令和8年12月25日施行）

このことを受けて学校設置者等である県及び市町等教育委員会は、法の対象となる業務従事者による児童性暴力等を未然に防止するとともに、日頃より児童対象性暴力等が疑われる場合等には、児童等の保護・支援や更なる児童対象性暴力等の防止のための措置を講じる必要があります。

#### 2 法律の概要

##### (1) 対象となる業務

業務（職）の性質が、以下の要件を全て満たすものが対象範囲となります。

- ① 支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力の関係があるなかで、支配的・優越的立場に立つこと）
- ② 継続性（時間単位のことを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
- ③ 閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）

##### (2) 安全確保措置

安全確保措置として、以下の対応が法律で定められています。

- ① 初犯防止対策
  - ・ 危険の早期把握のための児童等との面談等
  - ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）
  - ・ 被害が疑われる場合の調査、被害児童の保護・支援
  - ・ 教員等の研修
- ② 再犯防止対策
  - ・ 性犯罪前科の有無の確認
  - ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要

- ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認
- ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認

### ③ 防止措置

児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、性暴力等の防止のための措置を実施（教育、保育等の業務に従事させないなど）

## 3 今後の対応

法の施行までに、学校設置者が行う各業務（職）が、児童等との関係で①支配性②継続性③閉鎖性を有するか否かを確認し、法律の対象となるかを整理していく必要があります。

また、法の施行と同時に対象業務の従事者の性犯罪前科有無の確認等が必要となることから、法に基づく各種手続きを行う「こども性暴力防止法関連システム」（国のデジタル庁のシステム）の利用準備として、学校設置者は犯罪事実確認の権限にかかる登録等を順次進めていく必要があります。

県教育委員会は、現在、対象業務や市町等教育委員会との役割分担について整理するとともに、システムへのID登録や性犯罪前科の確認手続きの流れについて確認しているところです。今後、市町等教育委員会と情報共有しながら、連携して整理していくこととします。

（参考）現職者は法施行から3年以内に犯罪履歴確認の確認が必要。法施行後の新規雇入者は、犯罪履歴確認後に業務に従事することができる。

（スケジュール）

令和8年

4月末まで 各教育委員会においてシステムIDを取得

6月末まで システムにおいて学校情報を登録

12月25日 法施行

# 【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

## 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

## 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。**

### 対象事業者

**学校設置者等**(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

**民間教育保育等事業者**(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象業務

**学校設置者等における教員等**(第2条第4項)

教諭、保育士等

**民間教育保育等事業者における教育保育等従事者**(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

## 対象事業者に求められる措置等

### 安全確保措置

#### 1

##### ① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条等)

#### 2

##### ② 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

#### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のため**の措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

#### 3

##### ③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - － 学校設置者等の現職者
    - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - － 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

##### 再犯防止対策

##### 防止措置

### 情報管理措置

##### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

## 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。



## 4 三重県誕生150周年記念事業について

令和8（2026）年4月18日に三重県誕生150周年を迎えました。

150周年という節目の時期を迎えるにあたり、先人たちへの感謝の念を新たにするとともに、価値あるものを次世代に継承し、三重の未来につなげていくため、キーワードである「主役は子ども達」のもと事業の検討を進めています。

### 1 記念事業のスケジュール

令和8年1月から12月までを記念事業期間と位置づけ、四半期ごとに目玉となるプログラム（イベント）の開催を予定しています。具体的な事業はこれからの検討となりますが、子どもたちを中心に三重の魅力を「知る」「楽しむ」「学ぶ」イベントや、三重の未来を「考える」「描く」「語る」イベントを検討しています。

時期	令和7年度		令和8年度		
	令和7年 4～12月	令和8年 1～3月	令和8年 4～6月	令和8年 7～9月	令和8年 10～12月
実施事業	三重県誕生 150周年 PR  県民の日 イベント (R7.4.26)  150周年 PRの キックオフ	【第1弾】 オープニング プログラム	【第2弾】 コアプログラム	【第3弾】 夏休み プログラム	【第4弾】 エンディング プログラム

← 記念事業期間 →

三重の「自然」、「食」、「文化・歴史」、「人・地域」、「産業」など多様な魅力を子どもたちが「知る」、「楽しむ」、「学ぶ」ことができる事業や三重県の未来を「考える」、「描く」、「語る」機会を創出できる事業を展開

### 2 三重県教育委員会の取組

県教育委員会においても、さまざまな機会を通じて郷土への理解を深め、愛着と誇りをもって地域社会に貢献する力の育成に向けた取組を進めることとしています。

#### 【取組事例】

- 150周年を迎える三重県の未来をテーマとした「ワンペーパーコンテスト」
- 総合学習等での「三重県誕生150周年記念映像」の活用
- 博物館明治村における三重県誕生150周年コラボ事業の開催
- 「ふるさと三重」をキーワードにした探究学習の実施（高校向け）

### 3 三重県誕生150周年に向けた協力のお願い

こうした事業の実施により、150周年の節目に三重県内を盛り上げていきたいと考えていますが、県単独の取組は限界があり、各市町教育委員会の皆さまのご協力が不可欠となります。引き続き、「三重県誕生150周年記念映像」の活用等、三重県誕生150周年記念事業に係るご連携・ご協力をお願いいたします。

## 5 県立高等学校の活性化について

少子化の進行は加速しており、県全体の中学校卒業生数は、令和7年3月卒の15,718人を指数100とすると、15年前の平成22年3月卒の18,608人が指数118であるのに対し、15年先の令和22年3月卒は9,112人で指数58となることが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間。以下「計画」という。）に基づき、1学年3学級以下の高校がある県内6地域に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

また、現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、次期計画の策定に向けた検討を進めています。

【資料1】各地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移

【資料2】県立高等学校（全日制）の学校規模の状況

【資料3】県立高等学校の所在地

### 1 現行計画について

県立高等学校の活性化については、現行計画に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちが、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

#### （1）活性化の取組

##### ア 自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／  
探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／  
地域に根ざした教育の推進／ICTの活用による学びの推進

##### イ これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／  
グローバル教育の推進

##### ウ 誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／  
日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／  
学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

##### エ 人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

##### オ 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

##### カ これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

## (2) これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- 平成 29 年度から地域の協力を得て取組を進めてきた 3 学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和 2 年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する 15 年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあります。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で 1 学年 3 学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととします。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとします。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとします。
- 1 学年 3 学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととします。
- 入学者が 2 年連続して 20 人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとします。

## 2 県立高等学校の学びと配置について

### (1) 各地域の活性化協議会について

現在 1 学年 3 学級以下の高等学校がある鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南の 6 地域に活性化協議会を設置し、地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めています。

各地域の活性化協議会では、共通して、「大学進学ニーズに応える高校を地域に 1 校は残すこと」、「農業・工業・商業といった学びの選択肢を、地域内でできるだけ維持すること」の 2 つの事項が合意されています。小規模校には小規模校のよさがあるとして、その存続を願う意見もありますが、今後の中学校卒業生数の減少をふまえると、地域によっては、この 2 つの事項と小規模校の存続を両立させることは、非常に困難な状況となっています。

こうした中、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の 3 地域については、令和 7 年度に協議会の考え方が取りまとめられました。県教育委員会は、このことを参考に、県立高校における教育の充実およびその配置・規模の適正化を図るため、次のとおり、当該 3 地域の県立高校 4 校を令和 10 年度入学者選抜から募集停止とすることとしました。

### ア 募集停止とする高等学校（位置／設置課程／学科）

- 石薬師高等学校（鈴鹿市／全日制課程／普通科）
- あけぼの学園高等学校（伊賀市／全日制課程／総合学科）
- 南伊勢高等学校度会校舎（度会町／全日制課程／普通科）  
※同南勢校舎（南伊勢町／全日制課程／普通科）は令和 8 年 3 月をもって閉校
- 志摩高等学校（志摩市／全日制課程／普通科）

## イ 募集停止とする時期

令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から

## ウ 募集停止に伴い、閉校とする時期

令和12年3月（令和9年度入学者の卒業年月）

### （2）今後の進め方

現在、活性化協議会を設置している6地域に加え、朝明高校（四日市市）が令和8年度から1学年3学級となったため、北勢地域（桑名・四日市地域）にも活性化協議会を設置し、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。また、松阪地域では、令和11年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について引き続き協議を進め、令和8年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

## 3 次期計画について

### （1）三重県教育改革推進会議への諮問とその答申

現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、次期計画の検討に向けて、専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや配置・規模のあり方について諮問しました。当該諮問については、推進会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」（以下「部会」という。）を中心に議論が行われました。

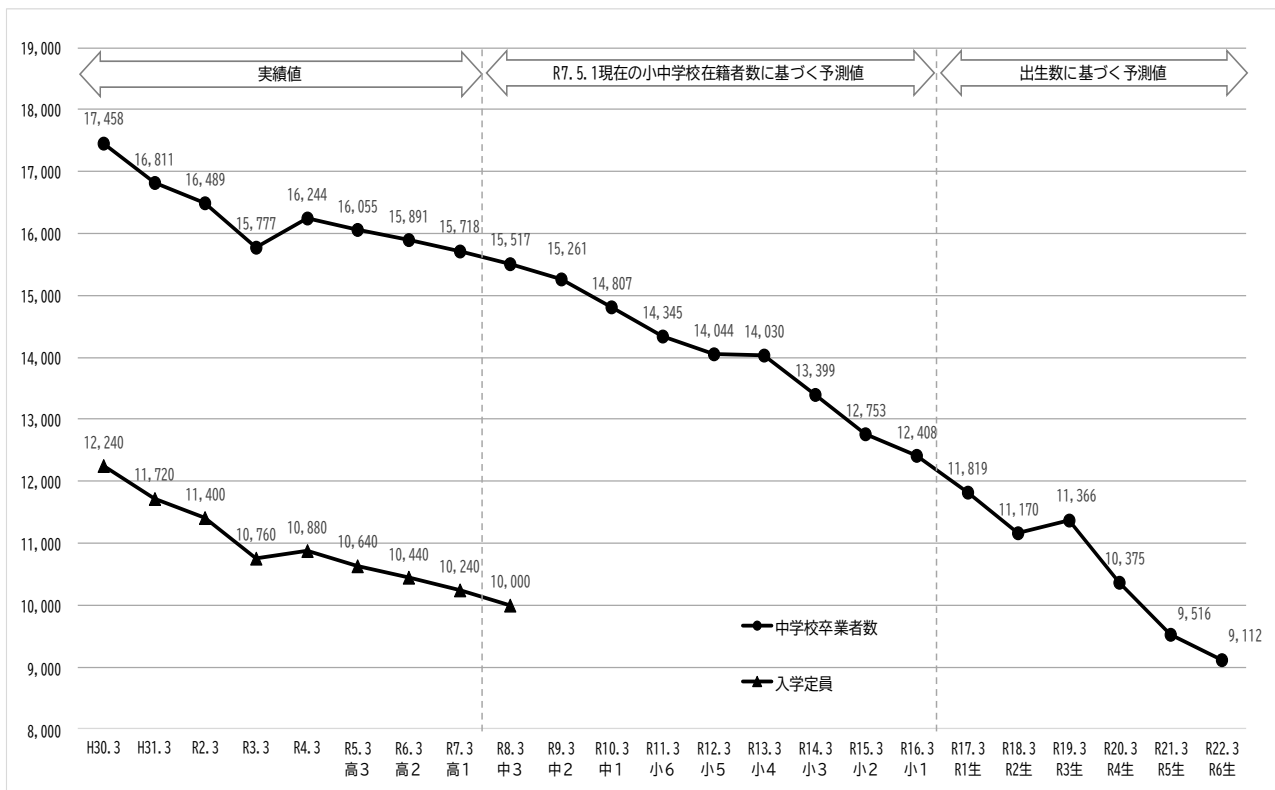
推進会議における3回の議論と部会における4回の議論を経て、令和8年3月6日、推進会議から教育委員会に答申がありました。

【資料4】県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について（答申）【概要】

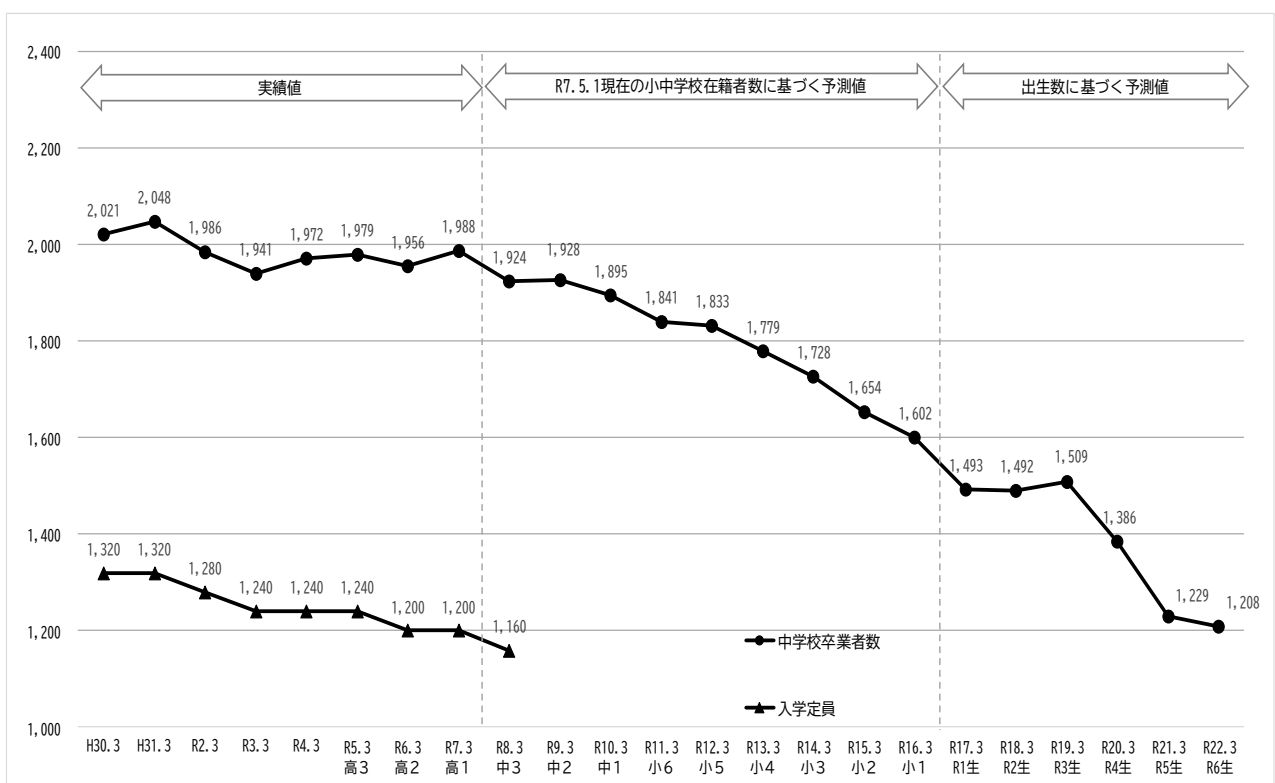
### （2）今後の進め方

推進会議からの答申をふまえて、国が令和8年2月13日に示した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を勘案しながら、次期計画を策定します。

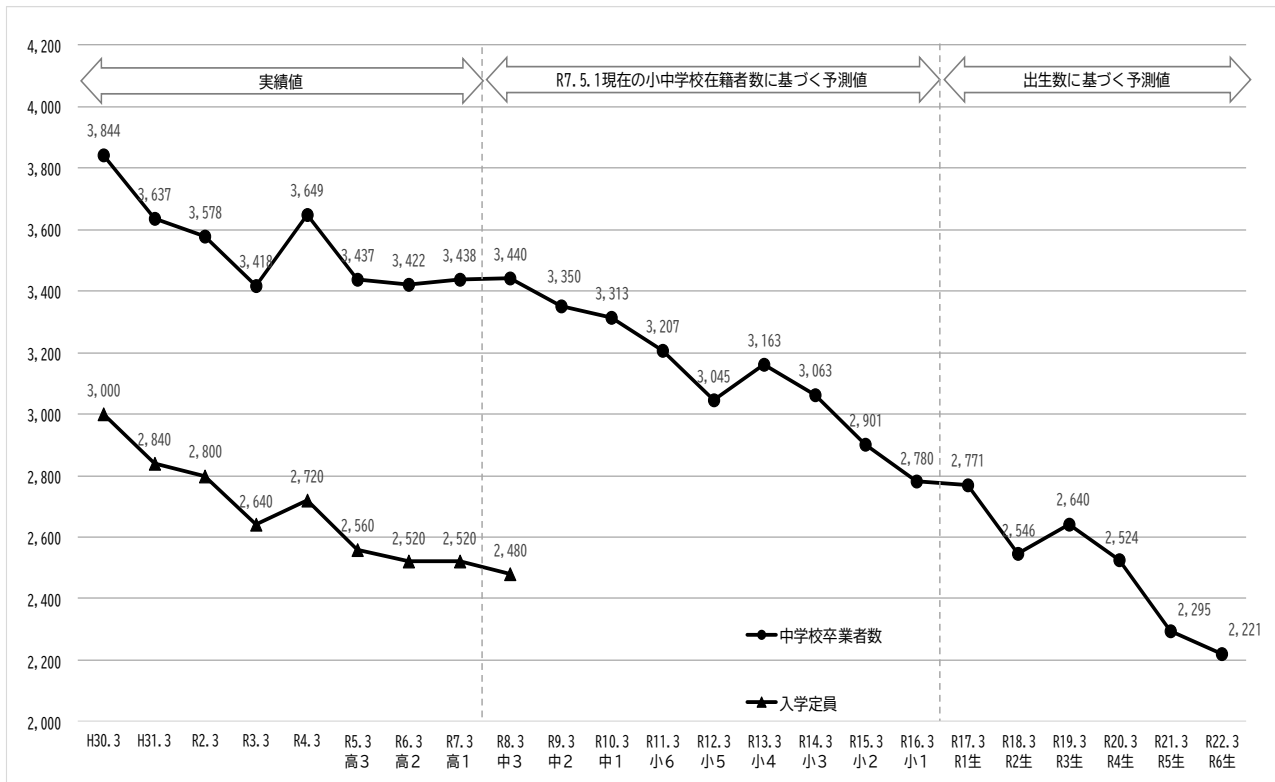
## 県全体の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



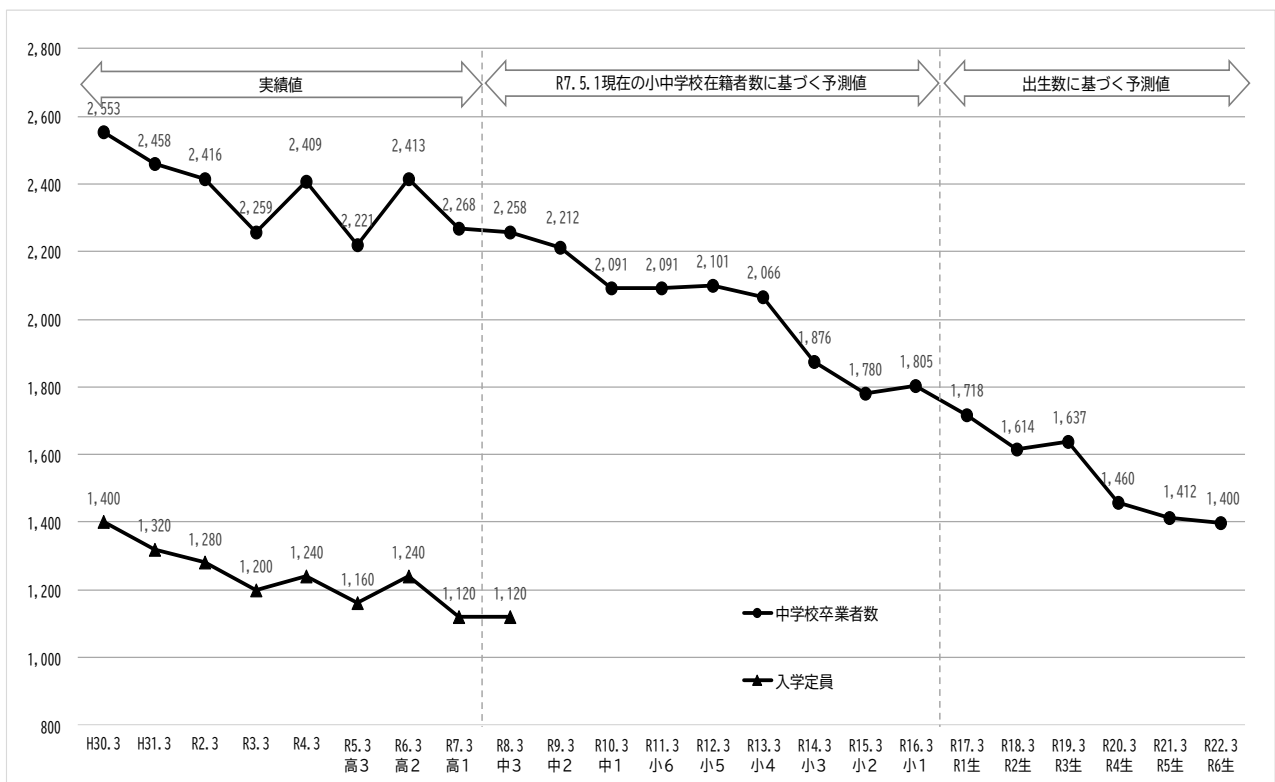
## 桑名地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



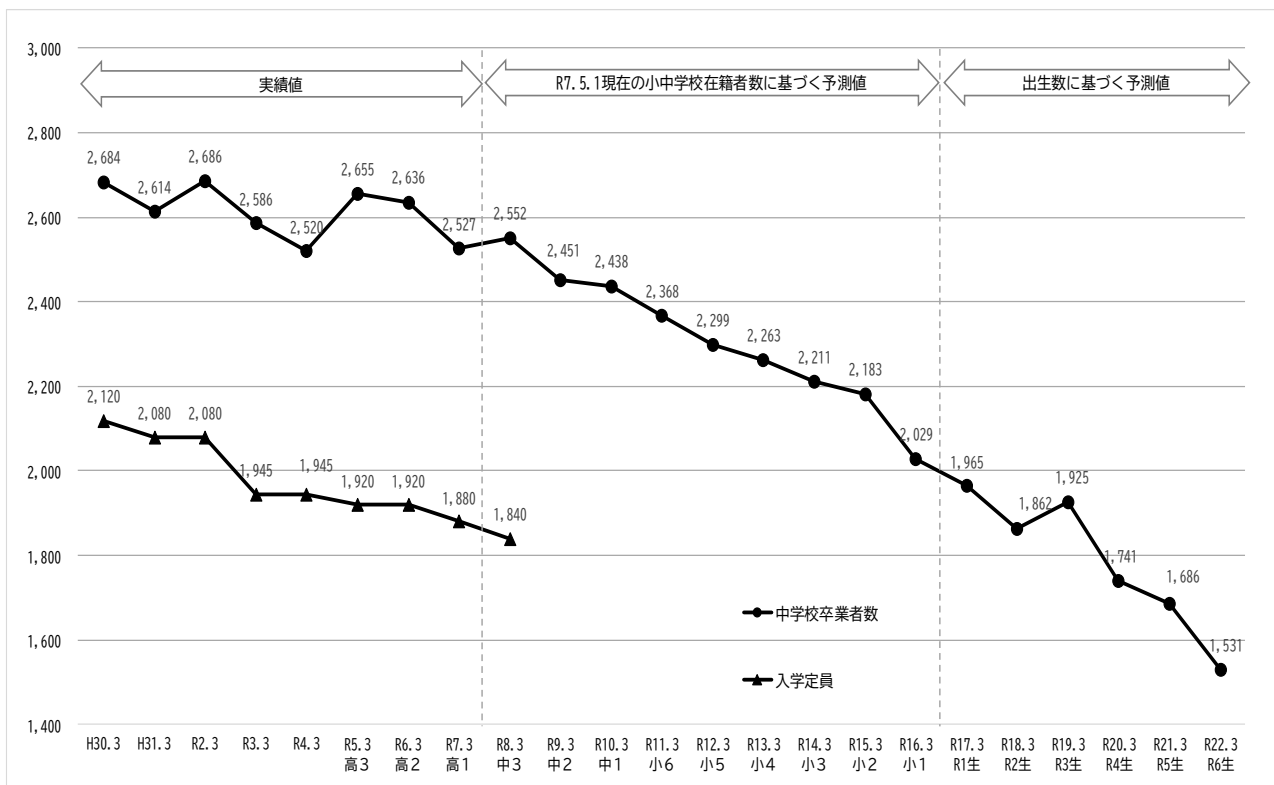
## 四日市地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



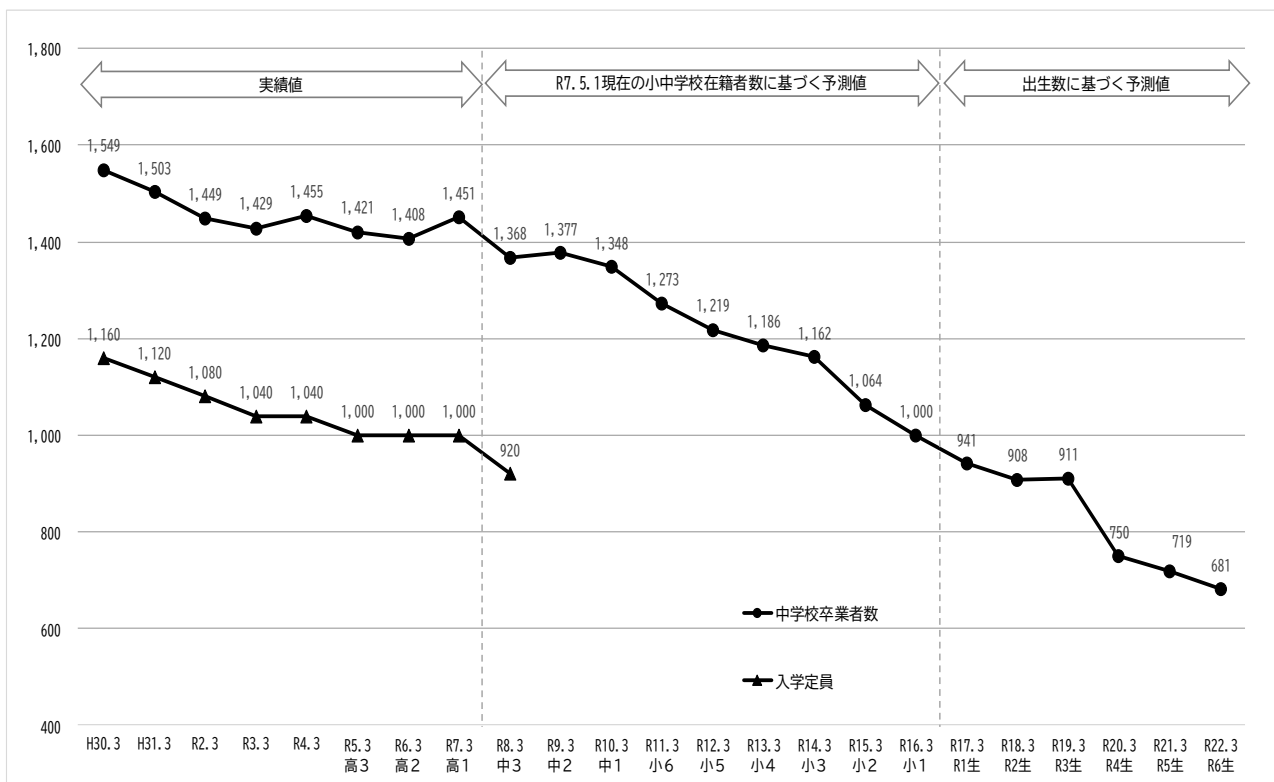
## 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



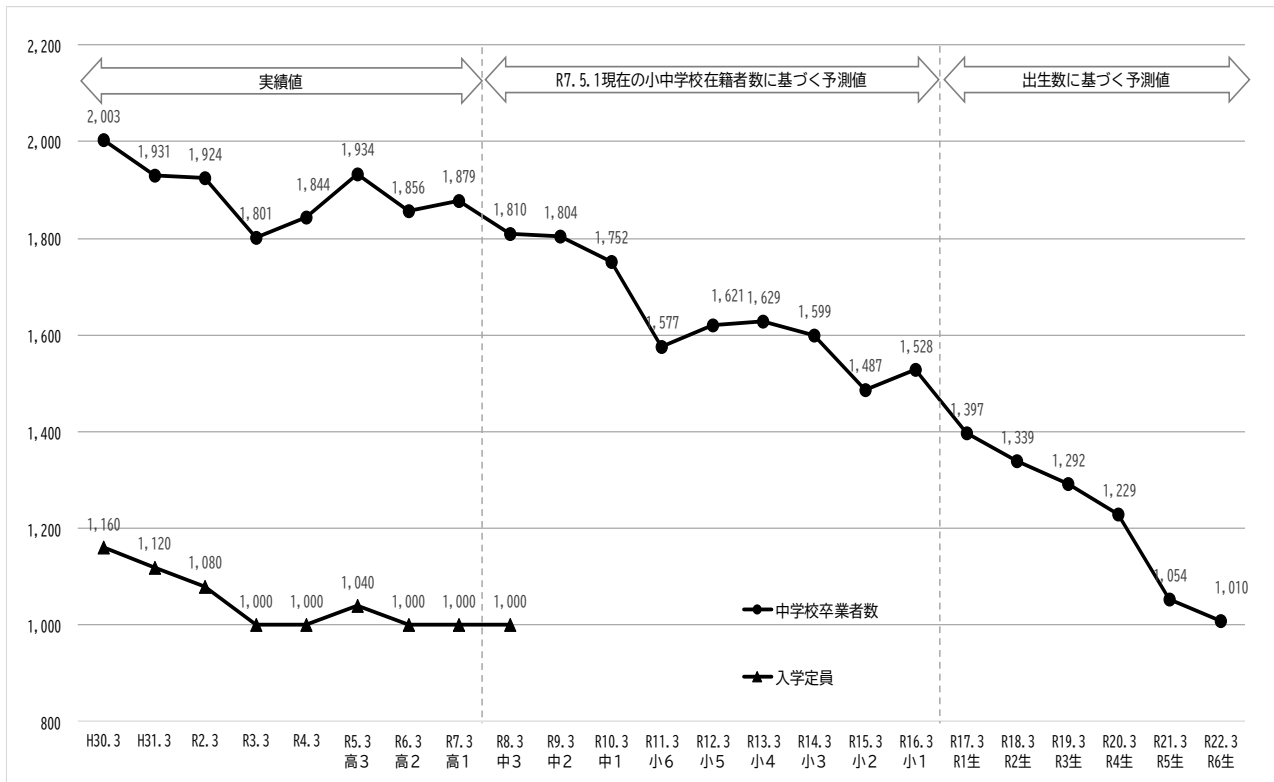
## 津地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



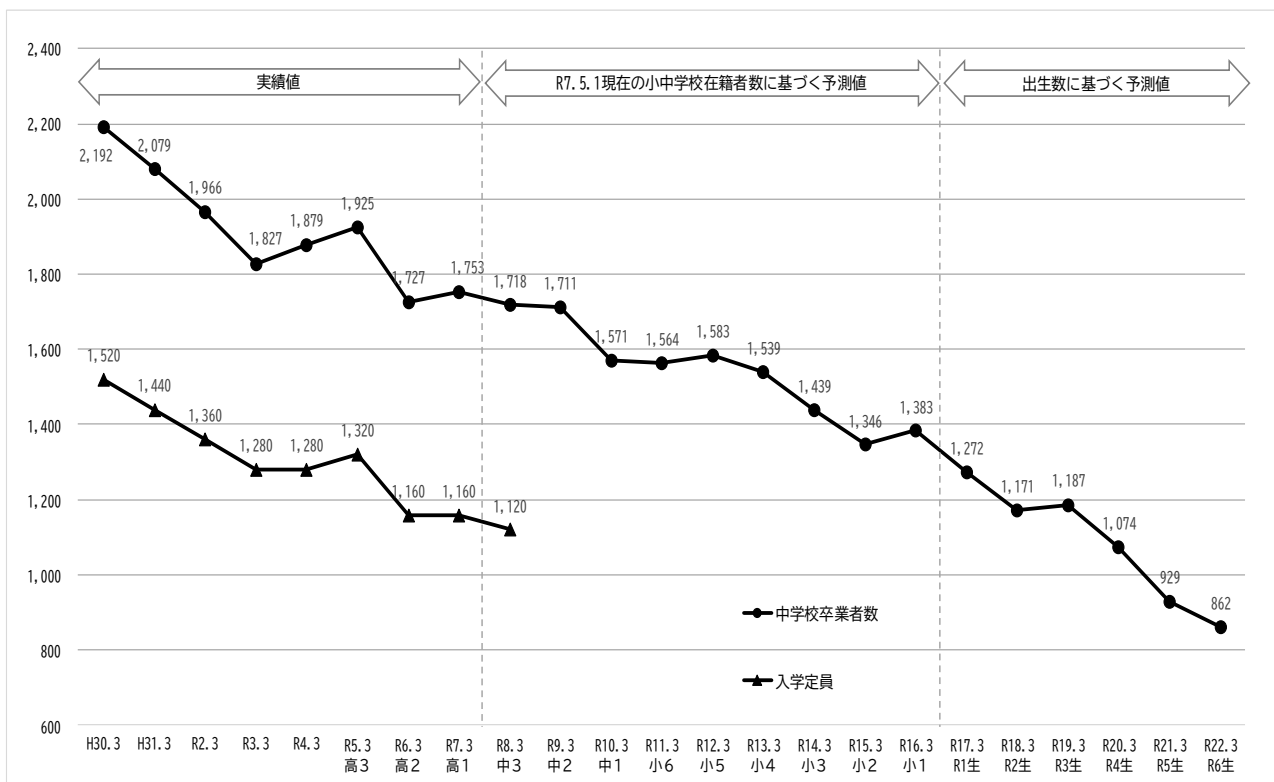
## 伊賀地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



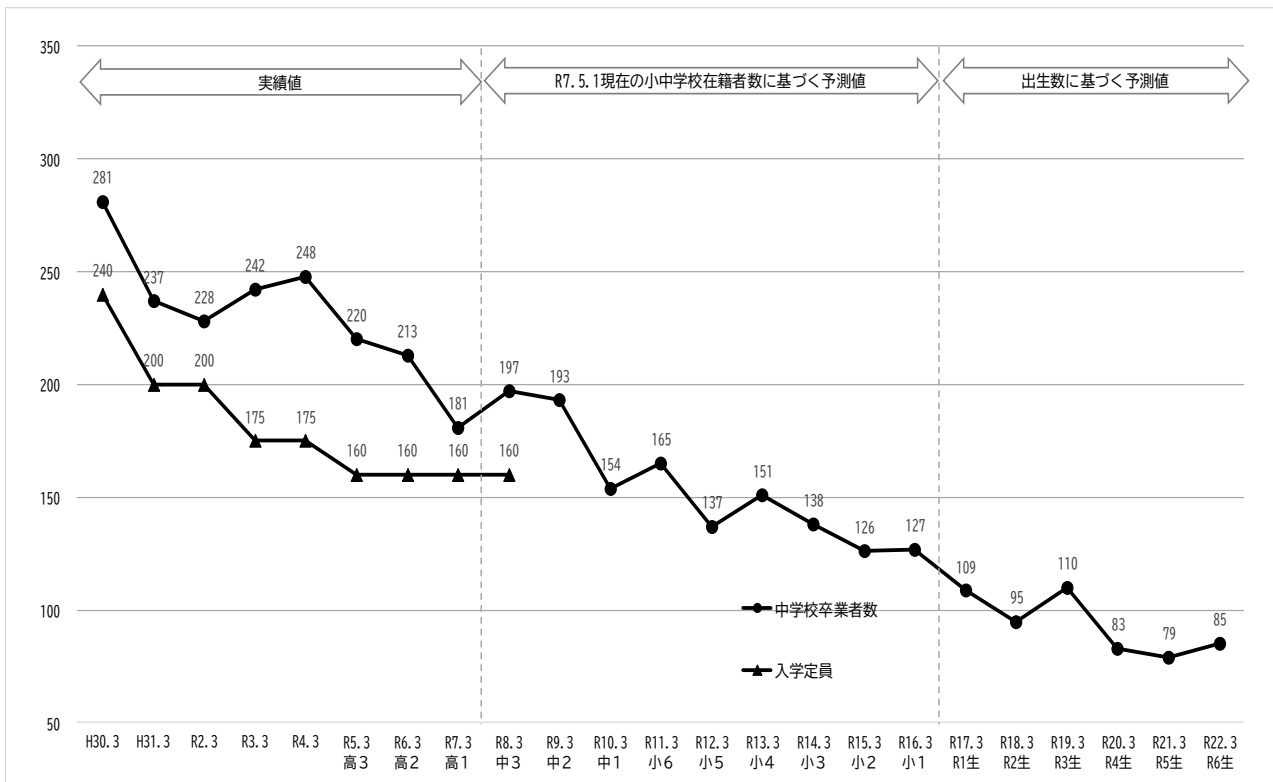
### 松阪地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



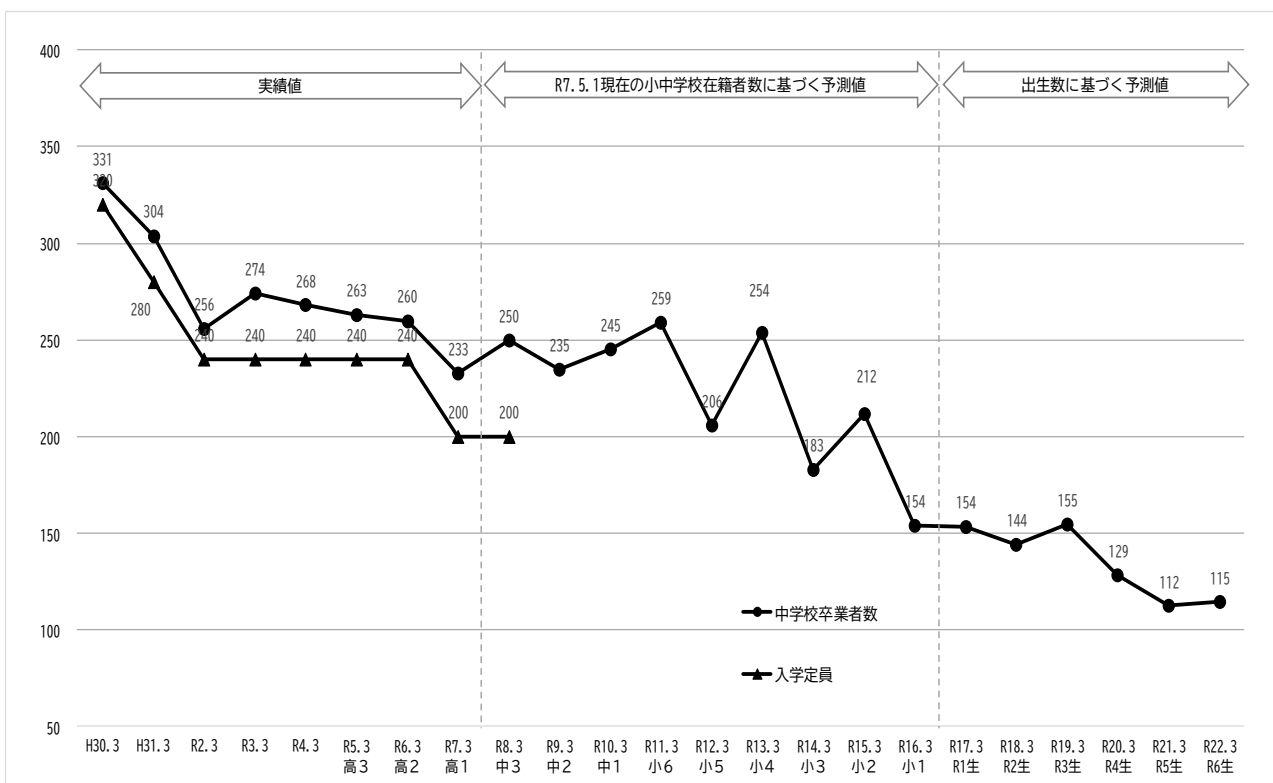
### 伊勢志摩地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



## 紀北地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



## 紀南地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



## 県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(平成23年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 者数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑名	県立:1,400 私立: 310 (2,229)				桑名工(工)		桑名北(普)		桑名西(普) いなべ総合学園(総)	桑名(普看理)	5校 (35学級)
四日市	県立:3,080 私立: 870 (3,762)				菟野(普)		朝明(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市四郷(普) 四日市商(商)	四日市南(普) 四日市西(普) 四日市工(工) 川越(普外)	四日市(普)	11校 (77学級)
鈴鹿	県立:1,440 私立: 470 (2,456)				飯野(外他)	石薬師(普)	稲生(普体) 亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(普理)		6校 (36学級)
津	県立:2,160 私立: 680 (2,987)			白山(普商)		津工業(工)	久居農林(農家)	津商(商) 久居(普)	津東(普)	津(普) 津西(普他)	8校 (54学級)
伊賀	県立:1,320 私立: 170 (1,742)		あけぼの学園(総)			名張(総)	名張桔梗丘(普) 名張西(普工外)	上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福)			6校 (33学級)
松阪	県立:1,200 私立: 540 (1,962)		飯南(総) 那学園(総)			松阪商(商他)	松阪工(工)	相可(普農家)	松阪(普理)		6校 (30学級)
伊勢	県立:1,705 私立: 565 (2,704)			南伊勢(普) 志摩(普) 水産(水)	鳥羽(総)	明野(農家福) 宇治山田商(商) 伊勢工(工)		宇治山田(普)	伊勢(普)		9校 (43学級)
尾鷲	県立:280 私立: 0 (371)							尾鷲(普工商)			1校 (7学級)
熊野	県立:360 私立: 0 (395)			紀南(普)			木本(普総)				2校 (9学級)
県全体	県立:12,945 私立: 3,605 (18,608)	0校	3校	5校	4校	7校	11校	10校	10校	4校	54校 (324学級)

## 【備考】

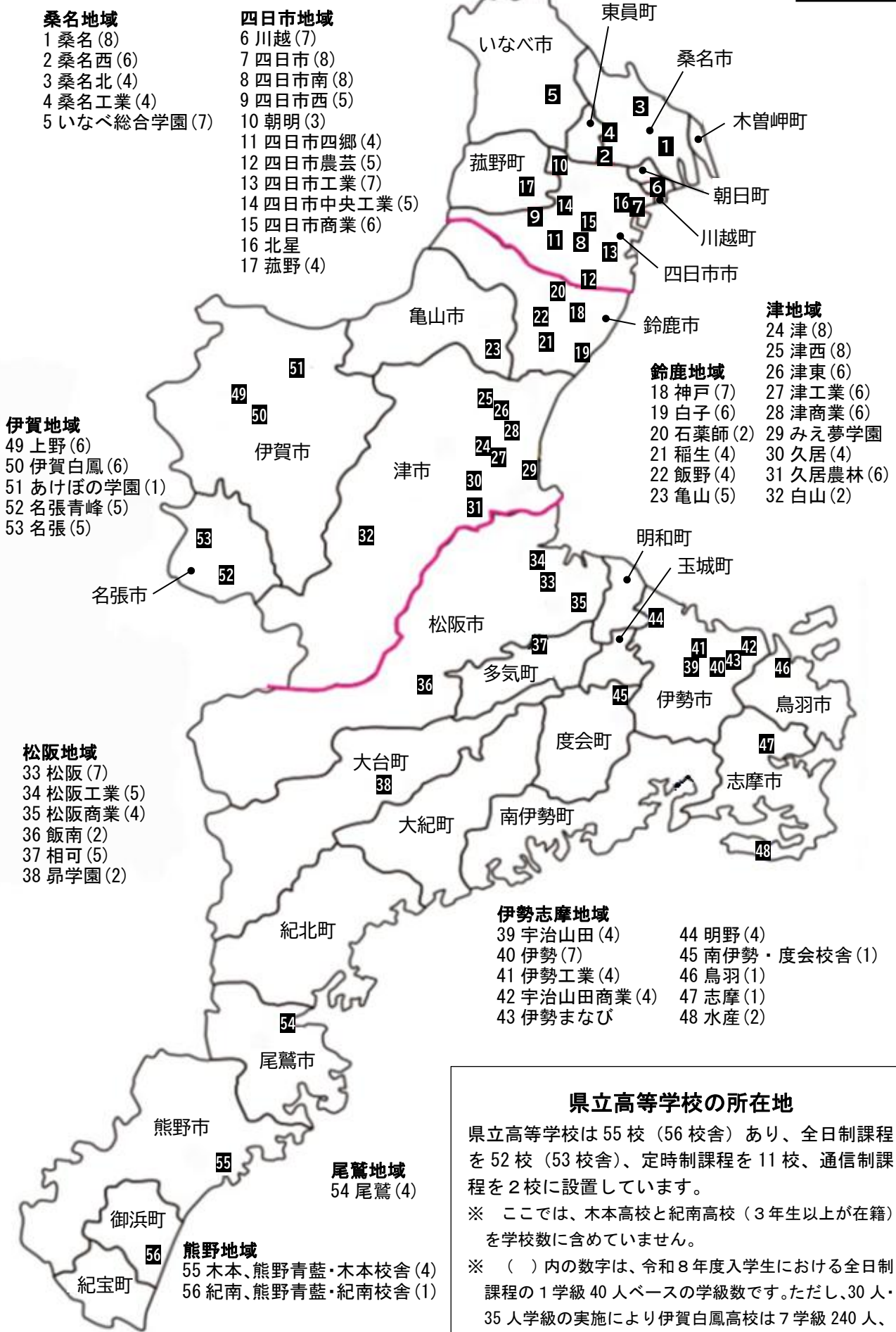
- 学科名略称:(普)普通科(普通科におけるコース制を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際科学、国際教養、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の南伊勢高校は、南勢校舎2学級・度会校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により水産高校は3学級105人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。

## 県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(令和8年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 見込人数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑名	県立:1,160 私立: 320 (1,924)				桑名北(普) 桑名工(工)		桑名西(普)	いなべ総合学園(総)	桑名(普看理)		5校 (29学級)
四日市	県立:2,480 私立: 975 (3,440)			朝明(普福)	四日市四郷(普) 菟野(普)	四日市西(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市商(商)	川越(普他) 四日市工(工)	四日市(普) 四日市南(普)		11校 (62学級)
鈴鹿	県立:1,120 私立: 470 (2,258)		石薬師(普)		飯野(外他) 稲生(普体)	亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(普理)			6校 (28学級)
津	県立:1,840 私立: 685 (2,552)		白山(普商)		久居(普)		津東(普) 津商(商) 津工(工) 久居農林(農家)		津(普) 津西(普他)		8校 (46学級)
伊賀	県立: 920 私立: 155 (1,368)		あけぼの学園(総)			名張(総) 名張青峰(普)	上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福)				5校 (23学級)
松阪	県立:1,000 私立: 530 (1,810)		飯南(総) 那学園(総)		松阪商(商)	松阪工(工) 相可(普農家)		松阪(普理)			6校 (25学級)
伊勢	県立:1,120 私立: 545 (1,718)		南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	水産(水)		明野(農家福) 宇治山田(普) 宇治山田商(商) 伊勢工(工)		伊勢(普)			9校 (28学級)
尾鷲	県立:160 私立: 0 (197)										1校 (4学級)
熊野	県立:200 私立: 0 (250)					熊野青藍(普総)					1校 (5学級)
県全体	県立:10,000 私立: 3,680 (15,517)	4校	5校	1校	13校	9校	9校	6校	5校	0校	52校 (250学級)

## 【備考】

- 学科名略称:(普)普通科(普通科におけるコース制、学際領域学科など普通教育を主とする学科を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際探究、国際科学、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の熊野青藍高校は、本本校舎4学級・紀南校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。



**県立高等学校の所在地**

県立高等学校は 55 校 (56 校舎) あり、全日制課程を 52 校 (53 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

※ ここでは、木本高校と紀南高校 (3 年生以上が在籍) を学校数に含めていません。

※ ( ) 内の数字は、令和 8 年度入学生における全日制課程の 1 学級 40 人ベースの学級数です。ただし、30 人・35 人学級の実施により伊賀白鳳高校は 7 学級 240 人、尾鷲高校は 5 学級 160 人として募集しています。

# 県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について 答申(概要)

## 1 背景

### 三重の教育

- 三重県教育施策大綱
- 三重県教育ビジョン
- 県立高等学校活性化計画

### 三重の現状

- 中学校卒業者数の減少
- 専門学科の生徒の割合が全国比で大きい
- 人口が県内全域に分散

- 通信制課程の生徒の増加
- 卒業後就職する生徒の割合が全国比で大きい
- 学校施設の老朽化が著しい

## 2 基本的な考え方

生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする

### 生徒ファースト

生徒が希望する学びを選択できる環境を整える  
 [ ※生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置 ]  
 ※それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供

価値観の異なる

多くの級友と出会える環境にする

## 3 学びの在り方

### (1) 課程

- 異なる課程の学校間連携
- 複数の課程を一つの高校に設置し、課程間を柔軟に行き来する制度の導入

### (2) 学科

- 普通科のコースの充実
- 普通科と専門学科との併設
- 総合学科への改編

### (3) 学校施設

- 共用空間等による学びを支える教育環境の整備
- ※県立高等学校の再編の議論と一体となって進めることが必要

### (4) 地域・企業との連携

- 地域・企業と連携し、社会全体で取組を推進

### (5) 県立高等学校の強みを生かした取組

- ICTを活用した遠隔授業の実施
- 他校で修得した単位の認定等の学校間連携
- 県立高等学校の全ての生徒を対象とした体験型学習等の実施

## 4 配置及び規模の在り方

### 通学条件

通学時間は、できれば60分以内、少なくとも90分以内

### 地域における配置

それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供

※難しい場合には複数の地域を一つのまとまりとして配置

### 規模の考え方

- 多様な学びの選択肢の提供
- 多くの級友と出会える環境の提供
- 学校行事や部活動の充実

### 適正規模

1学年4学級～8学級

※大学進学のニーズに応える学校は1学年6学級以上

※1学年4学級以上の配置が難しい地域は、1学年2学級・3学級

一定の規模があることが望ましい

## 5 子どもたちに選ばれる県立高等学校

- スクール・ミツシヨン、スクール・ポリシーの分かりやすい発信
- コミュニティ・スクールの仕組みなどを通じた保護者や地域住民の意見の反映

## 6 学校体育館等への空調整備の加速化について

### 1 学校体育館等への空調整備の加速化

学校施設は、子どもたちの学習・生活の基本となる場です。また、令和6年11月1日時点で県内公立小中学校の96.5%（475校/492校）が避難所に指定されており、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設でもあります。そのため、夏季の気温上昇による熱中症事故を防止するための環境を整備することは極めて重要です。

学校体育館等への空調整備については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める」とされました。

これをふまえ、国の令和6年度補正予算では、避難所となる公立小中学校等の体育館等への空調設備の整備を加速化するため「空調設備整備臨時特例交付金」が創設され、令和7年度補正予算では、同交付金から移行した学校施設環境改善交付金の「屋内運動場の空調設備整備事業」で空調単価及び補助上限額の引き上げが行われたところであり、更なる整備の加速化が求められています。

### 2 県内公立小中学校体育館等の空調設備の設置状況

（文部科学省「空調設備の設置状況調査」から）（令和7年5月1日現在）

空調設備設置率 14.2%（全国 22.7%）【資料1参照】

※体育館・武道場の保有棟数に占める設置棟数の割合

※可搬式空調設備（スポットクーラー）を保有する室を含む。

○設置率 100% 3町（うち2町はスポットクーラー設置）

○設置率 0% 7市8町

### 3 学校体育館等への空調整備に関する主な地方財政措置

(1) 屋内運動場の空調設備整備事業（避難所指定あり）【資料2参照】

- ・国庫補助率 1 / 2
- ・対象期間 令和15年度まで
- ・地方負担（国の令和7年度補正予算で採択された場合）  
地方負担 1 / 2 への起債充当率 100%  
元利償還金への交付税措置率 50% で、実質地方負担は 25%
- ・補助要件  
避難所に指定されている学校であること  
断熱性が確保されること（断熱性確保工事は後年度実施も可）
- ・補助単価 電気式 61,000 円 / m<sup>2</sup>、ガス式 86,000 円 / m<sup>2</sup>  
※断熱性確保工事分は実工事費額が補助単価となる。
- ・補助単価により算定した額（下記上限額あり）に国庫補助率（1/2）を乗じた額が、国庫補助額となる。  
上限額 電気式 1.1 億円、ガス式 1.4 億円

- (2) 大規模改造（空調）（避難所指定なし）
- ・ 国庫補助率 1 / 3
  - ・ 地方負担
    - 地方負担 2 / 3 への起債充当率 75%
    - 元利償還金への交付税措置率 30% で、実質地方負担は 51.7%
  - ・ 補助要件
    - 断熱性が確保されること（断熱性確保工事は同時に実施）
  - ・ 補助単価（R7） 電気式 61,000 円 / m<sup>2</sup>、ガス式 86,000 円 / m<sup>2</sup>
    - ※断熱性確保工事分は実工事費額が補助単価となる。
  - ・ 補助単価により算定した額(上限額 7,000 万円)に国庫補助率(1/3)を乗じた額が、国庫補助額となる。
- (3) 緊急防災・減災事業債
- ・ 対象期間 令和 8 年度～令和 1 2 年度（5 年間延長）
  - ・ 地方負担
    - 起債充当率 100%
    - 元利償還金への交付税措置率 70% で、実質地方負担は 30%
  - ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所における空調整備、断熱性確保工事、非常用電源の整備等が対象

◎緊急防災・減災事業債を活用して、停電時でも非常用自家発電設備等で稼働可能な空調設備を整備する場合【資料 3 参照】



県防災対策部の「いのちを守る防災・減災総合補助金」の活用により、上記の実質地方負担 30% について、1/2 の県単補助を受けることが可能であり、実質地方負担は 15%となる。

※詳細は、各市町防災担当課へお問い合わせください。

- (4) 空調設備の光熱費に対する交付税措置
- 令和 7 年度から体育館等の空調設備の稼働に必要な光熱費について、空調の設置状況に応じて普通交付税措置が講じられています。

#### 4 今後の取組

学校体育館等の空調設備は、災害時のみならず、通常の教育活動においても使用が可能であり、地方財政措置を積極的に活用し、整備の早期実施を検討いただきますようお願いいたします。

また、避難所となる学校施設の防災機能強化に当たっては、防災担当部局との緊密な協力体制の下、検討いただきますようお願いいたします。

<参考> 文科省 HP「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/mext\\_00943.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html)

※効率的・効果的な整備事例等が掲載されています。

# 体育館等空調設備設置状況（小中学校）

資料 1

三重県

令和7年5月1日現在

設置者名	体育館 及び 武道場数 (棟数)	うち避難所 指定校分 (棟数)	空調設備		空調設備 設置率	うち避難所 指定校分
			設置数 (棟数)	うち避難所 指定校分 (棟数)		
三重県	0	0	0	0	-	-
津市	77	77	2	2	2.6%	2.6%
四日市市	81	81	0	0	0.0%	0.0%
伊勢市	32	32	17	17	53.1%	53.1%
松阪市	52	51	0	0	0.0%	0.0%
桑名市	33	33	1	1	3.0%	3.0%
鈴鹿市	43	40	21	21	48.8%	52.5%
名張市	24	24	0	0	0.0%	0.0%
尾鷲市	8	8	2	2	25.0%	25.0%
亀山市	14	12	0	0	0.0%	0.0%
鳥羽市	8	7	0	0	0.0%	0.0%
熊野市	12	10	9	7	75.0%	70.0%
いなべ市	17	13	0	0	0.0%	0.0%
志摩市	14	13	1	0	7.1%	0.0%
伊賀市	30	30	0	0	0.0%	0.0%
木曾岬町	2	0	0	0	0.0%	-
東員町	8	8	0	0	0.0%	0.0%
菟野町	9	9	0	0	0.0%	0.0%
朝日町	4	4	1	1	25.0%	25.0%
川越町	4	4	3	3	75.0%	75.0%
多気町	9	8	1	1	11.1%	12.5%
明和町	3	2	0	0	0.0%	0.0%
大台町	8	6	0	0	0.0%	0.0%
玉城町	6	6	5	5	83.3%	83.3%
度会町	2	2	2	2	100.0%	100.0%
大紀町	4	2	4	2	100.0%	100.0%
南伊勢町	7	5	7	5	100.0%	100.0%
紀北町	10	10	0	0	0.0%	0.0%
御浜町	7	5	0	0	0.0%	0.0%
紀宝町	9	6	0	0	0.0%	0.0%
合計	537	508	76	69	14.2%	13.6%

\* 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。

\* 設置率については四捨五入の関係で100%と表示されている場合がある。

\* 組合立の学校がある場合は、所在する市町村に含めている。

\* 統廃合や改築を予定していて空調設備の新設予定のない場合や、休校中の学校の体育館等は、調査対象に含めていない。

\* 義務教育学校等、小学校・中学校で体育館を共有している場合は、棟数の重複がないよう計上している。

# 公立学校施設における体育館等への空調整備

令和7年度補正予算額 600億円

※学校施設環境改善交付金の内数



## 現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

## 事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

### <対象学校種>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

### <対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

### <算定割合>

1 / 2

### <算定対象の範囲>

下限額 400万円

上限額 1.1億円（EHPの場合）、1.4億円（GHPの場合）

### <対象期間>

令和15年度まで

### <主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

### <補助要件>

避難所に指定されている学校であること  
断熱性が確保されること

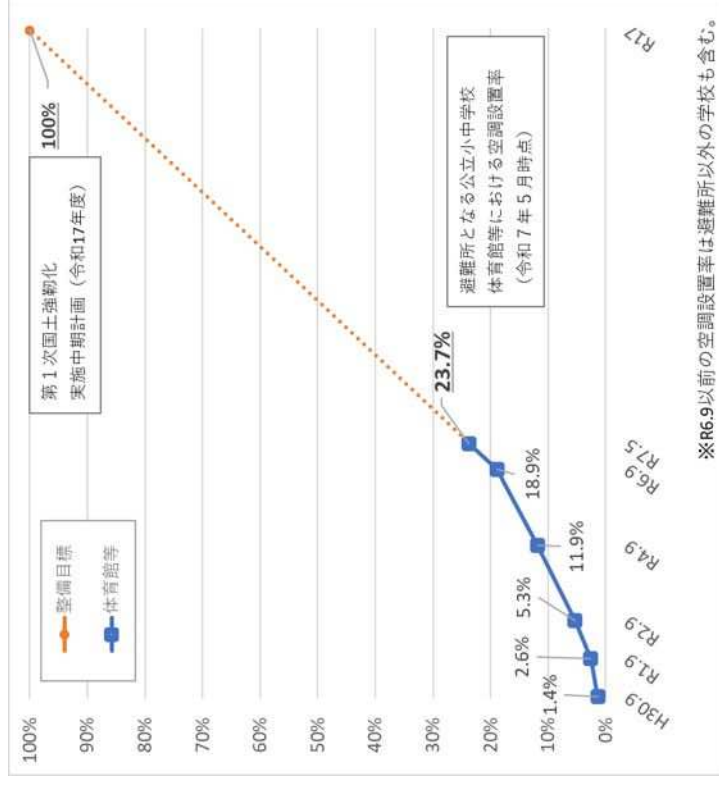
### <地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

## 事業スキーム



公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備



(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

## 学校体育館への **空調整備** の早期実施に向けた支援

5

つのポイント

### 1 補助率は1/2で負担を軽減！

補助率1/2での**整備**が可能。

### 2 地方負担額の100%に**地方債**の充当が可能に！

**実質地方負担は25%**※となるため、初期投資費用が抑えられ後年度負担も平準化。  
※後年度の元利償還金について、その50%に地方交付税措置

### 3 補助単価が従来より**アップ**！

従来よりも空調単価を**拡充**（EHP:6.1万円/㎡程度、GHP:8.6万円/㎡程度）。

### 4 **断熱性**の確保は**後年度実施**が可能に！

空調の設置年度とは異なる年度に実施、建物の実情に応じた工法による断熱性の確保など**柔軟な整備**が可能。

### 5 体育館空調の**光熱費**に**交付税措置**！

令和7年度から体育館の空調設備のための**光熱費**について、新たに普通交付税措置が講じられる。



**空調整備の早期実施に向けて、早めのご検討をお願いします！**

(参考) 学校体育館への空調整備関係の補助事業の比較

大規模改造 (空調)		屋内運動場の空調設備整備事業
対象学校種	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校	
対象施設	屋内運動場 (学校体育館、武道場)	
算定割合	原則 1 / 3	1 / 2
対象工事費	下限額400万円 上限額7,000万円	下限額400万円 上限額1.1億円 (EHP)、1.4億円 (GHP)
対象期間	—	令和15年度まで
工事内容	冷暖房設備の新設、これに伴うキュービクル等の設置や断熱性の確保工事	
断熱確保要件	既設もしくは併せて確保	後年度実施が可能に 令和15年度までに確保される場合を含む
避難所要件	なし	あり
地方財政措置	<p>国庫補助 (1/3) 33.3% 地方債 75% 元利償還金 0.30% 15.0% 地方負担 25% 35.0% 16.7% 実質地方負担 51.7%</p> <p>※市町村立の場合。 ※補正予算債等の場合は上記の措置と異なる。</p>	<p>国庫補助 (1/2) 50.0% 地方債 100% 元利償還金の50% 25.0% 25.0% 実質地方負担 25%</p> <p>※災害対策基本法に基づき指定避難所のほか、協定により防災時に避難所として開設される学校を含む。</p>

## 避難所における冷暖房機器の確保状況

県内の指定避難所のうち、

➤ **冷暖房機器を確保できている・・・6割強**

(令和6年11月1日時点 内閣府・消防庁調べ)

しかし、**停電時に稼働できない冷暖房機器も多い。**

## 防災に関する県民意識調査

(令和5・6年調査)

地震に対して避難しない理由として、

➤ **感染症や熱中症の発生など避難所の生活環境が心配**  
・・・**約2割** (令和5年調査)

避難所での生活で重視することとして、

➤ **冷暖房の整備**

・・・**約2割** (令和6年調査)

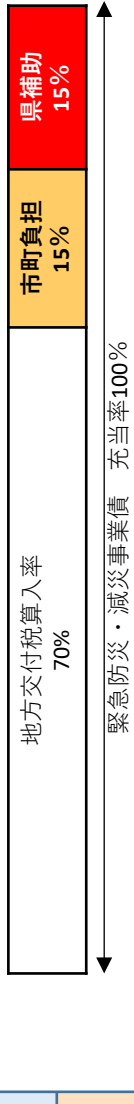
R7夏には、県内でも  
最高気温 **40°C超** を観測！

**県民のみならず、安心して避難していただくためには、  
指定避難所において停電時でも使用可能な空調設備を整備することが重要**

## 今回の助成制度

- **対象施設：指定避難所となっている公共施設**
- **対象事業：「緊急防災・減災事業債」を活用して指定避難所に整備を行う、  
自家発電設備等で稼働可能な空調設備にかかる工事費、設計費等**
- **支援内容：対象事業にかかる実質的な市町負担額の1/2を補助。  
一市町あたり申請限度額なし**

<実質的な市町負担>



## 県補助制度の活用

・ R7実績

**5市町20施設**

・ R8予定

**6市町で活用の見込**

資料 3

## 6 教職員の人材確保について

### 1 現状と課題

#### (1) 現状認識

本県では、令和8年4月始業日時点において、○人（小学校○人、中学校○人、高等学校○人、特別支援学校○人）の教員不足が生じています。

#### 【欠員状況】

(単位：人)

	R6 年度			R7 年度			R8 年度
	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日
小学校	5	21	17	2	2	11	確
中学校	6	5	5	2	5	10	認
高等学校	1	1	3	0	1	2	中
特別支援学校	0	8	7	7	11	10	
計	12	35	32	11	19	33	

#### (2) 教員不足の要因

- ・ 年齢構成の変化に伴う産休・育休取得者数の増加や、精神神経系疾患による病休者数の増加、特別支援学級数の増加による、講師の必要数の増加
- ・ 近年の大量退職・大量採用に伴い、多くの講師が採用試験に合格し、正規採用されることによる、講師名簿登録者数の減少（講師のなり手の減少）

#### (3) 今後の課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要です。

#### 【教員採用試験の受験者数】

(単位：人)

	R4 年度採用	R5 年度採用	R6 年度採用	R7 年度採用	R8 年度採用
受験者数	2,457	2,174	2,057	1,843	1,666
採用数	518	511	476	548	580
倍率	4.7 倍	4.3 倍	4.3 倍	3.4 倍	2.9 倍

※受験者数について、R7 年度採用以降は大学3年生を除外

## 2 令和8年度の取組

### (1) 教員採用試験の受験者数の確保

#### ①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 令和9年度採用選考試験（令和8年度実施）において、大学3年生を対象とした特別選考の対象を全校種教科等へ拡大
- ・ 様々な理由で離職を余儀なくされた元教員の再採用に係る特別選考を実施
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施（工業・福祉）
- ・ 講師確保につながる1次試験の全部又は一部免除
- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に上乘せ
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう1次試験を6月に実施

#### ②SNS等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

#### ③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

### (2) 教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

#### ①学校における働き方改革の取組

- ・ 「県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和8年3月策定）等に基づく業務量の適切な管理と健康確保措置の推進
- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ ICTを活用した業務の効率化
- ・ 中学校における休日の部活動の地域展開等を含む部活動改革

#### 【時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の月平均（4月～1月）人数】

（単位：人）

	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7とR1の比較
小学校	1,398 (19.7%)	649 (9.5%)	588 (8.7%)	524 (7.7%)	62.5%減
中学校	1,626 (43.0%)	1,122 (29.6%)	1,013 (26.8%)	906 (23.7%)	44.3%減
県立学校	599 (13.7%)	426 (9.6%)	397 (9.1%)	386 (8.9%)	35.6%減

※（ ）内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

## ②大学と連携した取組

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大学・皇學館大学の1年次生等の現場体験「プレアシスタント」の支援

## ③県全体で地域の教育課題に対応するための教育人材を育成するプログラムを構築する取組（文部科学省における補助事業 令和6年度～令和10年度）

### ＜三重大学の取組＞

- ・ 県教育委員会、皇學館大学、鈴鹿大学と連携し、「地域共創教員養成プラットフォーム」を設置・運営
- ・ 外国人児童生徒等への日本語指導やへき地・複式学級等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教員を養成する特別プログラムを構築
- ・ 県内で教員を目指す高校生を対象とした入試「地域教員希望枠」を新設し、合格した学生は特別プログラムを履修
- ・ 特別プログラムは「地域共創教員養成プラットフォーム」の枠組みで運用し、皇學館大学と鈴鹿大学の学生にも参加を呼びかけ

### ＜県教育委員会の取組＞

- ・ 地域が求める質の高い教員の継続的かつ安定的な養成・確保に向けて、特別プログラムを修了した学生を対象とする教員採用特別選考枠の設置検討

## （3）潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

## （4）メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・ 職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

### 3 教員のサポート体制の状況

#### (1) 専門人材・地域人材の活用

- ・ 国の事業も活用しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教頭マネジメント支援員等を配置・派遣
- ・ 特にニーズが高いスクール・サポート・スタッフについては全校に配置

#### 【主な専門人材・地域人材の予算状況】

(単位：千円)

	R 6	R 7	R 8	増減	前年比
スクールカウンセラー	364,311	396,548	411,495	+14,947	+3.8%
スクールソーシャルワーカー	113,083	116,496	121,936	+5,440	+4.7%
部活動指導員	82,322	93,360	107,570	+14,210	+15.2%
スクール・サポート・スタッフ	351,281	391,067	411,334	+20,267	+5.2%
教頭マネジメント支援員	23,467	37,511	51,852	+14,341	+38.2%
学校問題解決支援員	5,023	10,146	10,249	+103	+1.0%

#### (2) 新規採用教員等への支援

- ・ 若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や疑問を出し合う交流の時間を設定
- ・ 自らの指導に不安や課題を感じている教員を対象に、研修主事による学校訪問等を通じて、教員としての素養や資質・能力の向上を図るフォローアップ研修の実施
- ・ 学習指導や学級経営に不安や悩みがある若手教員に対して、学習指導、学級経営、生徒指導、児童生徒・保護者対応に関する基本的な知識・技能を学ぶスキルアップ研修の実施
- ・ 若手教員が自ら学べるオンデマンド研修用教材の作成

## 8 服務規律確保の徹底について

### 1 現状

教職員の綱紀肅正、服務規律の確保については、これまでも再三にわたり注意喚起しているところであり、各市町等教育委員会や各学校においては、県教育委員会が作成したハンドブックや通知等を活用したコンプライアンス研修を実施するなど、主体的な取組を推進してきました。

しかしながら、依然として教職員の不祥事が相次いで発生しており、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう厳しい状況にあります。

令和7年度は、懲戒処分とした事案が8件（うち小中学校3件）発生し、懲戒処分には至らなかったものの不適切な言動を行う事案も生じました。また、禁錮刑が確定したことによる失職の事案も発生しました。

#### <小中学校の懲戒処分事案>

盗撮行為	免職1件
飲酒運転	免職1件
公文書改ざん	停職1件

#### <小中学校の失職事案>

交通事故	1件
------	----

### 2 不祥事根絶に向けた対応策

#### (1) 県教育委員会の取組

##### ①リーフレット「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」の配布・周知

令和7年1月、不祥事の根絶・服務規律の確保の徹底を目的にリーフレットを作成し、臨時県立学校長会議、臨時市町等教育長会議を開催しました。

リーフレットは、全ての教職員が教職員の崇高な使命や重大な責務、行動規範を再認識したうえで、県民に信頼される教職員であり続けるために作成しました。今後も、全ての学校において、リーフレットを活用し、教職員一人ひとりが不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持ち、同僚に不祥事を「起こさせない」職場風土を形成し、職場全体で不祥事を絶対「出さない」よう、不祥事の根絶に向けた取組を徹底していきます。

##### ②公立学校における盗撮防止に向けた対策

名古屋市等の教員が児童生徒等を盗撮し逮捕された事案を受けて、県教育委員会において、令和7年9月2日に「盗撮防止に向けた対策」をとりまとめ、着実に進めています。

#### 「盗撮防止に向けた対策」

##### 1 教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いルールの策定

- ・教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末、撮影データの取扱いの徹底

##### 2 盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検

- ・日常的に更衣室やトイレ等にカメラ等が設置できないよう環境整備の徹底
  - ・更衣室等の点検を学期に1回、年間3回重点的に実施
  - ・公的デジタルカメラの整備（3月末までに完了）
  - ・盗撮カメラ探知機の導入（1月末までに完了）
- 3 コンプライアンス・ミーティングの実施**
- ・盗撮に係るコンプライアンス・ミーティングの実施（12月末までに完了）
- 4 盗撮等の事案に対する校内体制の整備**
- ・児童生徒が盗撮等の被害を受けた場合に、迅速かつ組織的に対応できる校内体制の整備（9月末までに完了）
- 5 性暴力の未然防止に向けた教育の充実**
- ・「生命（いのち）の安全教育」の推進
  - ・「情報モラル教育」の充実

なお、各市町等教育委員会においては、各市町の実情に応じて、盗撮防止対策の取組を進めるよう依頼しました。

**②「学校におけるハラスメント研修動画－児童生徒性暴力等－」の配信**

令和8年1月、児童生徒性暴力等の根絶につながることを目的とした研修動画を配信し、すべての教職員が受講しました。

どのような行為や発言が児童生徒性暴力に当たるのか、児童生徒にどのような影響を与えるのかなどについて教職員の理解を促進し、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度を向上させることにより、児童生徒への性暴力等の根絶を図っています。

**③公立小学校、特別支援学校小学部を含めた「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施**

県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、公立中学校の生徒を対象にアンケート調査を実施し、教職員によるわいせつ行為の被害を把握するとともに、生徒に対する自らの言動を振り返る機会を設けています。加えて、令和8年2月に、公立小学校、特別支援学校小学部の5・6年生を対象に、アンケート調査を実施しました。本調査結果をふまえ、市町等教育委員会とも協議しながら、小学校段階におけるアンケート調査を実施していく予定です。

**④「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置**

令和6年に設置した「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口に加え、より一層相談しやすい体制をつくるため、令和8年4月から、新たに中高生を対象としたSNSによる相談窓口を開設しています。

**⑤「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」の開催**

今年度も引き続き、本委員会を開催し、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策を検討していきます。

**⑥コンプライアンス・ハンドブックの活用**

コンプライアンス・ミーティング等において、サービスの基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス

ス・ハンドブック」を活用し、教職員のコンプライアンス意識の向上を図っています。

## (2) 市町等教育委員会の取組

市町等教育委員会においては、服務監督者として、不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組を参考にいただき、令和7年1月に作成したリーフレットを活用した研修や職員会議等を通じて、教職員一人ひとりが不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持ち、職場全体で不祥事を絶対「出さない」よう、管内の学校に対して、不祥事根絶に向けて主体的な取組を促進してください。

### [児童生徒性暴力等]

- ・児童生徒の成長に直接関わる教職員等による児童生徒性暴力等は言語道断であり決してあってはならないことである。「懲戒処分の指針」において、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者に対し、わいせつな行為等の児童生徒性暴力等に該当する行為をした教職員等は、免職とする、としているところである。

※児童生徒性暴力等における「児童生徒等」とは、教職員が直接かかわる生徒だけでなく、当該教職員が直接かかわらない生徒や学校に在籍しない者であったとしても、18歳未満の者であれば、「児童生徒等」に当たる。

- ・児童生徒性暴力等は、被害に遭った児童生徒の心に一生の傷を負わせること、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わないこと、他の教職員の目の行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応しないことなどを周知徹底し、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に取り組んでいく。
- ・盗撮防止対策として、各市町等の実情に応じて、「教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いについて」を改めて周知すること。また、日常的に教室やトイレ等の整理整頓を行うことにより、カメラ等の撮影機能のある端末を設置できないような環境を整備するとともに、定期的な点検を行うことにより、盗撮を許さない学校文化の形成に取り組んでいく。
- ・ハラスメントへの理解を深める動画を活用した研修を通して、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒へのわいせつ行為の根絶に取り組んでいく。
- ・引き続き、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を中学校において行い、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校となるよう取り組んでいく。また、今年度から、市町との協議をふまえ、小学校5・6年生を含めてアンケート調査を実施していく予定。

### [飲酒運転及び交通事故]

- ・飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図っていく。また、飲酒後は自転車であっても絶対に運転しない、させないことなどを確認し、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに取り組んでいく。

- ・交通事故等により、拘禁刑以上の刑が確定すれば、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、職を失うこととなる。失職に伴い、身分を失うとともに、教育職員免許状の返納義務が生じる。教職員一人ひとりに自動車の運転に伴う責任の重さを自覚させるとともに、疲れを感じ正常な運転ができない時は、絶対に自動車を運転しないなど周知徹底していく。
- ・横断歩道付近での交通事故が、相次いで起こっている。運転する時は、交通規則を守ることはもちろん、道路や交通状況に応じて、個々の細かい配慮をしなければならない。横断歩道における歩行者優先、万が一事故が発生した場合の適切な措置をすることなど、運転者の社会的責任を改めて再認識させる。

### [公務外における非違行為]

- ・教職員一人ひとりに、不祥事を「絶対起こさない」との強い意志を持たせるとともに、勤務時間のみならず、24時間365日、社会規範やルール、マナーを遵守するよう徹底していく。

#### 《参考》

- ・「管理職向けマニュアル 不祥事の未然防止に向けて」 (令和4年3月31日送付)
- ・「学校におけるハラスメント研修動画」 ネットDE研修にて配信 (令和6年1月25日送付)
- ・「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」 窓口を設置 (令和6年4月1日送付)
- ・「懲戒処分の指針」の一部改正 (令和6年7月4日通知)
- ・「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」リーフレット配布 (令和7年1月7日送付)
- ・「学校におけるハラスメント研修動画―体罰・不適切な言動―」 ネットDE研修にて配信 (令和7年1月30日送付)
- ・「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」改訂 (令和7年5月8日送付)
- ・「盗撮防止に向けた対策について」 (令和7年9月4日通知)
- ・「学校におけるハラスメント研修動画―児童生徒性暴力等―」 ネットDE研修にて配信 (令和8年1月29日送付)

## 9 学校における働き方改革の推進について

### 1 現状等

学校における働き方改革については、令和元年12月に給特法が改正され、県及び市町等教育委員会は、所管する学校の教職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする規則及び方針を定めるとともに、「三重県教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）」において「学校における働き方改革」を基本施策として位置づけ、長時間労働の是正に向けた業務の削減や必要な環境整備等に取り組んできたところです。なお、教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法に基づく36協定における時間外労働の限度時間が適用されています。

こうした取組の結果、令和7年度の4～1月における時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の平均人数のすべての教職員に対する割合は、小学校で約524人(7.7%)、中学校で約906人(23.7%)、県立学校で約386人(8.9%)となり、昨年度と比べて全校種で減少しており、これまで続けてきた学校における働き方改革の取組は着実に成果を挙げています。

しかしながら、時間外在校等時間が規則等で定めた上限を超える教職員は依然として存在しており、その解消は、早急に解決すべき課題です。

こうした中、令和7年6月に給特法が改正され、県並びに市町等教育委員会は、服務監督を行う教育職員に係る業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るための実施計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「実施計画」という。）の策定及び公表、実施計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告が義務付けられました。

今後は、県及び市町等教育委員会において、策定した実施に基づく取組を推進し、その進捗を適切に管理していくことが求められます。県教育委員会としては、広域自治体としての役割をふまえ、県全体の状況把握を行うとともに、統一的な取組の推進や専門人材・地域人材の配置やICT環境の整備等、各市町等教育委員会の取組を支えるための支援等を行ってまいります。

#### 【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数（4～1月）の推移】

	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7とR1の比較
小学校	1,398人 (19.7%)	649人 (9.5%)	588人 (8.6%)	524人 (7.7%)	▲874人 (▲62.5%)
中学校	1,626人 (43.0%)	1,122人 (29.5%)	1,013人 (26.8%)	906人 (23.7%)	▲720人 (▲44.3%)
県立学校	599人 (13.7%)	426人 (9.6%)	397人 (9.1%)	386人 (8.9%)	▲213人 (▲35.6%)

※ 各年度における（ ）内は各校種ごとの全ての教職員に対する割合

※ R7とR1の比較における（ ）内は、対R1比（%）

## 【学校における働き方改革の推移と全国比較（令和6年度確定値）】

	45時間超の教職員の割合	(参考) 全国平均	月平均時間外在校等時間	(参考) 全国平均
小学校	8.1%	22.2%	21.7時間	31.0時間
中学校	25.7%	39.5%	32.1時間	40.0時間
高等学校	11.6%	27.4%	18.5時間	33.0時間
特別支援学校	0.6%	4.2%	5.6時間	21.0時間

## 2 基本的な考え方

### (1) 上限時間の遵守

県及び市町等教育委員会が規則等で定める時間外在校等時間の上限（年360時間、月45時間）は、遵守すべき法的義務です。特に、年360時間の上限を遵守するためには、月平均時間が30時間を下回る必要があることから、国においても「令和11年度までに月平均時間外在校等時間を30時間程度に削減する」ことが新たに示されました。県、市町等教育委員会及び学校は、これらを念頭に置き、上限時間の遵守に向け、業務の削減や見直しを進め、定期的に労使で検証しながら、学校における働き方改革を一層推進する必要があります。

### (2) 県全体で遵守すべき基準

県教育委員会は、全ての公立学校における上限時間の遵守を通じて、本県の働き方改革を着実に推進させるため、「県全体で遵守すべき基準」を設定し、進捗管理を行います。

- ・ 時間外在校等時間年360時間・月45時間超の教職員数0人
- ・ 1人当りの月平均時間外在校等時間30時間以下 等

県、市町等教育委員会及び各学校は、本基準を指針とし、それぞれの実施計画や学校現場の実情に応じた目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

### (3) 実施計画の推進に向けた実施主体ごとの役割等

県、市町等教育委員会及び各学校は、それぞれの役割のもと、策定した実施計画に基づき、相互に連携し、主体的な取組を推進します。

#### ① 県教育委員会

県教育委員会は、広域自治体としての役割をふまえ、県全体の状況把握を行うとともに、環境整備等の支援を通じて、各市町等教育委員会及び各学校における取組を促進し、実施計画の目標達成に向けた連携・支援を行います。

#### ② 市町等教育委員会

市町等教育委員会は、上限時間の遵守を徹底するとともに、服務監督の対象となる教育職員に係る実施計画に基づく進捗管理を推進します。

### ③ 学校

各校長は、所管の教育委員会の実施計画に基づき、各学校の課題に応じた具体的な目標を設定し、業務改善に取り組むとともに、進捗管理を行います。

## 3 県教育委員会における取組

県教育委員会は、広域自治体としての役割をふまえ、県全体の状況把握を行うとともに、環境整備等の支援を通じて、各市町等教育委員会及び各学校における取組を促進し、実施計画の目標達成に向けた連携・支援を行います。

### (1) 全公立学校における統一的な取組の推進

県全体の働き方改革を効果的かつ着実に推進するため、「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の3項目は、全ての公立学校における統一的な取組として推進します。

### (2) 専門人材・地域人材の配置支援

国の事業も活用しつつ、学校現場のニーズが高いスクール・サポート・スタッフ（SSS）の全公立学校への配置をはじめ、専門人材・地域人材の確保・配置を県全体で推進し、各市町等教育委員会の取組を支援します。

### (3) ICT環境整備と活用推進

統合型校務支援システムの導入促進や、次期システムの再構築に向けた検討、効果的なICT活用に関する研修の実施、好事例の共有など、県全体の業務効率化に向けた環境整備を推進します。

### (4) 定期的な勤務状況等の把握と改善に向けた支援

県全体の取組に係る進捗を一体的に把握するため、引き続き、「公立小中学校教職員の勤務状況調査」及び「学校における働き方改革に係る取組状況調査」を実施します。これらの結果を市町別に分析しフィードバックするほか、定期的に市町教育委員会担当者会議等を開催し好事例の共有や意見交換を行うことで、各実施主体が各々の取組を客観的に評価し、改善につなげられるよう支援します。

## 4 各市町等教育委員会における取組

市町等教育委員会におかれましては、上限時間の遵守を徹底するとともに、服務監督を行う教育職員に係る実施計画に基づく進捗管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### (1) 上限時間の遵守徹底と実施計画に基づく目標の管理

各市町等教育委員会は、規則等で定められた「時間外在校等時間の上限（年360時間、月45時間）」遵守に向け勤務時間管理を徹底するとともに、策定した実施計画に基づき、目標達成に向けた取組の進捗管理を行ってください。

## **(2) 実施計画の目標達成に向けた取組の推進（指導・助言及び環境整備）**

各市町等教育委員会は、策定した実施計画に基づき、管内学校における業務量の適切な管理と働きやすい環境の整備に向けた主体的な取組を計画的に推進してください。その際、国の指針に示される「学校と教師の業務の3分類」等を参考に、各学校が業務の見直しを主体的に進められるよう支援するとともに、部活動指導員の活用等による指導体制の構築や、ICTを活用した業務効率化に向けた環境整備等に取り組んでください。

## **(3) 実施計画の評価・検証と総合教育会議への報告**

各市町等教育委員会は、実施計画の進捗状況について、労働安全衛生委員会等を活用し、毎年度、評価・検証を行ってください。その結果は、各市町の総合教育会議へ報告し、次年度以降の改善等につなげてください。

### **【参考】**

※ 本資料は、以下の通知に基づいています。

教委第20-3号（令和8年4月1日）「学校における働き方改革の推進について（依頼）」

## 10 いじめの防止に向けた取組について

### 1 いじめの定義およびいじめの重大事態について

いじめの定義（平成25年度から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの重大事態

重大事態とは、いじめ防止対策推進法（以下、法）第28条第1項に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」および「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

### 2 現状と課題

令和6年度のいじめの認知件数は6,142件（前年度比829件減）で、過去5年で初めて減少に転じましたが、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い状況です。いじめの態様の傾向として、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、認知件数全体の半数以上を占めており、全校種とも最も高い割合となっています。その中には、冗談として発言したことが相手に嫌な思いをさせてしまうなどといった「無自覚ないじめ」や、お互いに悪口を言い合つて、相手を傷つけるなどといった「双方向のいじめ」、学習のアドバイスをしたつもりが相手に嫌な思いをさせてしまうなどといった「善意で行われた行為によるいじめ」なども見られます。

公立小中学校で発生したいじめの重大事態件数は、令和6年度11件と増加（前年度比2件増）しており、増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や、保護者の意向を尊重した対応がなされたことがあげられます。一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応に課題があったことも指摘されています。また、重大事態の認定に至った事案であっても、管理職への報告の遅れ、組織的な対応の不備等により、重大事態の認定が遅れたとして訴訟に発展したものもあります。

いじめから児童生徒を守るためには、法に基づく適切な認知を行ったうえで、学校いじめ防止委員会で共有するとともに、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進め、いじめの深刻化を防ぎ早期解消を図る取組を一層推進する必要があります。また、いじめの重大事態の認定についても、法に基づき、躊躇なく認定を行ったうえで、第三者性を確保した組織の調査を行い、再発防止につなげることが重要です。

子どもたちの教育においては、子どもたちが生涯にわたり、自らの力でたくましく生きていくことができるよう、自己指導能力を高めることが重要です。いじめの問題についても、子どもたちが他者との関わりのなかで、相手の立場に立った行動ができ

るようにするなど、子どもたち自身で良好な人間関係を構築したり、壊れた人間関係を修復できるようにする力を育む必要があります。

【本県のいじめの認知件数（校種別） 国公立】 (単位：件)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6-R 5
小学校	2,684	3,026	3,958	4,862	4,278	▲584
中学校	823	980	1,095	1,622	1,349	▲273
高等学校	333	332	426	436	467	31
特別支援学校	21	19	39	51	48	▲3
計	3,861	4,357	5,518	6,971	6,142	▲829

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

【本県のいじめの重大事態件数（公立校種別）】 (単位：件)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6-R 5
小学校	4	4	4	6	5	▲1
中学校	0	2	3	3	6	3
高等学校	2	0	3	6	8	2
特別支援学校	0	0	0	0	1	1
計	6	6	10	15	20	5

(三重県教育委員会調べ)

### 3 令和8年度の取組

#### (1) いじめの未然防止

##### ①弁護士によるいじめ予防授業の実施

児童が社会性や規範意識を高められるよう、小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業を実施します。加えて、令和7年度からは、弁護士と作成した動画教材を活用するなど、公立小学校におけるいじめ予防授業の積極的な実施を進めます。

##### ②情報モラル教育の推進

文部科学省や警察などの関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなど、各学校で教育活動全体を通じた情報モラル教育が進められるよう支援を行います。

##### ③いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、学級活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることを考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を進めます。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発活動を行うなどの児童生徒が主体となった取組を実施します。

##### ④「STOP! いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへの応援メッセージや、相談窓口等を紹介すること

で、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。

【「STOP!いじめ」ポータルサイト】  
<https://www.stopijime.pref.mie.lg.jp/>



#### ⑤いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

令和7年度は、小学校4校、中学校6校、高等学校6校の参加がありました。県民からの2,832件の投票に基づき、応募作品の中から優秀作品賞を選定しました。令和8年度も引き続き、県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を募集するとともに、作成された動画は「STOP!いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、広く県民に啓発を行います。

### (2) いじめの認知と早期発見・早期対応

#### ①いじめ対応情報管理システムの運用

学校で認知したいじめの情報を、市町等教育委員会や県教育委員会が遅滞なく共有することで、困難な事案やいじめに起因する欠席がある事案等について、これまで以上に関係機関が連携し、迅速かつ適切な対応につなげます。

#### ②ネットパトロール

令和7年度は、児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布等のインターネット上の問題ある書き込み等が、小学校で17件、中学校で501件、高等学校で494件、特別支援学校で2件ありました。早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、引き続き専門業者によるネットパトロールを実施します。

#### ③スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、県内全ての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにSCを配置します（総配置時間83,794時間（前年度比3,353時間増）、任用人数172人（前年度比6人減））。SSWについては県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置し、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います（総配置時間28,059時間（前年度比1,883時間増）、任用人数45人（前年度比6人増））。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に引き続き配置します。

#### ④弁護士による支援

学校だけでは解決が困難な事案に対し、法律の専門家である弁護士による支援

を行います。

### (3) 教職員の資質向上と支援体制の充実

#### ①いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を県内6会場で実施し、いじめへの対応力を高めます。

#### ②いじめ問題対応サポーターの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを引き続き、生徒指導課に1名配置します。

#### ③子どもアドボカシーの教材開発（重点）

子どもの気持ちや意見を聴き、その思いを届けたい人に届けることや、意見をまとめる支援「子どもアドボカシー」を学ぶことができる児童（小学生）、生徒（中高生）、教職員向けの動画教材を作成しました。本動画教材の活用をはじめ、子どもが意見表明できる環境づくりを進めます。

## 1 1 不登校児童生徒への支援について

### 1 県内公立小中学校における不登校児童生徒の状況

令和6年度の県内公立小中学校の不登校児童生徒数は小学校1,936人（前年度比167人増）、中学校2,823人（同24人増）です。1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小学校で23.3人、中学校で64.7人となっており、文部科学省が不登校の定義を「30日以上欠席」とした平成10年度以降で最も多くなっています。

不登校児童生徒数のうち、教員（養護教諭以外）を除いて相談機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は小学校773人、中学校1,126人で、不登校児童生徒全体の39.9%にのぼります。そのうち、99.2%にあたる小学校で767人、中学校で1,117人が教職員から継続的な相談・指導等を受けていることがわかりました。

しかし、どこからも相談支援を受けていない可能性のある児童生徒が15人（小学校6人、中学校9人）いることから、より一層、誰一人取り残さない個々の状況に応じた支援を行う必要があります。

		R2	R3	R4	R5	R6	R6	小学校		中学校	
小学校	不登校児童数(人)	823	1,059	1,356	1,769	1,936		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
	(1,000人あたり)	9.1	11.9	15.5	20.7	23.3	不登校児童生徒数(A)	1,936	—	2,823	—
全国	(1,000人あたり)	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数(B)	773	39.9 (B/A) 【36.3】	1,126	39.9 (B/A) 【40.3】
中学校	不登校生徒数(人)	1,616	2,084	2,489	2,799	2,823	(B)うち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数(C)	767	99.2 (C/B) 【87.5】	1,117	99.2 (C/B) 【89.9】
	(1,000人あたり)	35.9	46.1	55.8	63.5	64.7					
全国	(1,000人あたり)	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9					

注) 全国は国公立

【 】内は全国平均

### 2 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

#### (1) 国からの通知等

平成29年2月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、文部科学省は令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通知しました。

- ① 不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日文部科学省)
  - ・ 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
  - ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること。
- ② 不登校児童生徒への支援の充実について(令和5年11月17日文部科学省)
  - ・ 一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。
- ③ 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(令和6年8月29日文部科学省)
  - ・ 文部科学大臣が定める要件のもと、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習について成績評価を行うことができる。

## (2) 県がめざす姿（三重県教育ビジョン基本施策5より）

- ・ 不登校の状況にある児童生徒の意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に進み、誰もが安心して学べる環境が整えられることによって、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を身に着けています。

## 3 児童生徒の個々の状況に応じた多様な学びの場の充実に向けた取組

不登校児童生徒への支援については、「学びの継続に向けた取組」が求められています。不登校の状況や背景は、個々により異なっていることから、個々の状況に応じた多様な支援を行う必要があります。

### (1) 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

#### ・ 校内教育支援センターの環境充実事業

校内教育支援センターは、学校に行くことができるが教室に入りづらいなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が学校内で安心して学習したり、相談支援を受けたりすることができる自分の教室以外の学びの場です。

令和7年度は、市町が校内教育支援センターに指導員を配置する費用を支援するとともに、取組の成果をまとめ県内市町に周知しました。県内の設置状況は、小学校77校（全学校数の22.6%）、中学校110校（同73.3%）となっています。（令和7年7月県教育委員会調査）。

引き続き、令和8年度も、国事業を活用し、市町を支援することにより、校内教育支援センターの一層の設置促進を図るとともに、校内教育支援センター指導員を対象とした研修を実施することで、県内の校内教育支援センターにおける支援の充実に取り組みます。

### (2) 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

#### ・ 学びの多様化学校

令和8年3月、県立みえ四葉ヶ咲中学校での学びの様子や成果、設立時の取組等についてとりまとめ、各市町教育委員会に送付させていただきました。県立みえ四葉ヶ咲中学校での取組が各学校における不登校の子どもたちの学びの継続に資するよう、引き続き情報提供を行います。

### (3) 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

#### ① 教育支援センターの機能強化

教育支援センターが、地域における不登校支援の中核となるよう、引き続き、指導員の配置や、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの全センター配置に取り組むとともに、8地域の教育支援センターに重点的に配置することで、訪問型支援や地域の福祉や医療機関等との連携した取組を推進します。また、県が委嘱する不登校支援アドバイザー（9名）による、教育支援センターへの訪問型支援にかかる助言や教育支援センターからの要請による訪問型支援を行います。

## ② 県立教育支援センターの運営

高校段階で不登校等の状況にある子どもたちの社会的自立に向けた支援（学習支援や体験活動、カウンセリング等）を「県立教育支援センターこもれび」で行っています。義務教育段階を卒業する進路未決定の不登校生徒の相談等も受けつけています。

## ③ 学校外で学ぶ子どもたちへの支援

フリースクールが行う体験活動等への支援やフリースクールへの臨床心理士等の派遣を引き続き実施します。

また、令和7年度は、経済的な事情のある20世帯、26名（小学生17名、中学生9名）に対してフリースクール利用料を支援しました。令和8年度も引き続き支援します。

## （4）家から出ることができない児童生徒

### ① オンラインの居場所づくり

令和4年7月から、メタバースや遠隔会議システムを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んでいます。広島県、愛媛県、宮崎県とそれぞれの企画に参加するなどの連携も進めており、令和7年度は65回実施し、のべ637名が参加しました。令和8年度も引き続き実施します。

#### 【令和7年度に実施した企画の例】

- ・「MieMu 発掘展（学芸員による古墳や資料の紹介）」
- ・大学生スタッフによる「数学クイズ」「エレクトーンコンサート」など

### ② アウトリーチ支援（訪問型支援）

学校とつながっていない不登校の状況にある児童生徒やその保護者に対して、教育支援センターに配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーおよび不登校支援アドバイザー等が、個々の状況に応じて積極的に働きかけることで、関係機関と連携した支援を行います。

## （5）全ての子どもたちが安心して過ごすことができる学校づくり

### ・ レジリエンス教育

令和3年度から、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス力）を育む取組を実践しており、これまでの取組から、レジリエンス力の育成は、自己肯定感や自己効力感、学習意欲等の向上につながる事が分かっています。

令和7年度は、32校で実践し、研修会や交流会の開催により各校での実践につなげるとともにこれまでの成果をふまえ、新たに発達段階に応じたプログラムを作成し、県内の公立学校に周知しました。

令和8年度は、これまでのプログラムの成果をふまえ、朝学活やSHR等において短時間で取り組むことができるプログラムの作成を行います。

#### 4 不登校児童生徒の保護者への支援

##### ① 不登校の保護者相談会

保護者の方が適切な支援につながる機会となるよう、令和7年度は県内9会場で、不登校の経験者や保護者および支援者による講演会、保護者同士の交流会、SC・SSW等との個別相談会を実施し、のべ180名の参加がありました。令和8年度も引き続き県内9会場で開催します。

##### ② AIチャット相談モデル事業（新規）

不登校児童生徒の保護者の心の負担を軽減し、必要な支援へとつなげるための初期相談や情報提供のあり方を検証することを目的とし、24時間いつでも対応可能なAIチャットを活用した相談対応についてモデル事業を行います。

#### 5 不登校の効果的な支援策を検討するための関係者会議の開催

令和5年度から、有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉や医療の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を開催し、支援のあり方について意見を頂いています。令和7年度は、医療機関との連携について意見をいただきました。令和8年度も引き続き医療機関との連携のあり方等について検討します。

## 12 外国人児童生徒教育について

### 1 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

#### (1) 小中学校における取組

県内全ての市町で不就学が生じないよう、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内（複数の母語〔日本語含め、7言語対応〕で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ）の対応を徹底し、就学の促進を図ります。

【R6年5月1日時点】

不就学の可能性23人（不就学17人、把握できない6人）

【R7年10月2日時点】

上記不就学17人中、就学13人、帰国1人、不就学3人

#### (2) 外国人児童生徒への日本語指導や学習支援

##### ① 市町の取組に対する支援

市町は、外国人児童生徒に対して、特別の教育課程を編成し、日本語指導やJSLカリキュラム\*を活用した授業を実施しています。特に、外国人児童生徒が集住する7市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市）では、初期適応指導教室の設置や母語支援員の配置等を行っており、県が市町の取組に対して、財政的支援を行っています。

\*日本語の力が不十分なため、日常の学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、分かりやすい日本語で教科の学習を行うカリキュラム

##### ② 外国人児童生徒への支援に係る教員の配置増

国は外国人児童生徒に係る教育の充実を図るため、平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数を段階的に基礎定数化しており、令和7年度の定数は128人（昨年度比10人増）となりました。あわせて県独自の加配36人を配置し（常勤講師2人、非常勤講師34人分）、外国人児童生徒への支援に努めています。

##### ③ 外国人児童生徒巡回相談員の配置（令和7年度から2人増）

市町の取組を補完する観点から、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援を行うため、外国人児童生徒巡回相談員22人を配置（令和8年度からビザイヤー語対応1人増、ベトナム語対応1人増）するとともに、令和5年度から、巡回相談員によるオンライン支援を行い、遠隔での日本語指導を推進しています。

また、外国人児童生徒巡回相談員が、外国の文化や生活を児童生徒に伝えることで、国際理解教育の充実に貢献しています。

【令和8年度】ポルトガル語7人、スペイン語3人、タガログ語4人、

ビザイヤー語3人、中国語3人、ベトナム語2人

【学校派遣】県内20市町へ3,313回派遣（R8.1時点）

【オンライン支援人数】176人（R8.2時点）

##### ④ オンライン日本語教育の体制構築

令和2年度から民間団体が配信する同時双方向の日本語教育を受講できる体制を整えています。令和7年度は、希望する全ての児童生徒が受講できるようにし、14人（R8.2時点）が授業時間や放課後に日本語教育のオンライン授業を受講しました。

### ⑤ 外国人児童生徒教育検討会議

市町教育委員会の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が、外国人児童生徒教育検討会議を開催し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議しています。

## 2 三重県の現状（令和7年5月1日時点）

本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和3年度以降、増加傾向にあり、多言語化が進んでいます。また、在籍する学校数も増加し、散在化が進んでいます。

○本県における日本語指導が必要な児童生徒数 2,780人

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（人）	1,803	1,690	1,761	1,765	1,897	1,953
中学校（人）	642	609	593	731	725	824
義務教育学校（人）	2	2	2	3	1	3
小計（人）	2,447	2,301	2,356	2,499	2,623	2,780

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 275校（小：187校、中：86校、義務：2校）

○日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町数 20市町

桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、朝日町、菰野町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、南伊勢町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、紀北町、紀宝町

○言語数 38言語（小・中学校、義務教育学校）

ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語 タガログ語	ビサイヤ語	中国語	ベトナム語	左記6言語の 全体に占める 割合
35%	13%	12.2%	9.5%	7.8%	5.8%	83.3%

## 1.3 中学校における部活動の地域展開等について

### 1 県の現状

#### (1) 県内の地域展開等の進捗状況

令和7年度に県教育委員会が行った調査では、運動部全1416部活動のうち613部活動(約43%)、文化部全321部活動のうち78部活動(約24%)で地域展開等(地域展開または地域連携)の取組が行われており、29市町すべてにおいて、少なくとも1つ以上の部活動の地域展開等が実施されています。

また、休日の地域展開の完全実施時期を公表している市町は、実施済1町、令和8年度中の実施予定9市町、令和13年までの実施予定5市町となっています(令和8年3月末時点)。

#### (2) 令和8年度国補助事業(運動部活動の地域展開等推進事業)申請状況

令和8年度の国補助事業については、県内26市町が申請しており、各市町において具体的な取組が進められる予定です。

- ①休日の地域クラブ活動費の支援<sup>\*</sup>：14市町
- ②地方公共団体の体制整備等：7市町
- ③平日を含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応：2市
- ④中学校における部活動指導員の配置支援：24市町
- ⑤経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援<sup>\*</sup>：1町

(<sup>\*</sup>市町が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とする。)

#### (3) 県単独補助事業

県は、各市町が円滑に地域展開等を進められるよう、国補助事業の対象とならないもので、市町が実施する地域展開を進めるための取組を補助する県単独補助事業(部活動の地域展開等スタートアップ補助事業)を以下のように実施します。

- ・令和8年度当初予算：4,850千円、補助率：1/2
- ・内容：①指導者配置及び育成補助(指導者報酬等、公認資格取得補助)  
②コンサルタント派遣費等補助(構想段階からの支援により取組の具体化を後押し)

#### (4) 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針の改訂

令和7年12月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国ガイドライン」という。)を踏まえ、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」(以下、「県ガイドライン」という。)の改訂を進めています。主な改訂ポイントは以下のとおりです。

- ・地域クラブ活動の認定制度の導入
- ・現代的課題(安全管理・ハラスメント防止等)への対応
- ・持続可能な運営体制の確保

## 2 地域クラブ活動に関する認定制度について

認定要件に基づき、中学校部活動を継承し一定の水準を満たした地域クラブ活動を公的支援の対象として、市町が認定する制度です。

### (1) 主な認定の要件

- ・活動の目的・理念（学校部活動の教育的意義の継承）、活動時間・休養日、指導体制、安全確保 等

※認定に係る「認定要件・確認事項」は、現在改訂中の県ガイドラインでモデルを示しています。

### (2) 認定のメリット

- ・財政支援（国補助の対象）※、学校施設の優先利用や県立学校体育施設使用料の減免、市町による広報や学校での募集案内配布 等（※1（2）①及び⑤参照）

## 3 令和8年度の県の取組

### (1) 指導者の確保

県が運用する「みえ地域クラブ活動人材バンク」（令和8年4月14日時点302名登録）の周知に努めるとともに、人材バンク登録者を対象に動画視聴による研修を実施する環境を整備し、指導者の育成を図ります。別途、日本スポーツ協会公認指導者資格を取得するための研修も対面形式で実施します。

また、顧問として部活動の指導や大会への引率を行うことができる部活動指導員についても、令和8年度は運動部193名、文化部45名と令和7年度から計30名増員し、拡充を図っています。

### (2) 市町へのサポート

先進事例や課題の共有等を行う、市町担当者との意見交換会を引き続き行うとともに、企業との連携や地域の運営団体・実施主体の検討など、市町の取組が円滑に推進できるよう県が任用する部活動改革コーディネーターを活用し、サポートします。

### (3) 運営団体・実施主体となり得る団体への協力要請

総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団、市町スポーツ協会などスポーツ関係団体や文化芸術団体等を対象に、引き続き協力依頼を行います。

## 14 体力向上について

全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、子どもの体力・運動能力や体格、運動意識、運動習慣、生活習慣、学校の取組等を調査しています。本県の調査結果を全国や前年度と比較・分析することで、子どもたちの体力の現状や傾向を把握し、県の取組に活用しています。また、市町等教育委員会にも情報を共有し、各市町において体力向上の推進に活用されています。

### 1 現状と課題（令和7年度調査における児童生徒及び学校に対する調査結果より）

#### (1) 児童生徒について

##### ①体力・運動能力について

- ・体力合計点全国比較（小学5年生・中学2年生）

	小学・男子	小学・女子	中学・男子	中学・女子
三重県	53.08	53.80	42.40	47.91
全国	53.02	53.97	42.20	47.58
三重県が全国より下回った項目	4種目 上体起こし 長座体前屈 20mシャトルラン 50m走	3種目 上体起こし 20mシャトルラン 50m走	4種目 上体起こし 持久走 20mシャトルラン 50m走	4種目 上体起こし 持久走 20mシャトルラン 50m走
全国より上回った項目 ※は同値	4種目	5種目 ※立ち幅跳び	5種目	5種目

- ・全国との比較から、筋力、全身持久力、スピードについて、注力する必要があります。

##### ②運動意識、運動習慣、生活習慣について

- ・運動意識について運動意識の向上に関わる以下の3項目は、概ね全国を上回る状況（全種別）
  - 運動やスポーツをすることは好き
  - 体育・保健体育の授業は楽しい
  - 将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい
- ・運動習慣については、以下の項目について令和6年度の本県の結果との比較で減少（全種別）しており、運動意識の向上と運動習慣の定着が必要。
  - 体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合
- ・生活習慣については、以下の2項目で全国を下回っており、改善が必要。
  - 朝食を毎日食べる（全種別）
  - 平日のスクリーンタイムが4時間以上（小学・男子除く）

## (2) 子どもの体力向上に係る学校の取組等について

- ・児童生徒の体力・運動能力の向上のための取組において、小学校では以下の3項目で「よく行っている」と回答した割合が全国を下回っており、体力向上の取組が学校全体として十分に行われていない現状があると考えられます。

- 教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、必要な教育内容を組織的に配列すること
- 調査やデータ等に基づき、PDCAサイクルを確立すること
- 人的・物的資源等を、外部資源も含めて効果的に組み合わせること

- ・ICTの活用頻度については、「毎時間活用している」「週に1時間活用している」と答えた学校を合わせた割合は以下の通りです。

	小学校	中学校
三重県 (前年比)	44.0% (↑5.8P)	68.7% (↓0.5P)
全国	46.7%	61.6%

小中学校ともに、引き続き、体育・保健体育の授業においてもICTが効果的に活用されるよう、取組を進める必要があると考えています。

- ・「体育・保健体育の授業で大切にしていること」という質問に対しては、小中学校ともに「体を動かすことの楽しさを実感させること」と回答した割合が最も高かったことから、子どもたちの「運動やスポーツをすることは好き」「体育・保健体育の授業は楽しい」「将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」といった運動意識の向上につながっていると考えられます。

## 2 具体的な取組

### (1) 学校訪問や研修会の実施

- ・指導主事による計画的な学校訪問、支援・助言

小学校体育指導充実非常勤講師配置校(15校)を中心に学校訪問を行い、各学校の現状や課題を把握し、課題解決を図るために、子どもたちが主体的に運動に取り組む工夫や生活習慣の改善を図る取組などの支援・助言を行います。

- ・教員研修の充実

小学校元気アップ研修会等を開催し、体育の授業改善に向け、教員の指導力向上に取り組むとともに、「体力向上トライアル運動(遊びの要素を取り入れた楽しんで取り組める運動)」が、各学校の体育授業及び体育・保健体育授業以外の時間において取り組まれるよう周知するとともに、各学校での実践を推進します。

元気アップブロック別協議会(小・中・三重県体力調査に抽出された高等学校を対象)において、体力調査結果の共有や体力向上マネジメント指導者養成研修(教職員支援機構主催)の還流報告、体力向上・生活習慣の改善の好事例を紹介するなどにより、各学校における自己肯定感の涵養も図る体力向上の取組の充実と「体力向上のPDCAサイクル」の確立を推進します。

## (2) 良好な運動習慣の定着

### ・「体力向上トライアル運動」(令和7年度からの取組)

実施指定協力校(小学校体育指導充実非常勤講師配置校)において、実践により総運動時間の増加がみられた「体力向上トライアル運動」について、周知・実践を図るため、研修会を年間数回実施し、実施指定協力校及び参加を希望する小・中学校を対象に、有識者を招いた「体力向上トライアル研修会」を開催します。

元気アップブロック別協議会において、好事例を共有し、学校における運動機会の創出取組である「1学校1運動」の活性化や、子どもたちの自主的な運動実施につなげます。

### ・アスリートの学校派遣

国事業「アスリート派遣(アスリーチ)」を活用し、小・中・高等・特別支援学校において、アスリート・パラアスリートによる体育・保健体育授業を実施することで、運動やスポーツへの関心・意欲を高め、子どもたちの運動のきっかけづくりにつなげます。

【実績】R7:35校(小・中・高等・特別支援学校)

〈訪問アスリート例〉

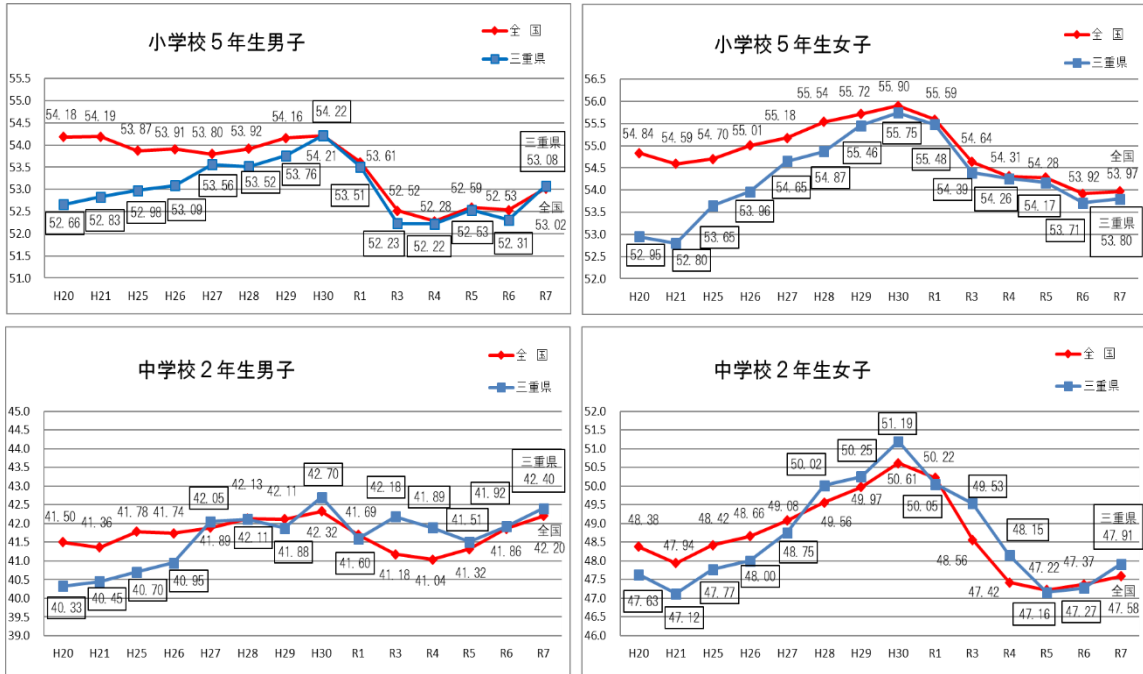
バレーボール	リオ五輪日本代表	佐藤あり紗さん
ソフトボール	日本選手権優勝	山根佐由里さん
車いすテニス	パラリンピック6大会出場	齋田悟司さん 他

## (3) 良好な生活習慣の定着

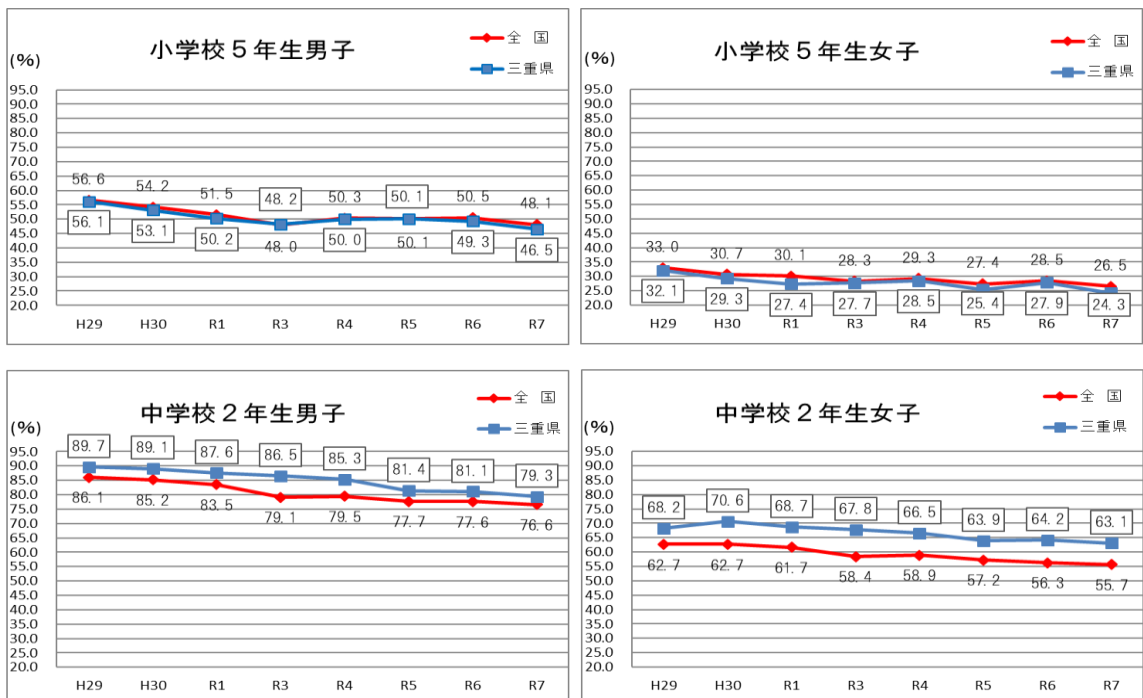
「生活習慣チェックシート」等の活用の促進や、朝食の摂取をはじめとする望ましい食習慣の定着に向け、「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」をより一層推進することで、子どもたちが自らの生活をマネジメントする力の育成を図り、良好な生活習慣の定着につなげます。

(参考)

1 <平成 20 年度(初回)以降の体力合計点(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン(持久走)、50m 走、立ち幅とび、ボール投げの 8 種目総得点)の推移> (平成 22、24 年度は抽出調査、平成 23 年度、令和 2 年度は調査中止)



2 <体育・保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間 420 分以上の割合の推移>



※三重県教育ビジョン (令和 6 年度から令和 9 年度)

K P I の項目 : 「運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合」

- ・「運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合」は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の「体育・保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間 420 分以上の児童生徒の割合」としています。

<運動習慣、運動意識、生活習慣についての令和7年度と令和6年度の比較>

【小学校5年生】

調査内容		男子			女子		
		R7年度	R7年度	R6年度	R7年度	R7年度	R6年度
		三重県	全 国	三重県	三重県	全 国	三重県
運動習慣	体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上(%)	↓ 46.5	48.1	49.3	↓ 24.3	26.5	27.9
	運動やスポーツをすることは好き(%)	↑ 74.4	72.7	73.9	↑ 55.9	54.1	55.7
運動意識	体育の授業は楽しい(%)	↓ 76.4	73.7	77.2	↓ 59.6	56.9	61.5
	将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい(%)	↓ 64.4	64.2	66.7	↓ 52.6	51.2	55.9
生活習慣	朝食を毎日食べる(%)	↑ 81.6	82.5	78.4	↑ 78.4	80.4	76.5
	睡眠時間が8時間以上(%)	↑ 73.2	71.8	69.6	↑ 74.5	73.7	72.7
	平日のスクリーンタイムが4時間以上(%)	↑ 27.3	27.4	31.1	↑ 23.4	22.8	26.7

: 全国を上回る     
 ↑ : 令和6年度の三重県を上回る     
 ↓ : 令和6年度の三重県を下回る

※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。

【中学校2年生】

調査内容		男子			女子		
		R7年度	R7年度	R6年度	R7年度	R7年度	R6年度
		三重県	全 国	三重県	三重県	全 国	三重県
運動習慣	体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上(%)	↓ 79.3	76.6	81.1	↓ 63.1	55.7	64.2
	運動やスポーツをすることは好き(%)	↑ 68.4	66.4	66.4	↑ 44.9	43.0	43.1
運動意識	保健体育の授業は楽しい(%)	↑ 63.4	56.8	62.4	↓ 41.9	38.0	42.9
	将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい(%)	↑ 62.7	61.9	61.0	↑ 42.8	41.2	40.5
生活習慣	朝食を毎日食べる(%)	↑ 81.0	81.9	80.2	↓ 73.8	74.4	74.6
	睡眠時間が8時間以上(%)	↑ 39.7	38.1	36.6	↑ 31.1	28.4	28.2
	平日のスクリーンタイムが4時間以上(%)	↑ 33.3	30.0	33.7	↓ 32.0	29.2	31.6

: 全国を上回る     
 ↑ : 令和6年度の三重県を上回る     
 ↓ : 令和6年度の三重県を下回る

※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。

## 15 人権教育について

### 1 教職員の人権感覚を高める取組

#### (1) 教職員人権感覚ブラッシュアップ研修

令和5年に教職員による土地差別事案が発生し、継続的に教職員の部落問題認識を深め、人権意識の向上を図る必要があることから、令和6・7年度に引き続き、内容を新たに今年度も全教職員を対象に「教職員人権感覚ブラッシュアップ研修」を実施します。

【令和6・7年度の取組から明らかになった課題】（各校の実施報告をもとに）

- ・教職員の部落問題認識を深め、人権意識を向上させるためには、継続した研修の実施が必要である
- ・同僚との対話を重視し、人権尊重の視点に立った職場づくりを進める必要がある
- ・人権学習の実施等、研修での学びを教育活動に活かしていく必要がある

【課題をふまえた今年度の取組】

○実施時期 11月30日（月）までに全公立学校で校内研修を実施

○研修の内容

(2)の『校内研修活性化のための動画等研修資料』（令和8年4月に全校配付）に集録されている資料のうち、以下のいずれかを活用して各校で研修を実施

- ◆ 「部落問題の解決のために～部落問題に関する現状を把握し、認識を深めよう～」
- ◆ 「部落問題に関する学習の充実に向けて  
～近代以降の部落史についての知識をアップデートしよう～」

#### (2) 校内研修活性化のための動画等研修資料の活用

各学校での人権教育に関わる校内研修が活性化されるよう、県教育委員会主催の研修会等で本資料の内容や活用方法を周知します。

【資料の内容】

テーマごとに、スライド資料、担当者用口述、配付資料、スライドショー動画をデータで集録。いずれのテーマもグループワークを含めて60分程度の研修内容

	テーマ
①	なぜ「教育的に不利な環境のもとにある子ども」に焦点を当てていかなければならないのですか。
②	「子どもの実態から取組をつくる」ためには、どのような視点が必要ですか。
③	人権問題と自分との関わりに気づいていくためにはどうすればよいですか。
④	「仲間づくり」とは、どのような取組ですか。どんなことをするとよいのですか。
⑤	子どもが安心して自分らしく過ごせる教室にするにはどうすればよいですか。
⑥	部落問題の解決のために～部落問題に関する現状を確認し、認識を深めよう～
⑦	部落問題に関する学習の充実に向けて～近代以降の部落史についての知識をアップデートしよう～
⑧	人権学習指導資料等の活用に向けて

## 2 人権感覚あふれる学校づくりの推進

### (1) 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

研究指定校（1小学校）及び指定中学校区（1中学校区）において、「三重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」の先進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを通して、小中学校における人権教育の充実を図ります。

[研究指定校および研究指定中学校区]

「人権教育研究指定校事業」 木曾岬小学校（木曾岬町）

「人権教育総合推進地域事業」 緑ヶ丘中学校区〔上野東小、友生小〕（伊賀市）

### (2) 人権教育アライメント事業

中学校区や近隣の県立学校を指定し、家庭・地域との連携や校種間連携による人権教育の実践研究を進め、家庭・地域と協働した学校づくりや、異校種の子どもたちによる協働的な学習活動の効果等について研究します。

[研究指定校] 鼓ヶ浦中学校区〔鼓ヶ浦小、白子小〕（鈴鹿市）および飯野高校

## 3 人権尊重の地域づくりの推進

### (1) 子ども支援ネットワーク活動推進事業

これまでの事業成果をもとに、学校・家庭と地域の多様な主体が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する子ども支援ネットワークの活動の活性化を図ります。

### (2) 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、県立学校、小中学校・義務教育学校等から指定する約10校の子ども代表（各学校7名程度）が集まり、各学校等で取り組んだ学習や活動の成果を発表し、人権が尊重される社会をつくるための意見交流を行います。

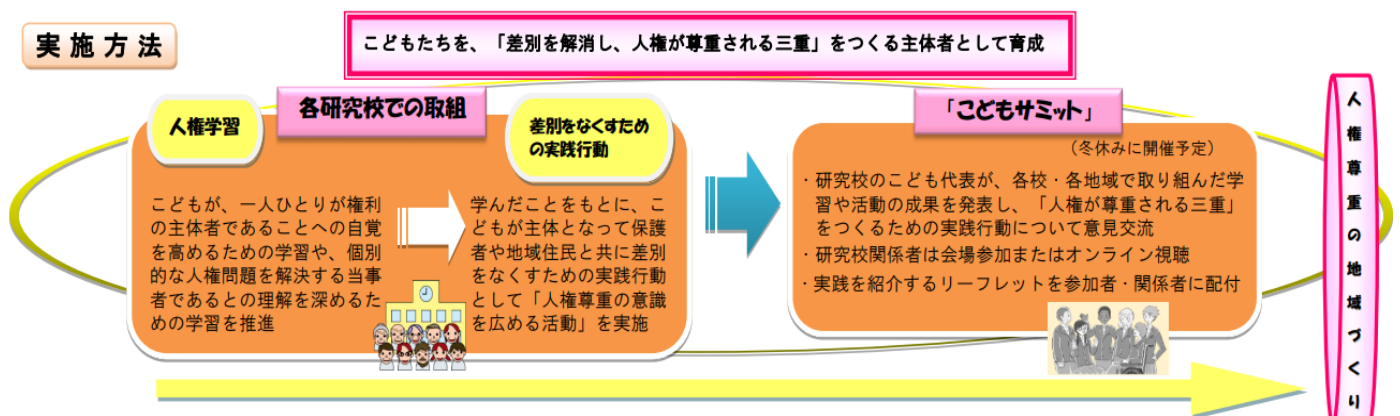
「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット

・令和8年12月25日（金）開催

#### 対象

〇令和6年度～ 各年10程度の研究校（県立学校・小中学校）、研究校（小中学校）を所管する市町等教育委員会

#### 実施方法



## 4 その他

### (1) 人権教育広報・研究事業

「三重県人権教育基本方針」に基づいた取組が推進されるよう、教職員を対象に、講座やホームページ等をとおして、県教育委員会が発行する人権学習教材や指導資料等の効果的な活用方法、人権教育の指導方法や実践事例等の情報を発信します。また、人権教育の推進に係る相談に対応します。

### (2) 人権教育研修事業

人権教育を推進する要となる管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修を実施し、各校における教職員研修を促進します。

また、各学校や地域における実践のリーダーとして高い専門性を持った教職員を育成します。

「人権教育推進管理職研修会」

・令和8年5月26日（火） [集合研修とオンデマンド研修の併用型]

「人権教育推進委員会等代表者研修会」

・地域別に6月下旬から7月上旬に実施

### (3) 指導資料作成事業

令和5年度、令和7年度に引き続き、教科等さまざまな場面で個別的な人権問題に関する学習を促進するための指導資料を作成します。

市町等教育委員会の指導主事や教職員等で構成する作成検討委員会を設置し、実践検証を重ねながら作成を進めます。

[作成検討委員]

津市教育委員会事務局、伊勢市教育委員会事務局の指導主事ほか、  
県内の教職員等 6名

## 16 教職員の資質向上について

### 1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

そのため教職員は、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。さらに、学校が抱えるさまざまな課題の解決に向け、組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教職員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教職員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和8年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

### 2 令和8年度の教職員研修の重点取組

#### (1) 「令和8年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

全ての教職員の資質・能力の向上に向けて職種や経験に応じた法定・悉皆研修（経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修）を系統的かつ体系的に実施するとともに、学校を取り巻く状況や教育課題が複雑化・多様化する中、さまざまな教育課題に対応できるよう、教職員の高い専門性と指導力の向上に向けた研修を実施します。

#### (2) 学習指導要領に対応した研修を実施

子どもたちの「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善による授業力の向上を図る研修を実施します。

#### (3) 自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

いじめ問題への組織的な対応や児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修、子どもたちのレジリエンス力を育むための研修、不登校児童生徒への早期からの支援、学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

#### (4) 学校マネジメント研修を実施

学校における授業改善や、教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職及びミドルリーダーのマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

① 新任管理職研修に加え、経験2年目及び3年目等の校長を対象にトップリーダーマネジメント研修を実施し、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めます。（資料1）

- ② 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱや、新任主幹・指導教諭研修において、ミドルリーダーマネジメント研修を実施し、持続可能で質の高い教育を提供できるよう、次世代の学校運営を担う、ミドルリーダーのマネジメント能力の向上を図ります。(下表)

《法定・悉皆研修》

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	「学校マネジメントの理解」「ミドルリーダーの役割と心構え」
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	「学校運営におけるミドルリーダーのあり方」
新任指導教諭研修	「ファシリテーション能力の向上」「教科指導と校内研修の充実」
新任主幹教諭研修	「学校マネジメントの実践と学校運営への参画」

《専門研修》

学校組織マネジメントリーダー育成研修	「学校組織マネジメントの理解と実践」
授業研究推進リーダー育成研修	『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」
教育相談リーダー育成研修	「教育相談体制づくりの推進」

(5) 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子どもを育む学校支援

学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感したり、「自分も一人の人間として大切にされている」と実感したりすることにつながる指導を行うことができるよう、教職員が、主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善や学校改善に向けた資質・能力の向上を図ります。

- ① 学校単位のモデル校及びモデル中学校区、モデル地域において、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりを推進します。また、校内研修等で活用できるよう、モデル校における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成し、教職員の資質・能力の向上を図ります。(資料2)

- ② 法定・悉皆研修及び希望研修において、自己肯定感についての理解を深める研修、自己肯定感の涵養につながる授業づくりや学級づくり等に係る研修を実施します。

(6) 若手教職員（初任～10年次）の育成支援

- ① 法定・悉皆研修では、自ら課題を解決することができるよう実践的指導力を高めるとともに、「学び続ける教職員」としての基礎を培います。
- ② 若手教職員が抱える不安や課題の解消に向け、主体的な学びを支援するオンデマンド教材や、校内・校外における学び合いを促進する教職員研修ハンドブック、校内研修の手引きを作成します。

3 令和8年度の教職員研修の概要

(1) 経験や職種に応じた研修（年間のべ206講座）

法定・悉皆研修では、令和8年度も引き続き、コンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につける研修、特別支援教育、不登校児童生徒への支援やいじめへの対応について学ぶ研修を、教職員の負担を配慮しつつ実施します。また、児童生徒の自己肯定感を涵養する教育について学ぶ研修を実施するとともに、教職員の人権意識や指導力の向上につながるよう人権教育に係る研修の充実を図ります。加えて、初任者研修等をはじめ、若手教職員が参加する研修については、協議や交流の時間を一層充実させ、受講者の悩みの軽減や同僚性の向上を図ります。(資料3)

《悉皆研修》 ※表の中で（法定）とあるものは、教育公務員特例法による研修

教諭研修	初任者研修（法定）、教職2～3年次研修、教職6年次研修、中堅教諭等資質向上研修ⅠⅡ（法定）
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修、養護教諭6年次研修、中堅養護教諭等資質向上研修ⅠⅡ
栄養教諭研修	新規採用栄養教諭研修、栄養教諭6年次研修、中堅栄養教諭等資質向上研修ⅠⅡ
幼稚園等教員研修	幼稚園等新規採用教員研修（法定）、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修（法定）
新規採用実習助手研修	
管理職研修	新任校長研修、新任教頭研修、トップリーダーマネジメント研修（校長2～3年次研修）
主幹教諭等研修	新任主幹教諭研修、新任指導教諭研修
学校事務職員研修	小中学校事務職員主事研修、小中学校事務職員主任研修、小中学校事務職員主査研修、小中学校事務職員主幹研修、小中学校事務職員総括主幹研修、事務の共同実施リーダー研修

《上記以外で、対象者に受講を強く推奨している研修》

特別支援学級等新担当教員研修、常勤講師等研修、採用前研修

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力等の向上（年間47講座〈のべ58講座<sup>(※)</sup>〉）

子どもたちの学力向上と主体的・対話的で深い学びの実現や、学びを通じた自己肯定感を涵養する教育の推進に向け、授業力、実践的指導力の向上につながる教員のライフステージに応じた研修を実施します。

- ・教科等に関する研修 22講座（のべ33講座<sup>(※)</sup>）（※）地域等の要望に応じてのべ講座数は変動します  
（国語2、社会1、算数・数学3、理科4（のべ9講座<sup>(※)</sup>）、図工美術1、体育2、道徳1、英語8（のべ14講座<sup>(※)</sup>）
- ・授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座）13講座<sup>(※)</sup>

高い専門性の向上につながるよう、司書・司書教諭研修（1講座）、実習助手研修（2講座）、校務担当職員研修（3講座）等を実施します。

また、三重県教育ビジョンの方向性や現場のニーズをふまえ、複式学級についての研修（1講座）、若手教員支援研修（2講座）、探究的な学びについての研修（3講座）を継続して実施します。

② 教育課題への対応力の向上（年間30講座〈のべ43講座〉）

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を、22講座（のべ34講座）実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、LGBTQ等個別的な人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援方法を学ぶ生徒指導研修や、いじめの未然防止を含めた集団づくりを学ぶ学級経営研修等、9つのカテゴリで研修を実施します。

＜テーマ研修 9カテゴリ 22講座（のべ34講座）＞

人権教育4、特別支援教育6（のべ18）、外国人児童生徒教育1、キャリア教育2、学級経営2、生徒指導2、乳幼児教育3、環境教育1、自己肯定感を涵養する教育1

イ ICT活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教職員を育成する必要があることから、教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上に向けた研修を8講座（のべ9講座）実施します。

#### (ア) 情報教育研修

授業でICTを活用して指導する能力や子どものICT活用を指導する能力等を高めるため、情報リテラシーや思考ツールの有効な活用方法を学ぶ研修等（5講座）を実施します。あわせて、端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後ICT活用研修「授業でのICT活用放課後研修」（2講座）を遠隔研修で実施します。

#### (イ) 教員ICT活用地域研修

地域のニーズに応じて、1人1台端末を活用した実践交流や、教科指導等におけるICT機器の効果的な活用法等についての研修（1講座）を実施します。

< ICT活用指導力向上に向けた研修 8講座（のべ9講座<sup>(※)</sup>） >

- ・情報教育研修 5講座
- ・放課後ICT活用研修 2講座（のべ3講座）
- ・教員ICT活用地域研修 1講座（地域の要望に応じて実施）

### ③ 教育相談に関する専門性の向上（年間28講座）

子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質・能力の向上をめざし、経験に応じた研修を年間28講座実施します。

また、令和8年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、第2・3ステージの教員を対象としたステップアップ研修において、現代の不登校をめぐる課題について学ぶ研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育相談地域支援研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。また、校内教育支援センター指導員を対象とした研修も実施し、教育相談に係る資質・能力の向上を図ります。

- ・教育相談ベーシック研修 6講座
- ・教育相談ステップアップ研修 8講座（うち、現代の不登校をめぐる課題別研修 3講座）
- ・教育相談リーダー育成研修 6講座
- ・ケース・カンファレンス 2講座
- ・教育相談地域支援研修 6講座（うち、校内教育支援センター指導員育成研修 2講座）

### (3) ミドルリーダーを育成するための研修

学校組織マネジメントリーダー育成研修、授業研究推進リーダー育成研修、教育相談リーダー育成研修を実施し、組織的な教育活動を推進する学校の中核となる人材を育成する。

### (4) 出前研修

地域や学校の課題に応じて校内研修等の支援を行うことで教員一人ひとりの授業力向上および授業改善等、教育活動や学校運営の質的向上を図るために、依頼のあった学校、市町等教育委員会の授業研究や学校マネジメントの推進に係るニーズに合わせて、集合研修や遠隔研修で実施します。

## 4 教職員支援事業

### (1) コア・サイエンス・ティーチャー養成拠点構築事業

- ① 三重大学と県教育委員会で策定するプログラムに基づき、理数教育の中核的役割を担うCSTの養成とその活動支援を行います。
- ② プログラムには、三重大学における講義（休日や長期休業中に実施）の受講や科学啓発活

動への参加等が位置づけられており、プログラム修了後CSTを認定します。

- ③ 受講者は、県内小中学校教員（Ⅰ種CST養成対象）、三重大学教育学部大学院生および皇學館大学教育学部大学院生（Ⅱ種CST養成対象）を対象に公募します。

## （2）教職員支援機構との連携による研修

外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修は、平成28年3月「まち・ひと・しごと創生本部」において、中央省庁の一部を地方に移転する「政府関係機関の地方移転」として位置づけられたものです。日本語指導の方法について、必要な知識等を習得するとともに、学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力を習得した指導者の養成を図るために実施します。

## （3）派遣研修

### ① 新教育大学等大学院教員派遣

県内公立学校の教員を現職のまま大学院（三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程）へ派遣して、研究・研さんの機会を与えることで資質の向上を図り、本県教育の振興に寄与することを目的として実施します。派遣期間は2年間とし、令和8年度は合計17名を派遣します。

### ② 大学等教員長期派遣等

県内公立学校の教員を大学等に長期間派遣し、教育実践に必要な専門的な知識・技能を修得させ、教員の資質向上を図ることを目的に実施しています。人権教育研修として大阪教育大学へ1年間（定員1人）、産業教育研修として大学等へ1年間（定員1人）、特別支援教育専門研修として独立行政法人国立特別支援教育総合研究所へ2ヶ月間（定員2人）、発達障がい児支援のための人材育成研修として県立子ども心身発達医療センターへ1年間（定員2人）の派遣事業を行います。

### ③ 社会体験研修

民間企業や福祉施設等、広く社会的視野を広め、教員として資質の向上を図る上で適切と認められる派遣先へ、長期（1年間、定員1人）、短期（3日間、定員5人）、夏季（夏季休業中の10～30日間、定員5人）の社会体験研修を行います。

## 5 指導に課題のある教員に対する研修

### （1）教員フォローアップ研修（資料4）

自らの指導に不安や課題を感じている教員、あるいは、授業等の指導力の向上を図る必要があると考えられる教員を対象に、学校訪問研修やセンター研修をとおして、教員自身がこれまでの実践を見つめ直したり、校長等から指導助言を受けたりして、教員としての素養や資質・能力の向上を図ることができるよう、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施します。

### （2）スキルアップ研修（年間8講座）

第1・2ステージの教諭と臨時的任用講師を対象に、授業づくり（2講座）、学級づくり（3講座）、生徒指導（2講座）、人間関係づくり（1講座）等に関する基礎・基本を学ぶ講座を希望研修として実施します。

## 令和 8 年度トップリーダーマネジメント研修 実施要項（案）

## 1 目的

社会の激しい変化に伴い、学校は複雑かつ多様な課題に対応することが求められており、このような諸課題に対応するには、管理職のリーダーシップと組織マネジメント力により教職員が一体となって組織的に取り組む必要がある。

また、受講奨励において校長自らが喫緊の教育課題や最新の社会情勢等について自律的に学ぶことが求められる。

本研修は、経験 2 年目及び 3 年目等の校長が、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めることを目的とする。

## 2 主催

三重県教育委員会

## 3 対象者

次の条件に該当する者

- ・令和 7 年度および令和 6 年度新任校長研修対象者（経験 2 年目及び 3 年目の校長）
- ・令和 5 年度以前の新任校長研修対象者等のうち希望する者

## 4 研修概要

## (1) 受講講座数

対象者	留意事項	必須受講講座数
令和 7 年度新任校長研修対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、(2)の 5 講座の中から令和 8 年度に 2 講座、令和 9 年度に 1 講座受講する。</li> <li>・単年度で全ての講座を受講することを可とする。 (3 講座以上受講した場合、本研修を終了とする。)</li> </ul>	令和 8、9 年度の 2 年間で 3 講座
令和 6 年度新任校長研修対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、(2)の 5 講座の中から令和 8 年度に 1 講座受講する。</li> <li>・令和 7 年度の受講状況にかかわらず、希望する全ての講座を受講することができる。</li> </ul>	令和 7、8 年度の 2 年間で 3 講座
令和 5 年度以前の新任校長研修対象者	希望する全ての講座を受講することができる。	—

※令和 9 年度は講座内容を変更する場合がある。

## (2) 日程と内容

回	実施日時	講座内容	会場
1	6 月 30 日(火) 13:30～16:00	<b>【集合】【リーダーシップ論】</b> 講義・演習 「未来を創るリーダーシップ (仮)」 講師 株式会社ヤマオコーポレーション 代表取締役 鬼澤 慎人	県総合教育センター
2	7 月 16 日(木) 13:30～16:00	<b>【集合】【ウェルビーイング】</b> 講義・演習 「ウェルビーイングをデザインする学校教育のあり方—非認知能力の育成をとおして— (仮)」 講師 一般財団法人応用教育研究所理事長 筑波大学名誉教授 櫻井 茂男	県総合教育センター

3	8月17日(月) 13:30~16:00	【集合】【スタッフマネジメント】 講義・演習 「ヒューマンリソース・マネジメント(仮)」 講師 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授 河村 茂雄	サン・ワーク津
4	10月13日(火) 13:30~16:00	【集合】【不登校支援】 講義・演習 「不登校を生まない学校づくり(仮)」 講師 明治大学文学部 教授 諸富 祥彦	県総合教育センター
5	11月30日(月) 9:30~12:00	【集合】【リスクマネジメント】 講義・演習 「スクール・コンプライアンスとリスクマネジメント(仮)」 講師 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授 坂田 仰	県総合教育センター

※今後、日程と内容については、変更する可能性がある。

## 5 受講申し込み

研修担当(県総合教育センター) Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 02 管理職研修 → (N01) トップリーダーマネジメント研修」で当該研修講座を確認し、「受付中」をクリックして「講座申込み」フォームに必要事項を記入のうえ申し込む。

※研修担当(県総合教育センター) Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 14 研修申込みについて」を参照。

## 6 受講上の留意事項

- (1) 台風等の非常時における実施については、研修担当(県総合教育センター) Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) Information に掲載の「台風、南海トラフ地震、弾道ミサイル発射等非常時における研修講座の実施について」のとおりとする。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退をしなければならない場合、県教育委員会事務局 研修企画・支援課(059-226-3428)に連絡する。
- (3) 上履き、名札(学校名、名前を記載したもの。各所属校で使用しているもの可)を持参する。
- (4) 研修費用の予算コード
  - ① 小学校・義務教育学校(前期課程)「1181-22」
  - ② 中学校・義務教育学校(後期課程)「1183-22」
  - ③ 高等学校「1186-07」
  - ④ 特別支援学校「0553-07」
  - ⑤ 県立中学校(みえ四葉ヶ咲中学校)「0523-01」

## 7 研修をより深めるために - おすすめのネットDE研修講座 - (参考)

### 【学校経営】

- ・「学校の働きやすさ・働きがい改革」(2025年1月)  
愛媛大学大学院教育学研究科 教授 露口 健司
- ・「学校組織におけるミドル・アップダウン・マネジメント」(2024年12月)  
長崎大学人文社会科学域 准教授 畑中 大路
- ・「OODAループで考える学校課題の解決方法」(2024年11月)  
国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科 教授 喜名 朝博
- ・「校長に求められるリーダーシップ・マネジメント・人材育成」(2023年12月)
- ・「次世代型ミドルリーダーをどう育むか」(2026年3月公開予定)  
学校法人湘南学園 学園長 住田 昌治

## 令和8年度子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業 実施要項

三重県教育委員会

## 1 目的

社会の急激な変化により将来の予測が困難な時代においては、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手として、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められる。

こうした中、子どもたちが自他のかげがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要である。

このことをふまえ、県内にモデル校及びモデル地域<sup>\*</sup>において、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを得られる主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりに向け、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を通じて、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりを推進し、自己肯定感や幸福感など子どもたち一人ひとりのウェルビーイングの向上をめざす。

※モデル地域とは、市・町・中学校区単位で本事業に取り組む地域をいう。

## 2 事業の実施期間

令和8年度の1か年とする

## 3 事業の実施について

(1) 県内公立学校のモデル校及びモデル地域における取組内容

実施 時期	内容	
	モデル校6校（小学校2校、 中学校2校、県立学校2校）	モデル地域2地域（市・町・中学校区 のいずれかから2地域）
4月	・モデル校決定	・モデル地域決定 ・市町等教育委員会事務局または地域 内公立学校に担当を置く。
5月 ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の自己肯定感に関する状況を把握 全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）、学校アンケート等から児童生徒の自己肯定感、幸福感などのウェルビーイングの現状について把握する。</li> <li>例）児童生徒質問紙「自分には、よいところがあると思いますか」 学校アンケート「〇〇の授業内容は理解できていますか」等</li> <li>・担当者会議への参加（集合）</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組に応じた講師の招聘による校内研修等の実施</li> <li>※子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりに向けた校内研修等の実施と研修での学びを生かした実践をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に応じた講師の招聘による研修等の実施</li> <li>※子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりについて各学校の共通認識を図る。</li> <li>・地域連絡会議等の実施</li> <li>※各学校において実践したことを地域連絡会議等で交流し、子どもたちの自己肯定感を涵養につなげる。</li> </ul>
10月	中間報告の提出（紙面報告）	
12月	学校アンケートの実施、取組の成果の振り返り	
2月	完了報告書等の提出、成果報告会への参加（集合）	

※令和9年度以降に、必要に応じて県内公立学校等へ取組の実施方法、成果等を環流する。

## （2）提出書類

モデル校及びモデル地域の担当は、以下の書類を市町等教育委員会を通じて県教育委員会に提出する。※県立学校は校長を通じて提出する。

- ①「実施計画書」【様式1】 <令和8年5月19日（火）提出締切>
- ②「講師招聘に係る資料」【様式2】 <研修実施日1ヶ月前までに提出>
- ③「中間報告」【様式3】 <令和8年10月9日（金）提出締切>
- ④「アンケート集計表」 <12月末～1月中旬>
- ⑤「成果報告プレゼン資料・成果報告概要」 <1月下旬>
- ⑥「完了報告書」【様式4】 <令和9年2月19日（金）提出締切>

※アンケート集計表、成果報告プレゼン資料・成果報告概要の提出時期等その他必要な事項については、県教育委員会から別途連絡する。

## （3）県教育委員会の取組

- ①効果的に本事業を実施するため、事務局担当者が、モデル校及びモデル地域において本事業の実施に必要な情報を提供する。
- ②モデル校及びモデル地域における自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりを目的として実施する研修等に係る経費を負担する。

<対象経費及び基準額>

ア モデル校6校（小学校2校、中学校2校、県立学校2校）

事業名	予算上限額	
	基準額	対象経費
子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業	1校あたり 10万円まで (※1)	事業の実施に要する経費のうち 報償費、旅費、需用費（消耗品費等）等

- (※1) ・消費税等を含む
- ・状況により変更がある

イ モデル地域2地域（市・町・中学校区のいずれかから）

事業名	予算上限額	
	基準額	対象経費
子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業	1地域あたり 30万円まで (※2)	事業の実施に要する経費のうち 報償費、旅費、需用費（消耗品費等）等

(※2) ・消費税等を含む

・状況により変更がある

- ③モデル校及びモデル地域の取組を紹介する通信『Well-being!!（ウェルビーイング）』を市町等教育委員会及び県立学校に向け発行するとともに、総合教育センターWebページに掲載し県内に発信する。
- ④モデル校等や市町等教育委員会を対象に、これまでの実践に学ぶ研修を実施する。また、モデル校間の研修会への相互参加により、事業全体の学びの促進を図る。
- ⑤モデル校及びモデル地域による成果報告会への参加を市町等教育委員会及び県内公立学校に周知するとともに、モデル校及びモデル地域が作成した成果報告書等を総合教育センターWebページに掲載する。また、これまでの実践の成果をもとにした校内研修支援用動画コンテンツを作成し、ネットDE研修として配信することで、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりに向けた校内研修等での取組における成果等の普及を図る。

令和8年度経験や職種に応じた研修一覧

研修の種類別		主な研修内容
教諭研修	初任者研修	教員としての素養、教科指導、授業実践研修、生徒指導、いじめ防止、学級経営、危機管理、キャリア教育、人権教育、防災教育 他
	教職2～3年次研修	授業づくり、社会体験研修 他
	教職6年次研修	教員としての素養、授業実践研修、生徒指導、不登校支援、人権教育、防災教育 他
	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、Ⅱ	教員としての素養、授業実践研修、生徒指導、いじめ防止、不登校支援、人権教育、防災教育、学校運営への参画
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修	保健教育、健康相談、不登校支援、救急処置、疾病の予防と管理、人権教育 他
	養護教諭6年次研修	保健室経営、健康相談、不登校支援、救急体制 他
	中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ、Ⅱ	保健管理、保健教育、保健室経営、健康相談、不登校支援、保健組織活動
栄養教諭研修	新規採用栄養教諭研修	栄養管理、衛生管理、教科等における「食に関する指導」 他
	栄養教諭6年次研修	給食管理、衛生管理、食に関する指導力向上研修 他
	中堅栄養教諭等資質向上研修Ⅰ、Ⅱ	栄養管理、衛生管理、給食の時間の指導、教科等における指導、個別的な相談指導
特別支援学級等新担当教員研修		障がい種別研修、テーマ別研修 他
幼稚園等教員研修	幼稚園等新規採用教員研修	幼児理解、自然体験活動、危機管理、人権教育、保育参観 他
	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	幼児理解、保護者とのかかわり、特別支援教育 他
新規採用実習助手研修		サービス、危機管理、生徒理解、人権教育、特別支援教育、防災教育 他
常勤講師等研修		サービス、危機管理、人権教育、特別支援教育、校種別・職種別研修 他
採用前研修		教職員としての心構え、年度初めの基本的な業務、人権教育 他
管理職研修	新任校長研修	学校組織マネジメント、授業改善のためのリーダーシップ、カリキュラム・マネジメント、災害発生時における校長のリーダーシップ、いじめ防止、不登校支援 他
	新任教頭研修	教頭の役割と期待すること、スクール・コンプライアンス、学校マネジメント、災害発生時における教頭のリーダーシップ、不登校支援 他
主幹教諭等研修	新任主幹教諭研修	主幹教諭に期待すること、チーム学校におけるリーダーシップ、実践交流
	新任指導教諭研修	指導教諭に期待すること、実践交流、若手教員の育成に係る指導力向上
学校事務職員研修	小中学校学校事務職員主事研修	学校事務職員の職務、給与・旅費等制度の基礎、教育課程、学校事務の理想を描く、財務マネジメント、学校事務職員の専門性 他
	小中学校学校事務職員主任研修、主査研修	カリキュラム・マネジメント、チーム学校におけるリーダーシップ、キャリアデザイン 他
	小中学校学校事務職員主幹研修、総括主幹研修、事務の共同実施リーダー研修	組織力向上をめざした業務改善、組織運営、学校組織マネジメント 他

# 令和8年度以降の法定・悉皆研修の再編について

## 一「新たな教師の学びの姿」の実現をめざして一

これまで実施されていた初任者研修の校内研修時間の一部を教職2～3年次研修に移行することを機に、法定・悉皆研修の再編を行い、教職員の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を通じた「新たな教師の学びの姿」の実現をめざします。

## 校内研修のねらいと内容例

### 校内研修のねらい

- ・教職員自身が主体的に学びを選択し、学び続ける姿勢を育む。
- ・所属校の目標や課題をふまえ対話する機会をつくり、協働的な学びの充実を図る。

### 研修内容例

- ・提案授業・事後検討
- ・授業参観・事後検討
- ・指導案の検討
- ・研修講座の還流・協議
- ・所属校の課題解決に向けた学習会
- ・教育課程の検討
- ・ネットDE研修を活用した学習会
- ・複数での自主的な学習会
- ・「教職員研修ハンドブック」を活用した学習会

### 教職2～3年次での校内研修実施例

回	内容
1	提案授業の指導案検討
2	提案授業・事後検討
3	人権教育に関する講座の受講と還流・協議
4	気になる子どもについての協議と学級づくりについて
5	授業参観・事後検討
1	提案授業・事後検討
2	ネットDE研修「いじめへの対応」の視聴と協議
3	学習評価について(「教職員研修ハンドブック」より)

## 校内研修を充実させるために～3つの支援～

### ①「校内研修の手引き」の作成

教職員の「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向け、効果的な校内研修の進め方などを掲載した「校内研修の手引き」を作成します。  
この手引きを活用することで、同僚との協働的な学びが促進されるようになります。

### ②「教職員研修ハンドブック」の作成

「教職員研修ハンドブック」を作成し、校内研修で活用できるようにします。  
学習指導や今日的な教育課題への取組、「考えてみよう」のココーナーなど、校内研修で取り組みやすい内容も掲載します。

### ③オンデマンド研修用コンテンツの充実

多くの教職員が感じている課題の解決に向けて、オンデマンド研修用コンテンツを充実させます。校内研修での活用を推奨し、教職員の学びをサポートします。

	校外研修	校内研修
初任者研修	<b>令和8年度～</b> <b>年間15回【変更なし】</b> 一斉研修 (5回) 【現行4回】 授業実践研修 (3回) 【現行4回】 生徒指導実践研修 (1回) 選択研修 (6回) 異校種連携研修 (1回) ネットDE研修 (1回) 個別選択研修 (4回)	<b>令和8年度～</b> <b>最大150時間【現行180時間】</b> ◆指導教員等による直接指導内容 ・初任者による提案授業 ・示範授業の参観 ・授業全般に係る指導 ・授業以外の指導 初任者研修1回を 校内研修1回と合 計5回(各5分)を移 行し、教職2～3 年次の学び を補完する <b>令和9年度～</b> <b>2年間で10回【現行0回】</b> ・2年次 (5回)、3年次 (5回) ・実践的スキルの習得 ・授業力の向上 ・同僚とのコミュニケーション力の向上
教職2～3年次研修	<b>令和9年度～</b> <b>2年間で7回</b> 【現行を校外研修に整理する】 一斉研修 (2年次に1回) (3年次に1回) 選択研修 (2～3年次の間で5回) (社会体験研修 (2回) 個別選択研修 (3回))	<b>令和9年度～</b> <b>年間2回【現行0回】</b> ・教育諸課題への対応力の向上 ・組織内の役割の理解 ・同僚とのコミュニケーション力の向上 中堅教諭等資質 向上研修1の2 回を移行し、教 職6年次の学び を補完する
教職6年次研修	<b>令和8年度～</b> <b>年間5回【変更なし】</b> 一斉研修 (2回) 【現行1回】 授業実践研修 (3回) 【現行4回】	<b>令和9年度～</b> <b>年間7回【現行9回】</b> ・教育諸課題への対応力の強化 ・専門的な指導力の向上 ・組織の中核としての貢献 ・同僚への支援
中堅教諭等 向上研修等Ⅰ	<b>令和8年度～</b> <b>年間6回【変更なし】</b> 一斉研修 (2回) 【現行1回】 授業実践研修 (3回) 【現行4回】 生徒指導実践研修 (1回)	<b>年間6回【変更なし】</b> ・学校運営や諸課題への解決策の立案・貢献 ・専門的な指導力の発揮と若手教職員の牽引 ・課題や研究への主体的な関わり
中堅教諭等 向上研修等Ⅱ	<b>令和8年度～</b> <b>年間4回【変更なし】</b> 一斉研修 (2回) 選択研修 (2回)	

## 令和 8 年度教員フォローアップ研修 実施要項

三重県教育委員会事務局  
研修企画・支援課

## 1 目的

自らの指導に不安や課題を感じている教員、あるいは、学習指導や生徒指導等の指導力の向上が必要であると考えられる教員に対し、学校訪問研修やセンター研修をとおし、教員自身がこれまでの実践を見つめ直すとともに、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施することで、教員としての素養や資質・能力の向上を図る。

## 2 対象者

県内の公立学校教員

## 3 研修期間

1 年間

## 4 研修コース

「学習指導コース」及び「生徒指導コース」のいずれかを受講する。

## 〈学習指導コース〉

授業準備（教材研究の仕方、目標設定、授業の組み立て方等）や指導技術（発問や切り返し、板書、机間指導等）等を学び、学習指導における指導力の向上を図る。

## 〈生徒指導コース〉

授業規律、児童生徒理解、児童生徒とのコミュニケーション等を学び、生徒指導における指導力の向上を図る。

## 5 研修内容

	学校訪問研修(コース別個別研修)	センター研修(両コース合同一斉研修)
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長との面談</li> <li>・授業参観、事後指導</li> <li>・受講者との面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導、生徒指導、児童生徒対応、保護者対応等に関する講義・演習</li> <li>・模擬授業、事後指導</li> <li>・受講者との面談 等</li> </ul>
場所	所属校	県総合教育センター
方法	訪問	集合
回数	年間 5 回程度 1 学期に 2 回程度 2、3 学期に 3 回程度	年間 6 回（1 日開催） 夏季休業中に 4 回 冬季休業中に 2 回
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導コースでは、学習指導案の作成等に対する事前指導（原則オンライン）を行う。</li> <li>・生徒指導コースでは、授業規律、児童生徒理解、児童生徒とのコミュニケーション等について学ぶ事前研修（対面及びオンライン）を行う。</li> <li>・必要に応じて個々の課題に応じた訪問支援を適宜行う。</li> </ul>	

## 【備考】

- ・指導、支援について連携を図るため、適宜、校長及び市町等教育委員会と情報共有を行う。
- ・本研修にかかる旅費は、県が負担する。

## 6 受講者の報告について

- ・ 県立学校（県立中学校を含む。）は、当該校長から研修企画・支援課長へ第1号様式にて報告する。
- ・ 小中学校等は、当該市町等教育委員会、市町教育支援・人事監を通じて、研修企画・支援課長へ第2号様式にて報告する。
- ・ 「学習指導コース」及び「生徒指導コース」のいずれかを選択する。
- ・ 報告にあたっては、受講者本人の意向、認識をふまえること。
- ・ 期限は、令和8年3月6日（金）とする。

## 7 受講者の決定について

- ・ 県立学校（県立中学校を含む。）は、研修企画・支援課長から当該校長へ通知する。
- ・ 小中学校等は、研修企画・支援課長から当該市町等教育委員会を通じて、当該校長へ通知する。
- ・ 通知は、令和8年3月中旬に行う。

## 8 その他

- ・ 当該校における受講者の状況を把握するため、令和8年3月中旬以降に研修担当が学校を訪問し、授業参観や面談を行う。

# 1 公立小中学校施設の耐震化・バリアフリー化の推進について

## 1 学校施設の耐震化・バリアフリー化の推進及び防災機能の強化

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化・バリアフリー化の推進及び防災機能の強化が喫緊の課題です。

## 2 県内公立小中学校の耐震化の状況（文部科学省「耐震改修状況調査」から） （令和7年4月1日現在）

### (1) 建物構造体の耐震化

平成28年度に完了

### (2) 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策

令和3年度に完了

### (3) 吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

点検実施率 97.7% 対策実施率 45.5% 〈学校単位〉

#### 《非構造部材の耐震点検・耐震対策》

近年の大地震では、天井材の落下・窓ガラスの破損などの非構造部材の損傷等により学校施設が避難所として使用できない事態が発生し、非構造部材の耐震点検・耐震対策の実施の必要性が改めて指摘されていますが、本県の耐震対策実施率は45.5%（全国71.0%）にとどまっています。

## 3 県内公立小中学校のバリアフリー化の状況

（文部科学省「バリアフリー化に関する実態調査」から）

（令和6年9月1日現在）

対 象		三重県	全国	令和12年度末までの 国の整備目標	
バリアフリー トイレ	校舎	84.8%	74.3%	避難所に指定されている 全ての学校(※2)に整備	
	屋内運動場	47.0%	47.9%		
ス ロ ー プ	門から建物の 前まで	校舎	89.9%	全ての学校に整備	
		屋内運動場	88.4%		80.7%
	昇降口等から 教室等まで	校舎	79.4%		65.2%
		屋内運動場	81.5%		65.5%
エレベーター(※1)	校舎	37.0%	31.2%	要配慮児童生徒等が在籍する 全ての学校(※3)に整備	
	屋内運動場	65.3%	72.1%		

※1 1階建ての建物のみ保有する学校を含む。

※2 総学校数の校舎約94%、屋内運動場約97%に相当

※3 総学校数の校舎約43%、屋内運動場約78%に相当

#### 4 文部科学省への県からの要望（令和7年度秋）

令和7年11月に、令和7年度国の予算編成等に際し、学校施設の安全確保対策、防災機能強化の推進と財源確保を求めるため、文部科学省に対して以下の要望を行いました。

- (1) 公立学校施設の老朽化が一斉に進行しており、対策にかかる地方負担の軽減を図る観点から、改築・改修事業への財政措置を充実すること。また、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- (2) 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリートイレの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- (3) 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し事業採択を行うとともに、認定・内定時期の早期化を図ること。また、本省繰越予算により採択する事業については、事故繰越が明許繰越に準じた簡素な手続きで承認されるよう関係省庁と調整を図ること。
- (4) 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図ること。
- (5) 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- (6) 令和6（2024）年度補正予算において「空調設備整備臨時特例交付金」が創設されたが、財政負担を平準化しつつ、より早期に、より多くの学校体育館等への空調整備を図るため、リースを活用した整備を補助対象に含めること。また、補助対象となる学校種に高等学校も加えること。

#### 5 今後の取組

##### (1) 非構造部材の耐震対策

非構造部材の耐震点検・耐震対策に、引き続き積極的に取り組まれるとともに、対策未了の施設の利用に当たっては、発災時の非構造部材の落下等のリスクを認識した対応をお願いします。

なお、文部科学省の調査において耐震点検が未実施の学校がある

市町につきましては、学校施設の維持管理に係る専門的な点検（建築基準法第12条に基づくもの、又は同等程度のもの。）や消防法に基づく点検に加え、非構造部材の耐震点検についても、適切に実施していただくようお願いします。

耐震対策が完了していない市町（特に対策実施率が0%の市町）におかれては、文部科学省の財政支援制度を積極的に活用して、耐震化完了に向けた取組をより早急に進めていただくとともに、児童生徒等の安全確保や保護者を含む地域住民への説明責任を尽くしていただくようお願いします。

（学校施設環境改善交付金（防災機能強化事業）：令和7年度は6市町の15事業に交付決定）

## (2) バリアフリー化の一層の推進

令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（バリアフリー基準）の適合義務の対象となる特別特定建築物として公立小中学校が新たに位置づけられ、また既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることになりました。

文部科学省においては、令和7年8月に「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂するとともに、令和8年度から令和12年度までの5年間に着実に整備を行うための整備目標を定め、早期整備に向けた一層の取組の推進を学校設置者に対して要請しています。

財政支援措置として、令和3年度からバリアフリー化整備工事の国庫補助率が1/3から1/2に引き上げられています。また、総務省においては、指定避難所となっている学校施設のバリアフリー化の整備に対して、緊急防災・減災事業債の活用を可能としています。

つきましては、文部科学省から令和7年8月22日に発出されている「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」を踏まえ、国の財政支援を活用しながらバリアフリー化を加速するようお願いします。

（学校施設環境改善交付金（バリアフリー化等施設整備）：令和7年度は6市の8事業に交付決定）

## 2 教職員の健康管理について

### 1 労働安全衛生体制の確立

教職員の労働安全衛生を守っていくことは、事業者である市町等教育委員会と学校の安全衛生管理の責任者である校長の責務であり、教育の維持・発展に欠かせない要素の一つです。このため、労働安全衛生法や学校保健安全法等には、様々なことが定められています。

年度の初めに当たり、教職員の健康管理が法令に則って適切に行われているか、今一度ご確認いただき、不備な点があれば、至急改善していただくようお願いいたします。

#### (1) 健康診断の確実な実施と、その実態の把握

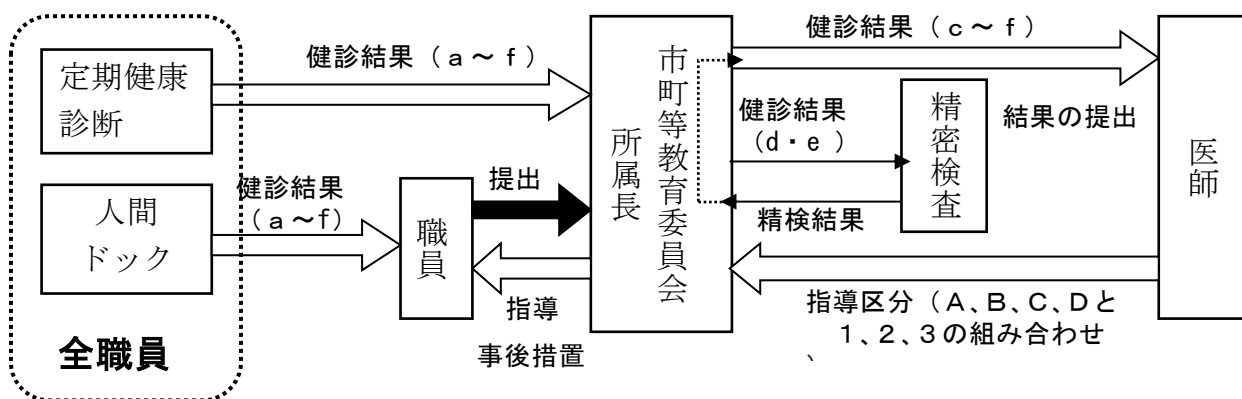
健康診断は、労働安全衛生法及び学校保健安全法において、事業者の実施義務と労働者の受診義務が定められており、労働安全衛生に係る法律には、罰則を伴う強い義務が課せられています。健康診断（人間ドックでの代用を含む）が職員に100%実施され、必要な職員が二次検診（精密検査）を受診し、事後措置についても確実に行われる体制が整っているかご確認いただくとともに、未整備の場合は速やかに整備していただくようお願いいたします。

また、健康診断実施後は、結果を5年間保存していかなければなりません。

人間ドックを健康診断の代用とされている市町については、個人に送付された人間ドックの健診結果を所属長に提出させた上で、指導区分の決定等の事後措置につなげるとともに、記録を5年間保存していく必要があります。

市町等教育委員会では、所管する各学校の健康診断の受診状況等を確実に把握するようにしてください。

#### (例) 健康診断の流れ



※ 健診結果のa～fは健診機関によって異なります。県立学校の健康診断の場合は、aとbについては健康者として指導区分をつける必要がないと定めています。

a：異常なし b：要経過観察 c：要指導 d：要精密検査 e：要医療 f：治療中

## (2) 指導区分の決定体制の整備

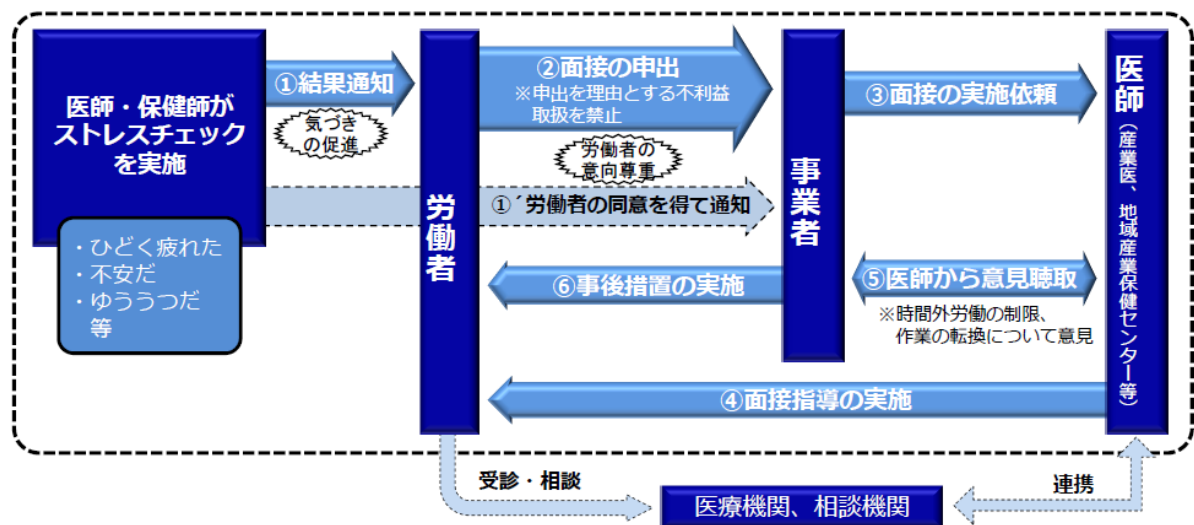
健康診断で健康に異常があると認められた職員については、医師が検査の結果を総合しその職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、生活規正の面と医療の面の区分を組み合わせた指導区分を決定するよう定められており、事業主である市町が責任をもって実施する必要があります。

指導区分の決定は、職員の職務内容及び勤務の強度を把握している医師と事業主が行うものであることをご理解いただきまして、健診結果に異常があると認められたすべての職員に指導区分を決定する体制を整備していただいているところです。指導区分決定が円滑に行われるようお願いいたします。

## (3) ストレスチェック体制の整備

労働安全衛生法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）によって、常時雇用する職員が50人未満の事業場においても、ストレスチェックを実施することが義務化されました（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。令和7年度は、すべての学校で実施していただきました。今後もストレスチェックの継続をお願いするとともに、集団分析結果を活用し、職場環境の改善に努めていただきますようお願いいたします。

### ○ストレスチェックの流れ



## (4) 安全衛生委員会の活用

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に安全衛生委員会の設置が義務づけられていますが、三重県教育委員会では、学校の規模にかかわらず、教職員が等しく安心かつ安全に働ける職場づくりを進めていくため、すべての学校に安全衛生委員会を設置し運営していただくようお願いしてきました。現在すべての学校で設置されています。

学校の安全衛生委員会は、教職員の労働安全対策にかかる重要な組織であることから、今後とも、定期的に開催し、各校の実態を踏まえた時間外労働の削減策や、過重労働の健康リスク等について話し合うことにより、教職員の健康意識を高め、具体的な改善につなげていくようお願いいたします。

また、教職員を対象とした、市町安全衛生委員会についても、すべての市町で設置していただいておりますが、定期的を開催して、安全衛生対策についてご検討いただきますようお願いいたします。

## 2 過重労働対策

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外労働時間削減の取組をさらに推進するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められている月80時間超の時間外労働対象者に対する医師の面接を確実に実施していく必要があります。（平成31年4月の労働安全衛生法等の改正により医師の面接の対象が月100時間超の時間外労働対象者から変更。）

産業医の選任は、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して義務づけられているところですが、平成20年度より、過重労働該当者が希望した場合に医師による面接指導を実施することができる体制の整備が、すべての学校において義務化されています。（学校医等でも可）

また労働安全衛生法等の改正を受け、国においては月100時間以上及び2～6ヶ月平均80時間の時間外労働者に対し、職員の希望の有無にかかわらず、医師による面接を実施することになり、地方公務員においても同様の対応を求められていることから、県立学校もこれに準じて実施することとしています。市町においても対応を進めていただくようお願いいたします。校長による面接を確実に実施させるとともに、医師による面接が、円滑に受けられるような環境をつくることにより、過重労働による健康リスクの低減に努めていただくようお願いいたします。

## 3 学校における受動喫煙対策について

県立学校については、平成15年5月の健康増進法の施行を受けて、平成16年4月から、全ての学校で敷地内全面禁煙を実施しています。

学校における受動喫煙対策は、これまでも厚生労働省通知（※）において、敷地内全面禁煙への取組をお願いしてきたところですが、令和元年7月より、改正健康増進法の施行を受けて、学校を含む第一種施設は敷地内禁煙が原則となったことをうけ、県内すべての小中学校においても敷地内全面禁煙が実施されています。

（※）平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」

## 4 メンタルヘルス対策

### (1) メンタルヘルス相談

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和5年度の0.71%（在職者数14,388人のうち102人）に対し、令和6年度は0.74%（在職者数14,333人のうち106人）であり、令和5年度に引き続き全国平均は下回っている状況であるものの、令和2年度以降増加しています。

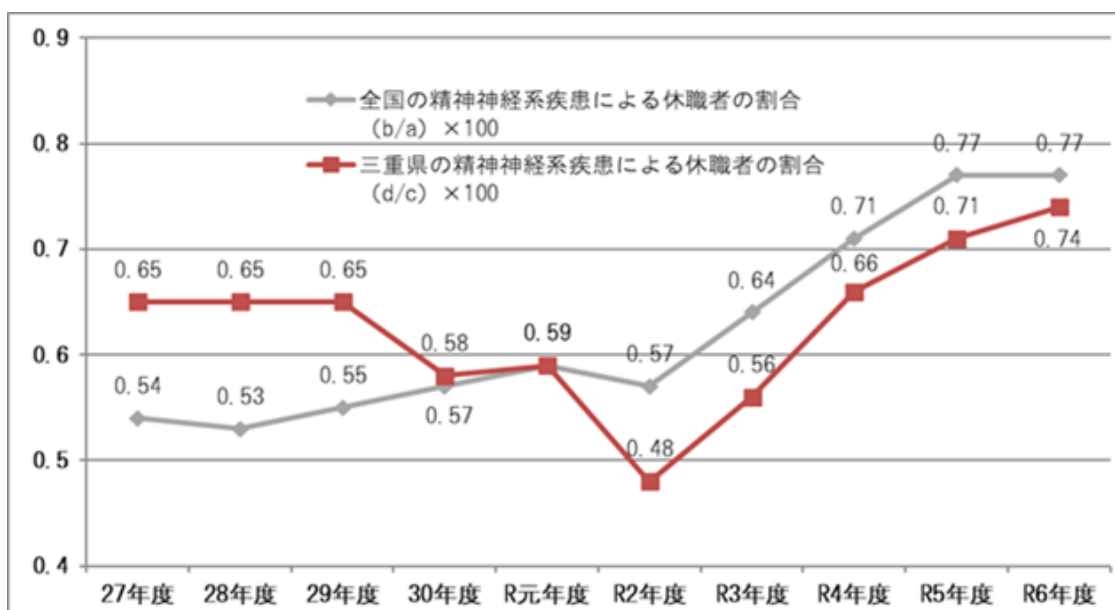
休職者の背景として、新規採用者や異動後1～2年目が多い、過去に休暇や休職の取得歴がある者が復職後に再発するケースが多いなどといった状況が見受けられます。

そのような状況のなか、メンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、予防対策、メンタルヘルス不調者への早期対応、復職支援及び再発防止の各段階での取組を推進しているところです。

精神神経系疾患の予防や早期対応のため、教職員にメンタル不調の心配がある場合に職員自身等を対象とした相談事業及び所属長を対象とした相談事業を行っています。また、メンタルヘルス不調者が利用できる事業や制度などを管理職が相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ事業」もありますので、あわせてご活用いただきますようお願いいたします。

特に、新規採用職員や異動して1年目の職員にメンタル不調になる職員が多くみられることから、所管する学校が、慣れない職場で疲れが出やすい4月～7月頃に声をかけていただくなど、所属職員の状況を、健康診断、過重労働の状況も含め、しっかりと把握し、職場全体で支援できる体制づくりをしていただきますようお願いいたします。

在職者数に占める精神神経系疾患休職者数の割合（単位：％）



三重県の精神神経系疾患による休職者数の内訳		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	小中	76	81	77	70	73	51	59	71	75	74
	県立	23	18	22	17	14	20	22	24	27	32

### メンタルヘルス相談事業

	メンタルヘルスカウンセリング
相談担当	臨床心理士
相談場所	学校、県庁舎等へ派遣
相談日	随時
相談対象	公立学校教職員、県教委事務局職員
服 務	特別休暇（匿名の場合は年休）

	メンタルヘルスカンファレンス
相談担当	精神科医
相談場所	吉田山会館等
相談日	原則第4木曜日
相談対象	所属長

### (2) リワーク支援専門員派遣事業

平成27年度より、復職支援制度の一環として、「リワーク支援専門員派遣事業」を行っており、令和元年度からは病気休暇者も対象としています。令和4年度より、回復状況により特に必要と認めた休職者については派遣期間を1年から2年まで延長可能とし、休暇者についても復帰後1年まで延長できるよう

制度を拡充しています。

職場復帰訓練中から復職後概ね1年間（必要時は最大2年間）、臨床心理士が復職者に対して認知行動療法を取り入れた面談をして、ストレスに対応するトレーニングを行っていきます。また、所属長とも面談し、復職者の状況の報告や支援方法等にかかる助言を行っていきます。

所属長が主治医の指導の下、該当職員と協議の上で職場復帰訓練計画を作成する際には、計画の中にリワーク支援を組み入れていただくとともに、復職後も継続してご活用いただきますようお願いいたします。

### (3) ニューフェイス交流会促進事業

不調になるリスクの高い初任者や異動して一年目の職員を対象に、孤立化を防ぎメンタルヘルス不調を予防する目的の交流会を各学校において開催できるよう、資料や交流会の実施例を作成し提供しますのでご活用ください。実施時期としては、4月から6月頃が望ましいですが、年間を通し利用いただけます。ぜひご活用ください。

## 5 健康情報等取扱規程の整備について

労働安全衛生法第104条第2項に関し、厚生労働省から「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日）が示されました。この指針の中で、事業者は当該事業所における健康情報等の適正な取扱いのため、労使の協議により取扱規程を定め、労働者に周知することが求められています。市町等教育委員会においても、公立小中学校の健康情報等取扱規程の制定と教職員への周知をお願いします。

## 6 化学物質管理について

令和5年度以降の労働安全衛生規則等の改正により、取り扱うすべての対象化学物質（リスクアセスメント対象物）について、リスクアセスメント結果を基にばく露濃度低減措置を実施すること等が義務付けられていますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

## 7 熱中症対策について

熱中症を生ずるおそれのある作業（WBGT（※注1）28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業）を行う際、熱中症の早期発見や重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務付けられていますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

## 2 4 健康教育・食育の推進について

### 1. 歯と口の健康づくり

平成 24 年 3 月に施行された「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本理念を踏まえ策定した「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」(第 3 次)では、「県民一人ひとりが主体的に行う歯と口腔の健康づくりの取組に加え、(中略)誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む」こととしています。県教育委員会では、県医療保健部や三重県歯科医師会等と連携し、子どもたちが健康づくりの一環としてむし歯予防に取り組むことができるよう、特に学齢期における歯と口の健康づくりの取組を行っています。

#### (1) 12 歳児のむし歯等の状況

三重県の 12 歳児の一人平均むし歯数は全国平均と比べて高い状況にあります。

(令和 6 年度 三重県 0.65 本 [令和 5 年度比-0.06 本])

全国平均 0.53 本 [令和 5 年度比-0.02 本])

(文部科学省学校保健統計調査及び三重県教育委員会学校健康状態調査 より)

また、12 歳児で未処置歯(むし歯)のある者の割合について、全国平均と比べて高い状況が続いていることから、むし歯予防の取組とともにむし歯治療についても、児童生徒及び保護者への一層の啓発・勧奨が必要です。

(令和 6 年度 三重県 12.86% 全国平均 9.99%)

(文部科学省学校保健統計調査及び三重県教育委員会学校健康状態調査より)

#### (2) むし歯予防の重要性

むし歯になってしまった歯は自然に治ることはなく、治療したとしても元の健康な歯に戻ることはないこと、むし歯をそのまま放置すれば、結果的に歯を失い、噛む機能なども失うことから、むし歯は子どもの重要な健康課題です。

特にむし歯になりやすい時期は 6 歳から 17 歳ぐらいまでと言われており、学齢期にむし歯を予防することは生涯にわたる健康づくりの観点からきわめて重要です。

(令和元年度改訂 「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり より)

むし歯予防のためには、次の 3 つが重要であるとされています。

- |                    |
|--------------------|
| ①正しい歯みがき習慣の意識付けや確立 |
| ②食習慣の改善            |
| ③フッ化物に関する学習や利用     |

(第 3 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画 より)

#### (3) 県内のフッ化物洗口の実施状況について

令和 7 年度は、伊勢市で小学校実施校が 12 校増えたことや、松阪市で中学校実施校が 4 校増えたこと、また大台町、紀宝町の小学校で新たに実施されたことにより、前年度の 73 校から 24 校増え、合計 9 市町 97 校(県立 2 校含む)が実施しました。

#### (4) 今後の取組

##### ①市町訪問

12歳児の一人平均むし歯数が継続的に高いなど課題のある市町を中心に、県医療保健部とともに訪問し、フッ化物洗口導入によるむし歯予防の有効性や安全性についての科学的根拠や実施市町の取組等の情報提供を行い、理解促進を図ります。

##### ②市町及び学校の保健担当者等への研修

県医療保健部と連携し三重県歯科医師会の協力を得て、次のような研修会、フッ化物洗口実施校視察を開催します。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 7月(予定)  | フッ化物応用研修会(三重県歯科医師会主催) |
| 8月(予定)  | 歯と口の健康づくりにかかる講習会      |
| 12月(予定) | 県内フッ化物洗口実施校視察         |

##### ③各市町校長会、各学校等での説明

フッ化物洗口にかかる準備や時間の確保等、現場における疑問点を解消し、フッ化物洗口に対する有効性や安全性について、正しい情報を理解していただくため、各市町校長会、各校の学校保健委員会・職員会議等、できるだけ多くの機会の説明をさせていただきます。

##### ④フッ化物洗口推進事業

県医療保健部のフッ化物洗口推進事業では、フッ化物洗口に係る経費負担をはじめ、学校における安全性・具体的な実施方法の説明等、スムーズな実施に向けたサポートを受けることができます。フッ化物洗口を実施されるにあたっては、本事業の活用をお勧めしています。

#### ※フッ化物洗口の効果

令和6年度の小学校フッ化物洗口実施率98.4%の新潟県では、12歳児一人平均むし歯数は0.2本と全国で最も少なく、平成12年から25年連続で全国1位となっています。

(文部科学省学校保健統計調査及び新潟県歯科疾患実態調査より)

また、フッ化物洗口を長年実施している新潟県弥彦村において、30～50歳代の成人のう蝕有病状況の調査が行われましたが、フッ化物洗口を経験した人では、成人期のう蝕が少ないことが報告されています。

(『フッ化物洗口マニュアル(2022年版)厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防の手法に関する研究」班編』より)

## 2. 学校給食と食育の推進

国の「第5次食育推進基本計画」(令和8年3月)の基本的な方針をもとに、策定された「第5次三重県食育推進計画」(令和8年3月)には、学校給食での地場産物の利用拡大を図ること、朝食の喫食率を上げること等が課題として示されています。

県教育委員会では地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとと

もに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進や、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施しています。令和8年度には、地場産物活用の課題を整理するとともに好事例等を全県的に展開し、自立的取組につなげることを目的とした「地場産物の活用・食育推進ワンストップパッケージ事業」を実施します。

## (1) 学校における食育の推進

### ①朝食摂取率の現状

三重県における「朝食を食べている子どもたちの割合」は国の調査によると、

令和5年度	小学生 93.6%	中学生 91.5%
令和6年度	小学生 93.5%	中学生 91.6%
令和7年度	小学生 92.9%	中学生 91.9%
令和9年度目標値	小学生 95.1%	中学生 93.1%

(文部科学省全国学力・学習状況調査より)

と、ほぼ横ばい傾向にあり、目標値にはいたっていません。健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。望ましい食習慣を身につけるきっかけづくりを進めるとともに、家庭への啓発が必要です。

### ②朝食摂取率向上に向けた取組

「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の入賞作品のレシピ集を作成し、県ウェブサイトに掲載しています。市町等教育委員会や関係部局、協賛企業と連携して児童生徒の取組を推進するとともに、家庭への啓発の機会として活用します。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校個人	1507人	1690人	1759人	1284人	1005人
中学校個人	5671人	4923人	4046人	2604人	2656人

(三重県教育委員会朝食メニューコンクール応募数より)

## (2) 学校給食における地場産物の活用推進

### ①地場産物活用状況

学校における地場産物の使用割合は、国の調査によると、

令和5年度 57.3% (全国 55.4%)

令和6年度 54.1% (全国 56.4%)

(文部科学省学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査より)

と、令和6年度は全国平均を

下回りました。物価高騰の影響もありますが、各自治体においても積極的な取組をお願いします。

### ② - 1 「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月第3日曜日をはさんだ前後1週間に「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、市町等教育委

員会から報告された取組（給食献立・食育）を県ウェブサイトで紹介し、周知を図ります。

## ② - 2 地場産物活用率向上の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や、公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町等教育委員会に情報提供します。また、学校給食での使用にあたって、各地域での地場産物活用における課題について、事業者にフィードバックし、改善策を提案することにより、地場産物の利用増につなげていきます。

## 4 教育相談体制について

### 1 子どもの心サポート事業

#### (1) 経緯・現状

いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒の増加等における要因や背景はより多様化・複雑化しています。子どもの心の問題の解決に向け、教職員の教育相談に係る資質の向上及び学校の教育相談体制をより一層充実させていくことが求められています。

#### (2) 事業内容

子どもたちがいきいきと学ぶことができるよう、学校等の教育相談体制の充実に向けて教職員を支援するとともに、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。

##### ア 専門的（二次的）教育相談

- i 対象：幼児から高校生までの子ども、保護者、教育関係者等
- ii 相談内容：不登校、対人関係、行動関係、障がい関係、進路関係、保育関係等

##### <面接相談件数>

年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
延べ件数	6,333	6,363	5,674	5,808	5,232	4,612	4,431	4,392

##### <電話相談件数>

年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
延べ件数	3,355	3,459	3,533	3,705	3,566	3,803	3,478	3,220

##### イ 教育相談研修

教職員の教育相談に係る資質の向上に向けた研修を実施します。

##### ウ 学校等支援

臨床心理相談専門員の派遣による教育相談に係る研修支援を実施します。

### 2 いじめ電話相談事業

#### (1) 経緯・現状

「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組んでいます。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ問題に悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できるセーフティネットとして、いじめ電話相談を実施しています。ここ数年、電話相談件数の増加に伴い、電話相談の回線がふさがってしまう状況が常態化しているため、令和5年度から、いじめ電話相談を1回線増設して実施します。

また、生命にかかわる相談に関しては、相談者の気持ちに寄り添い、早期に対応が必要な場合は、委託業者や関係課と連携し、迅速な対応に努めます。さらに、学校や児童相談所等の関係機関とも速やかに情報を共有し、いじめ問題の解決に向けて取り組みます。

#### (2) 事業内容

ア 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

イ 対象 児童生徒や保護者等

ウ 内容 いじめに関する相談

エ 実施時間 毎日24時間（365日）

#### ③ いじめ電話相談の相談件数

年 度	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
いじめ件数	215	212	101	119	150	180	243	226

※平成19年1月からいじめ電話相談を実施

※平成26年4月から電話相談時間を毎日24時間に延長

### (3) SNSを活用した相談事業

#### ① 経緯・現状

「三重県いじめ防止条例」に基づく取組として、いじめをはじめとする様々な悩みを抱える中学生・高校生が、安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した「子どもSNS相談みえ」を実施しています。令和2年度には日本語指導が必要な生徒を対象とした多言語でも相談できる体制を構築しました。令和6年からは実施曜日や回線数を拡充し、子どもたちにとって、より相談・通報しやすい環境の整備を図っています。

#### ② 事業内容

ア 期 間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

イ 日 時：学期始めや年度末などの相談の多い期間（4、9、10、11、1、3月）においては、平日を2回線を実施するとともに、土日祝日も相談を行う。（ただし年末年始は除く）いずれも午後5時から午後10時まで

ウ 対象者：県内全ての中学生、高校生

エ 使用するアプリ：「LINE」公式アカウント及び委託業者のWebチャットアプリ

オ 相談アクセス方法：チラシに掲載されている二次元コードを読み取る

カ 相談対応内容：

- ・いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談・通報
- ・文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みの相談

#### ③ 「子どもSNS相談みえ」の相談件数

	R03	R04	R05	R06	R07
相談件数	577	258	257	300	213
うち「いじめ」	45	35	37	33	23

# 学びの多様化学校設置の手引き



令和8年3月  
三重県教育委員会

## 《目次》

1	学びの多様化学校とは .....	2
	(1)はじめに .....	2
	(2)全国の設置状況 .....	2
2	設置準備編.....	4
	(1)特別の教育課程の編成.....	4
	(2)校時.....	6
	(3)施設・設備の整備 .....	7
	(4)条例・規則等の改正.....	9
	(5)視察の有効性.....	10
	★「学びの多様化学校全国研究協議会（まなたよ全協）」への参加.....	10
3	運営編.....	12
	(1)教科指導 .....	12
	(2)様々な体験活動 .....	13
	(3)生活指導・生徒支援.....	14
	(4)入学・入室までの流れ.....	15
	みんなの声.....	16
4	設置に向けた事務手続き上のスケジュール.....	18
5	参考資料 .....	19
	(1)国の支援制度.....	19
	(2)特別の教育課程の編成に関する資料例（みえ四葉ヶ咲中学校の申請資料）....	20
	(3)全国の学びの多様化学校一覧(令和8年4月現在).....	21
	関係様式 .....	25
	指定申請書（別記様式1－1）	
	同意書（別記様式2－1）	
	実施計画書（別紙）	
	補足資料	
	教育課程表	
	特別の教育課程の編成に関する資料	

# 1 学びの多様化学校とは

## (1)はじめに

わが国では、憲法や教育基本法により、すべての国民に等しく教育を受ける権利が保障されています。しかし、近年、不登校児童生徒数は急増しており、十分に教育を受けられているとは言い難い状況にあります。また、様々な事情により、義務教育段階の学びを十分に受けられなかった方も一定数存在します。

こうした背景から、平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、不登校児童生徒の教育機会の確保や、夜間中学等における学びの支援等について、国および地方自治体の責務が明確に定められました。

その後、令和元年 10 月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」や、令和 5 年 3 月の不登校対策「COCOLO プラン」が示されるなど、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組が加速しています。三重県においても、令和 6 年度の公立小中学校における不登校児童生徒数は 4,759 人と過去最多を更新しており、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の整備は、喫緊の課題となっています。

そのような中、不登校児童生徒への対応策として注目されている取組の一つが「学びの多様化学校」です。これは、不登校または不登校傾向の児童生徒に対し、授業時数の軽減や教科の新設など、特別な教育課程を編成するものであり、体験的・探究的な学習の充実など、興味・関心に応じた柔軟な教育を提供するものです。

三重県教育委員会では、令和 7 年 4 月、夜間中学である「県立みえ四葉ヶ咲中学校」について、文部科学大臣から学びの多様化学校の指定を受け、学齢期の生徒も通学できる学校として開校しました。同校では、一人ひとりの状況に合わせた自由進度学習や、充実した体験授業などを実践しています。

本手引きは、県立夜間中学の設置準備や運営状況を共有することで、各市町における学びの多様化学校の設置、あるいは既存の小中学校における柔軟な学びや、一人ひとりの児童生徒の困りに寄り添った丁寧な関わりへの支援することを目的として作成しました。本手引きが、子どもたちの可能性を引き出す豊かな学びの場づくりの一助となれば幸いです。

## (2)全国の設置状況

文部科学省では、学びの多様化学校について、令和 9 年度までに全国の都道府県・指定都市での 1 校以上の設置および、将来的には全国で 300 校の設置を目指しています。令和 8 年 4 月時点で、全国に 84 校設置され、その内、公立学校が 59 校、私立学校が 25 校です。令和 7 年度から 25 校増加しており、今後も全国的に増加が加速することが見込まれています。

学びの多様な学校の設置形態には以下の形態があります。

- ◆本校型 1つの学校として独立した形態。学校の施設・設備や教職員の配置など、学校設置基準を満たす必要がある。
  - ◆分校型 本校の校長が分校の責任者を兼ねており、物理的な施設・設備やカリキュラムの柔軟性は本校型と同様。
  - ◆分教室型 本校の一部として、教室だけを独立させた形態。児童生徒の在籍校以外の施設に設置する。
- ※その他、高校を想定した「コース指定型」もあります。

### 【校種別設置校数】

令和8年4月時点

	高校	中学校	小学校	小中一貫校	義務教育学校	合計
公立	2	43	5	9	3	59
私立	12	9	3	1	1	25

(義務教育学校数は小中一貫校の内数)

※県立学校は「愛知県立日進高等学校附属中学校」「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」「大阪府教育センター附属高等学校窓明分校」「福岡県立小郡高等学校」の4校

### 【形態別設置校数】

	本校型	分校型	分教室型	コース指定型	合計
公立	19	12	27	1	59
私立	13	0	2	10	25

## 2 設置準備編

### (1) 特別の教育課程の編成

不登校傾向にある児童生徒の学びの機会を確保するためには、心理的・身体的負担を軽減し、興味関心や生活リズムに基づいた活動を通じて自己肯定感と学習意欲を回復させることが大切です。

学びの多様化学校では、学校教育法施行規則第 56 条に基づき、学習指導要領等に定められた教育内容を確保したうえで、総授業時数の削減や教科の新設など、児童生徒の実情に応じた特別の教育課程を編成することが認められています。ただし、事前に文部科学省の審査を受け、指定を受ける必要があります。

具体的には、以下のような例があります。

- ◆教科横断的な学習や合科による教科の新設等、年間の総授業時数を標準授業時数より少なくする。(国は、総授業時数の下限の目安を定めていないが、令和 7 年度時点の設置校の下限は 770 単位時間)
- ◆1 単位時間あたりの授業時間 (小学校 45 分、中学校 50 分) を短縮する。
- ◆小学校において、学習指導要領にない、特色ある教科を新設する。(中学校は学習指導要領で教科の新設が認められている。)
- ◆特定の教科の授業時数を削減し、別の教科に補填するなど、授業時数の組み替えを行う。
- ◆下学年の指導内容を上学年へ移行するなど、指導内容を異学年へ移行する。

なお、申請した特別の教育課程について、文部科学省では、以下の観点について審査が行われます。

#### 【総授業時数を削減する場合】

本来、不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであることから、原則として、教育内容や総授業時数の削減は好ましくない。ただし、教育内容や総授業時数の削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な事情がある場合には、教育内容や総授業時数の削減を行うことができるものとしており、以下の観点を中心に審査を行う。

- ① 対象となる不登校児童生徒の実態に鑑みた場合、教育内容や総授業時間数の削減を行うことが、当該不登校児童生徒の教育機会を確保する上で不可欠であるといえること。
- ② 教育内容や総授業時数を削減したことによって、学びの多様化学校ではない学校に通う児童生徒と比較して、学習内容や体験内容に大きな差異が生じたり、学習理解に支障を来したりすることのないよう工夫が講じられていること。

- ③ 当該教育課程を受けることを想定している児童生徒を選考するための工夫（受験等に対応するために総授業時数の少ない学校に通いたい等の不適切な動機を持つ児童生徒を入学させないための工夫）が講じられていること。
- ④ 必要な体制整備等（人的配置や環境整備等）が行われていること。
- ⑤ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ⑥ 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑦ 児童生徒の転出入に対する配慮がなされていること。

**【総授業時数を標準授業時数と同数とする場合】**

不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で必要な特例であることを前提に、以下の観点等を中心とした審査を行う。

- ① 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程においても適切に取り扱われていること。
- ② 総授業時数が確保されていること。
- ③ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ④ （義務教育段階のみ）保護者への経済的負担への配慮その他義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ 児童生徒の転出入に対する配慮がなされていること。

### ★みえ四葉ヶ咲中学校の申請の場合

各学年の授業時数 1015 時間を 770 時間に圧縮し、特別の教育課程を編成するにあたり、教員や市町教育委員会の指導主事を構成員とする準備委員会を設置して、教育課程の検討を行いました。合科の授業を設定する上で、どの教科のどの単元のどの内容を合科授業に振り分けるかなど、細かな検討を行いました。

文部科学省とのやりとりでは、合科して特色ある教科を新設する際、単元の内容によっては、「合科では内容を満たさず目標を達成することができない」などの指摘がありました。そこで、学習指導要領の内容について細かく分析し、教科横断的に行ったとしても当該教科の目標を達成することが可能であることを説明できるよう、再検討を繰り返しました。特に、数学や社会、理科など、教科特有の知識及び技能がある教科では、具体的な内容項目をどのように補完するかを問われることが多く、特別の教育課程編成が認められるまで、半年以上の期間がかかりました。

教育課程の編成は、申請の中で最も重要なものであり時間がかかる作業ですが、文部科学省の担当者からは丁寧な助言がいただけます。このことをとおして、学校のコンセプトの確認を行うこともでき、開校後の保護者や関係者等への説明を明確にできるようになります。

## (2)校時

学びの多様化学校では、不登校児童生徒の多様な生活状況を前提に校時を設計することが重要です。不登校の背景には、生活リズムの乱れにより一定の時間に登校・学習することが難しい場合があるほか、起立性調節障害など健康上の理由から朝の活動が困難なケースも見られます。こうした実態に配慮し、柔軟な登校時間の設定や、午後からの学習開始、個々の体調に応じた学習計画の調整など、多様な時間割の構築が求められます。児童生徒が無理なく学びに参加できる環境を整えることが、学びの多様化学校の校時の設定の基本的な考え方となります。

### みえ四葉ヶ咲中学校の教育課程

総授業時数：770 単位時間（1 単位時間 40 分）

●各教科等の年間授業時数	新設教科									
	国語	社会	数学	理科	保健 体育	技術 家庭	外国 語	ワールド スタディ タイム	よつば タイム	パフォー マンス タイム
1 年	105	35	105	70	35	35	105	140	70	70
2 年	105	35	70	105	35	35	105	140	70	70
3 年	70	35	105	105	35	35	105	140	70	70

## 《新設教科》

教科名	内容
ワールドスタディタイム	社会と理科、総合的な学習の時間を組み合わせ、身近な課題や日本・世界をテーマに探究学習をします。
よつばタイム	保健体育の保健分野と道徳、特別活動などを組み合わせ、さまざまな体験活動を通して、判断力や社会性を身に着けます。
パフォーマンスタイム	音楽と美術、体育などを組み合わせ、表現力を伸ばします。

### ●特徴的な学び

- ・ 探究的・協働的な学び
- ・ 個に応じた学び
- ・ 豊かな体験と実生活に役立つ学び
- ・ キャリア教育
- ・ 教育相談体制の充実
- ・ 健康・レジリエンス教育

### ●校時

時刻	時間割
15:20～16:00	0 限目
16:05～16:45	1 限目
16:50～17:30	2 限目
17:30～17:40	ホームルーム
17:40～18:00	食事・休憩
18:00～18:40	3 限目
18:45～19:25	4 限目
19:30～20:10	5 限目
20:15～20:55	6 限目

昼間部

{

・ 昼間部と夜間部を設定し、選択できる

・ 週5日のうち2日は5限授業（昼間部は0限目から、夜間部は2限目から）

} 夜間部

## (3) 施設・設備の整備

### ① 施設

学びの多様化学校を設置する場合、既存の施設を活用することが想定されます。その際、学校の形態（本校型、分校型、分教室型）、通学経路及び想定される児童生徒数等を考慮し、設置場所を検討する必要があります。

#### ◆学校の形態

**本校型・分校型**…独立した学校として運営するため、教育活動に必要な普通教室、特別教室、運動施設等が必要となります。そのため、閉校となった校舎や他の施設を改装して利用する例や、校舎を新築する例などがあります。

分教室型……………母体とする本校をもち、一部の学級のみを学びの多様化学校として指定を受けるため、本校とは異なる場所に設置します。このため、本校と兼務する教員の移動時間を考慮し、本校に近い施設を活用する例が多く見られます。児童生徒への配慮から、同じ校種の敷地内に設置することはできませんが、小学校の敷地内に中学校の分教室を設置するなど、異校種であれば設置可能です。また、学校以外の公的な施設を利用する場合がありますが、教育課程に沿った活動ができる環境整備が必要です。なお、学びの多様化学校の児童生徒への配慮から、他の児童生徒や一般の方と出入口を分けるなど、動線を考慮する必要があります。

※分教室型の場合、教室以外の施設の設置規定（例えば、保健室を設置するなど）はないが、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、設置者は環境を整える責務がある。

《分教室型の設置場所の例》

学校名	設置場所
東京都調布市立第七中学校 はしうち教室	市民大町スポーツ施設内
東京都福生市立福生第一中学校 七組	市民会館さくら会館2階
東京都大田区立御園中学校 みらい学園	旧池上図書館を全面改装
東京都世田谷区立世田谷中学校 ねいろ	教育センター（教育会館）2階
神奈川県大和市立引地台中学校分教室	大和市立柳橋小学校敷地内
宮城県富谷市立富谷中学校 西成田教室	西成田コミュニティセンター内
香川県三豊市立高瀬中学校（夜間学級併設）	三豊市立高瀬中学校内
奈良県大和郡山市立郡山北小学校 分教室「ASU」	同市内にあった旧法務局の建物
奈良県大和郡山市立郡山中学校 分教室「ASU」	

② 設備

学びの多様化学校に在籍する児童生徒の中には、集団での活動を苦手とする者も少なくありません。そのため、教室以外の居場所を整備することや相談しやすい環境を整えることは、児童生徒の心的負担の軽減に効果的です。例えば、プレイルームやフリースペース、カウンセリングルームなど、それぞれの学校独自の居場所を作っています。

《教室以外の居場所の例》

学校名	設置場所
東京都八王子市立高尾山学園	プレイルーム、相談室
岐阜県岐阜市立草潤中学校	Eラーニングルーム
京都府京都市立洛風中学校・洛友中学校	校内サポートルーム
東京都福生市立福生第一中学校 7組	和室の休憩スペース、個別スペース

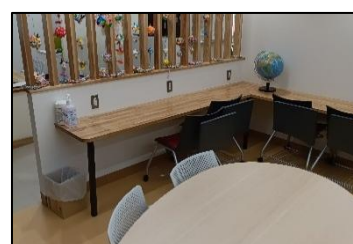
## 《他県の学びの多様化学校の子どもの居場所の例》



### みえ四葉ヶ咲中学校の特徴的な設備

#### ◆エブリンクスペース

校舎1階にあるフリースペースで、休憩したり、授業中に教室以外での学習場所として利用したりしています。



#### ◆丸太ハウス（ヌック）

校舎横にあるログハウスで、授業で利用する他、生徒の居場所として活用しています。



#### ◆よつばオフィス内個別ブース

事務員が常駐するよつばオフィス内に個別ブースを設置しています。他の生徒から離れて一人で学習したい生徒が利用しています。



#### ◆多目的ホール

体育をはじめ、様々な教科の授業や学校行事、外部講師による体験学習で活用しています。ホールには、楽器や簡易の個別ブースも設置しており、生徒の居場所として活用しています。



### (4) 条例・規則等の改正

学びの多様化学校の設置に伴い、現行の条例や規則等の改正が必要となる場合があります。

#### ①学校設置条例

自治体が設置する学校の「名称・位置・学級数など」を定める条例。

既存の学校とは異なる場所に設置する場合、本校とは別の教育施設として定めるため、条例改正が必須です。

### ②学校管理規則（教育委員会規則）

学校の組織、教職員、教育課程の運用ルールを定めるもの。「特別な教育課程」を編成するため、学習指導要領によらない教育課程を編成できる旨の条項を追加するなどの改正が必要です。

### ③学校通学区域に関する規則（教育委員会規則）

通常、公立小中学校は居住地による指定校が決まっていますが、学びの多様化学校は市町全域から生徒を募集することが想定されるため、居住地によらず就学できる旨の明記が必要です。

その他、各自治体で策定している規則等の確認が必要です。

## （5）視察の有効性

学びの多様化学校を設置するにあたっては、すでに全国で運営されている学びの多様化学校を視察し、その実践を直接確認することが極めて有効です。各校では、不登校児童生徒をはじめ、多様な背景やニーズをもつ児童生徒が安心して学べるよう、施設・設備の工夫、柔軟な教育課程の編成、個別最適な学びを支える指導体制、児童生徒への適切な声掛けの工夫など、地域の実情に応じた多様な取り組みが行われています。こうした実践現場を見ることで、設置者は学校づくりの具体的なイメージをつかむことができ、単なる制度理解にとどまらず、運営上の課題や成功のポイント、地域の学校との連携の在り方等を多面的に把握することが可能となります。

また、視察を通じて、学校関係者との意見交換や情報共有を行うことで、設置後の運営に向けたネットワーク形成にもつながります。特に、児童生徒の多様な状況に応じた支援方法や、地域資源との連携の在り方などは、目の当たりにし、意見交換をすることで、理解が深まります。

視察で学んだことを活かすことで、地域の実情に適した、より実効性の高い学びの多様化学校の設置計画を策定することができます。

### ★「学びの多様化学校全国研究協議会（まなたよ全協）」への参加

「学びの多様化学校全国研究協議会」は、全国の学びの多様化学校関係者をはじめ、不登校や多様学びのあり方に関心のある教育実践者や研究者、行政関係者等が一堂に会し、情報交換、研究協議、共同開発等を通じ、各学校の実践を深化させるとともに、教育の質的向上に貢献することを主な目的としています。毎年行われている「多様な学びフォーラム」に参加することで、全国の学びの多様化学校の状況や不登校児童生徒への支援のあり方や工夫などを知ることができます。

## 特徴的な取組例

### 【奈良県大和郡山市立郡山北小学校・郡山中学校 分教室 ASU】

#### ◆教育課程

- ・総授業時数 875 単位時間（中学生の場合）
- ・午前中 50 分×3 コマ、午後 90 分×1 コマ（中学生の場合）
- ・「いきいきタイム（音楽や美術・図画工作などの創作活動や表現活動）」「チャレンジタイム（計算問題や漢字等、基礎的な学習）」など、独自の施設教科を設定
- ・通いやすい登下校時刻（例：中3 朝の会 9：20～、終わりの会 14：30～）

#### ◆授業

- ・国語、算数（数学）は習熟度別クラス
- ・1人1台端末による AI ドリルの活用
- ・小学校と中学校の垣根を越えて、協力して取り組む課題を設定

#### ◆その他

- ・登校できない児童生徒への支援として、ICT の活用や心理学専攻の大学院生等による家庭訪問等を実施
- ・市外の生徒も受け入れている（校区外就学許可申請）
- ・給食はないためお弁当を各自が用意
- ・制服なし

### 【香川県三豊市立高瀬中学校（分教室型）】

#### ◆教育課程

- ・総授業時数 805 単位時間
- ・40 分×5 コマ（週 2 日は 4 コマ）
- ・開校前年度に、教育課程等の検討に向けた会議を実施。三豊市の各教科研究会の代表が作成
- ・夜間中学と併設しているため、16：40 からの校時

#### ◆授業

- ・学年別で実施
- ・オンライン授業は実施していないが、検討の必要があると考えている
- ・学びの多様化学校の生徒には 0 時間目を設定しているが、それ以外は夜間中学の生徒と一緒に学んでいる

#### ◆その他

- ・通学は基本的に保護者による送迎
- ・市外や県外の生徒も受け入れている（校区外就学許可申請／香川県教委が調整）
- ・体験入級（1 か月以上）が必須
- ・転入までに面談を 3 回行う

### 3 運営編

#### (1)教科指導

学びの多様化学校における教科指導では、不登校経験により生徒一人ひとりの学習進度や理解度、対人関係の得意・不得意が大きく異なることから、個に応じた柔軟な指導を行うことが重要となります。

まず、これまで十分に学習に取り組めなかった生徒に対しては、基礎的内容の学び直しを丁寧に行い、小さな達成感を積み重ねられるよう、自由進度学習や段階的な課題設定を取り入れることが効果的です。

集団での学びに不安を抱える生徒には、個別指導や少人数での学習環境を整え、安心して学習に向かえる場を確保します。対人関係が苦手な生徒に対しては、無理に協働学習へ参加させるのではなく、個別のペースを尊重しながら、必要に応じて緩やかな関わりを促す支援を行います。

教科横断的な学習や体験的な活動を取り入れることで、興味関心を広げ、学習意欲の回復につなげることも期待できます。

このように、生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な教科指導を行うことが、学びの再構築と学校生活への再接続を支える上で不可欠です。

#### みえ四葉ヶ咲中学校の教科指導

##### ①ベーシックアワー（国・数・社・理・英 140時間）

不登校期間中の学習状況が一人ひとり異なることを踏まえ、個に応じた基礎学力の定着を目的として、自由進度学習を導入しています。生徒が自分の理解度やペースに応じて学習内容を選択し、段階的に取り組むことで、学び直しと学習意欲の回復を図る取組です。各教科の担当教員が作成した学習計画をもとに、生徒自身で1週間の学習の計画を立てて、学習を進めています。

基本的な授業の進め方は、各教科の単元ごとに「インストラクション（見直し・説明）」⇒「個別に学習を進める」⇒「交流する」⇒「学びを広げる・深める」流れで進めています。インストラクションや交流等でみんなが集まる必要があるときは、決められた時間に（5分～15分程度）集まって学習しますが、それ以外の時間は、生徒自身で教科や学習場所を決めて学習を進めます。

ベーシックアワーの時間には、常に5教科の教員が複数人で対応するので、生徒は分からないことを聞いたり、相談をしたりすることができます。

##### ②ワールドスタディタイム（社会・理科・総合的な学習の時間の合科 140時間）

日常生活と各教科の学習内容のつながりや教科同士のつながりを意識し、仲間や地域住民等とかかわりながら、主体的かつ協働的な学習をとおして、学びを日常生活に生かす力や自ら学ぶ力、生きる力、コミュニケーション力の育成を図ります。具体的には、日常生活や理科と社会の教科学習を通して、生徒個人で課題を見つけてテーマを設定し、探究的な学習に取り組みます。令和7年度は、うどんづくり、プログラミング、アニメづくり等に取り組みました。

### ③よつばタイム（保健・道徳・特別活動の合科 70 時間）

学びと将来の夢とのつながりを意識し、卒業後の進路や将来の人生設計を考えるキャリア教育を行うとともに、地域や企業と連携協働してさまざまな人につながる機会を多くもち、体験活動を通して自己判断力や社会性の涵養を図ります。他にも、健康に関する学習や、学校生活や友人関係でのつまずきをしなやかに受け止めて乗り越えることができるようなレジリエンス力を育成しています。

### ④パフォーマンスタイム（音楽・美術・体育の合科 70 時間）

「音楽」「美術」「体育」等の基本的な知識や技能を身に付けながら、五感を活用して色や音、動きと出会い表現する活動に取り組みます。また、自己を表現する力や人につながる方法を体得し、一人ひとりの個性を伸ばしつつ、自尊感情・自己有用感を高めていきます。

この授業では、さまざまな年齢や国籍の生徒が共に学ぶ環境にあることを活かして、互いの違いを尊重しながら学び合い、さまざまな表現方法の中から生徒が自分に合ったものを見つけることで、自己表現する力を育成しています。

#### 【具体的な取組例】

- ・音楽を聴いて感じたことをアニメーションに表す
- ・演奏したクリスマスソングをQRコードにしてクリスマスカードを作成
- ・演奏と創作ダンスを組み合わせた表現活動

## (2) 様々な体験活動

学びの多様化学校では、体験活動を豊富に取り入れることで、児童生徒が学びに向かう意欲を取り戻し、自信を育むことを重視しています。体験活動は、教科学習だけでは得にくい「できた」という実感や成功体験を味わうことができ、自己肯定感の向上につながります。また、活動を通して他者との関わりが自然に生まれ、コミュニケーション力や協働する姿勢が育まれることも大きな効果です。さらに、興味関心を広げる機会となり、将来の学びや進路を考えるきっかけにもなります。多様な体験を積むことは、不登校児童生徒が安心して学びに再び向かうための重要な支えとなるものです。

#### みえ四葉ヶ咲中学校の体験活動

##### 【具体的な取組例】

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| ◆藍染体験                      | ◆絵本ライブ        |
| ◆サマーキャンプ                   | ◆絵本の音楽会       |
| ◆高田本山専修寺見学※1               | ◆醤油工場見学とボタン作り |
| ◆阿漕海岸の清掃作業と環境学習            |               |
| ◆クローバーズ※2による体験講座（7つの講座を設定） |               |
| ◆レクリエーション（お菓子作り、スポーツ、ゲーム他） |               |
| ◆しめ縄づくり                    | など            |

## ※1 高田本山専修寺見学

みえ四葉ヶ咲中学校では、生徒の体験活動の充実を図るため、他県の学びの多様化学校の取組支援の実績のある委託事業者とともに、高田本山専修寺見学を企画しました。この取組では、寺院見学を通して光・音などを五感で感じとる体験や、自然素材と人の営みの関係を体感する体験を通じ、生徒が自分らしい学びに出会うことを目的としています。プログラム後のアンケートでは、研修満足度や探求学習理解向上、地域資源活用理解、実践意欲に高い教育効果が示されました。

## ※2 クローバーズ

みえ四葉ヶ咲中学校では、地域住民や個人事業主、企業経営者などで構成する、生徒の学びを応援するサポーター組織「クローバーズ」を結成しています。学校の広報や体験活動への支援など、原則無償ボランティアとして活動していただいています。(令和8年1月時点で約70名が登録)

### (3)生活指導・生徒支援

学びの多様化学校における生活指導・生徒支援では、不登校経験をもつ児童生徒が安心して学校生活に再び向き合えるよう、学校内外の多様な人材が連携し、家庭も含めた包括的な支援体制を整えることが重要になります。まず、生徒に対しては、教職員が一貫して受容的な姿勢で関わり、個別スペースや少人数での活動機会を確保するなど、安心して過ごせる環境を整えます。生活リズムの乱れや学習への不安が見られる場合には、スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、健康面・心理面の支援を行いながら、無理のない目標設定を支援します。また、対人関係に不安を抱える生徒には、外部の専門家や地域の支援者を活用し、コミュニケーション力を育む体験活動や個別相談の機会を提供することが効果的です。

さらに、保護者への支援も不可欠です。不登校の背景には家庭の不安や悩みが伴うことが多く、学校が保護者と丁寧に対話し、状況を共有しながら共に支援方針を考える姿勢が求められます。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや地域の相談機関と連携し、家庭環境や生活面の課題にも寄り添います。また、保護者同士が交流できる機会を設けることで、孤立感の軽減や情報共有が進み、家庭全体の安心感につながります。

このように、生徒と保護者の双方を支える多層的な支援体制を構築することが、学校生活への再接続と安定した学びの継続を支える基盤となります。

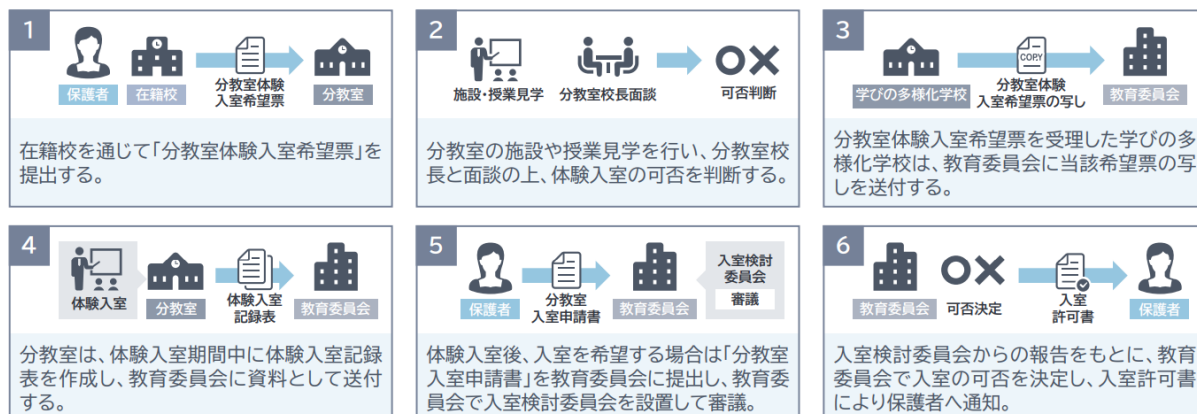
#### **みえ四葉ヶ咲中学校の生活指導・生徒支援**

- ◆校則はなく制服の指定はない。必要に応じて生徒会を中心に生徒同士が話し合い、学校のルールについて考える機会を設定している。
- ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等と連携し、生徒の状況を共有しつつ支援を行っている。
- ◆学級担任以外に生徒が個人的に相談しやすい担当教員を指名する「マイコーチ制」を導入している。

- ◆担任、マイコーチ、スクールカウンセラーと生徒が、月1回程度教育相談を行っている。
- ◆日本語指導が必要な生徒に対し、日本語担当教員と日本語指導アドバイザーによる初期日本語指導を集中的に行っている。(令和7年度は対象生徒が夜間中学コースのみに在籍)

#### (4) 入学・入室までの流れ

各自治体それぞれの状況に応じて、入学・入室までの手続きの流れやスケジュールを定めます。以下にその一例(分教室を想定)を示します。



#### みえ四葉ヶ咲中学校の入学までのスケジュール

学校説明会 (8月上旬)



入学希望者説明会 (8月下旬～9月上旬)



在籍校・市町教育委員会での検討委員会



みえ四葉ヶ咲中学校受け入れ検討委員会



市町教育委員会からの情報をもとに判断

個別面談・体験授業 (10月～11月)



みえ四葉ヶ咲中学校判定委員会



個別面談・体験授業の結果をもとに判断

受け入れ決定 (12月)



年度途中の転入学は原則行わない

## みんなの声

### ●担当教員の声●

みえ四葉ヶ咲中学校での勤務を通して、「環境で人は変わる」ということを肌で感じました。「ここにいてもいいんだ」という安心感こそが、生徒たちの「やってみよう」という意欲を引き出す土台となることを実感しています。

特に大切だと感じたのは、豊かな体験活動です。五感を使い、仲間と協力して何かを成し遂げる経験は、小さな成功体験として心に積み重なります。以前は学校が苦手だった子ども、こうした温かな環境の中で自尊感情を育み、少しずつ自分らしさを取り戻して自ら学び始める姿に、何度も感動しました。

私たち教師もまた、生徒の小さな本音や変化を丁寧に見守る中で、多くの気づきを得て共に成長しています。学校で、一人ひとりの願いが芽生え、伸びあがり、広がっていける場所であること。そんな「安心」と「挑戦」が共存する環境こそが、今の子どもたちには必要なのだと強く実感しています。

### ●生徒の声●

開校して約1年、生徒は時にはオンラインも活用しながら、ほとんど休むことなく教育活動に参加しています。そんな生徒に、今の気持ちを聞いてみました。

- ◆この学校に入学するまでは、学校に行きたいという気持ちになることができなかったけど、今は、学校に行くことが楽しいと感じています。友達もできて、一緒に勉強したり、いろんな活動に取り組むことができて楽しいです。
- ◆この学校は、とにかく体験活動がいっぱいあります。これまで、家の中に引きこもっていたから、インターネットやテレビで、いろんな知識は得ることができたけど、実際に体を動かして体験することはとても新鮮な気持ちになります。
- ◆こういう学校だといいなと思っていた学校に出会えた。みんなと活動することもあるけど、一人になりたいと思ったときにそれが許される空間があるのはうれしい。心が落ち着きます。
- ◆先生と生徒の距離がないのがいい。友達感覚で相談もできるし、アドバイスしてくれることも納得できる。この学校に来て、人と会話することが楽しいと感じるようになった。

### ●文部科学省 学びの多様化学校マイスター「岡田敏之氏」の声●

みえ四葉ヶ咲中学校は、単に「不登校の子どもたちの受け皿」ではありません。そこにあるのは、一人ひとりが「自分らしくいていい」と心から思える圧倒的な安心感と、それを土台に芽生える純粋な好奇心、そして仲間と共に未知の体験へ踏み出す挑戦の姿です。

環境が変われば、子どもは劇的に変わります。この学校には、これまで学びを諦めかけていた子どもたちが、教職員とのフラットな関係性や豊かな体験活動な

どを通して自信を取り戻し、自ら学び始める姿があります。それは、子どもが変わるのではなく、子どもたちが前向きになれる環境を私たち大人がつくることの大切さを示しています。

学びの多様化学校における柔軟な教育の実践は、「学校はこうあるべき」という固定観念を問い直し、地域すべての学校をより良くするための貴重な「実践拠点」となります。多様な価値観を認め合い、個々のペースを尊重する教育課程の知見や子ども一人ひとりの気持ちに寄り添う関わり方を地域の学校へ還元していくことこそが、学びの多様化学校のもう一つの使命です。それが、真の意味での「誰一人取り残さない教育」へとつながっていきます。

子どもたちが前向きに未来を描き、多様な個性が伸びやかに広がっていく。そんな新しい公教育のスタンダードを、三重県から共に創り上げていきましょう。

## 4 設置に向けた事務手続き上のスケジュール

	対 応	備考
文科省 HP を確認	文科省の HP 掲載の「学びの多様化学校の設置に向けて[手引き]」及び申請に係る関係様式の確認 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm</a>	
文科省からの通知	学びの多様化学校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて、県教育委員会生徒指導課不登校支援班を通じて文科省からの通知を受理	送付時期 1 月末～2 月 ※通知を受理した年度の 2 年以降に設置 例：R8 年度末の通知 ⇒R10 年度以降に設置 ※設置時期を変更したい場合は文部科学省に相談
事前登録	文科省の通知に示された URL（又は二次元コード）から、以下の項目について登録 ・設置予定の年度 ・学校種 ・設置形態 ・担当者の連絡先 ・公表可否 など	2 月末登録締切 県教育委員会生徒指導課不登校支援班にも情報共有
申請書類の提出	① 指定申請書（別記様式 1－1） ② 同意書（別記様式 2－1） ③ 実施計画書（別紙 1） 学校種、設置形態、児童生徒数、教育課程の内容、不登校児童生徒への配慮等 ④ 補足資料 実施計画書の詳細 ⑤ 教育課程表 各教科の学年別年間授業時数 ⑥ 特別の教育課程編成に関する資料 教科ごとに、特別の教育課程を編成する際の削減する時間数や、削減部分の補完方法を示す（削減箇所について、学習指導要領における単位を記載）	書類①～④ 3 月下旬提出締切  書類⑤～⑥ 書類①～④を提出の後、文部科学省の担当課に提出（修正等、複数回の提出を求められる場合あり）
書類審査		
指定	文科省から文部科学大臣指定の学びの多様化学校として、学校に対し「指定書」が、市町教委に対し「指定通知」が送付されます。	

## 5 参考資料

### (1) 国の支援制度

#### ① 学びの多様化学校設置促進事業 (補助率 国 1/3、都道府県・市町 2/3)

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援として2年間、設置後の運営支援として3年間、財政支援を行う事業です。

#### 補助対象例

##### ◆ 設置前…各年度、500万円を上限に補助

- ・ 設置検討や準備に係る協議会等の設置
- ・ プレイルーム設置に係る備品等
- ・ 地域住民等への広報やニーズ調査等

##### ◆ 設置後…1年目：400万円を上限に補助

2年目：300万円を上限に補助

3年目：200万円を上限に補助

- ・ 運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー派遣、教職員研修
- ・ 広報活動等

#### ② 公立学校施設の整備 (補助率 国 1/2、都道府県・市町 1/2)

廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の財政支援を行う事業です。ただし、学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する施設の改修への補助率引き上げ (1/3⇒1/2) は令和9年度までです。

※1平方メートル当たりの建築の単価等詳細は確認してください。

#### ③ マイスター派遣事業

学びの多様化学校の設置を検討している教育委員会や設置後の運営等に課題を抱えている教育委員会を対象として、不登校児童生徒への支援や学びの多様化学校に関する経験・実績のある人材を文部科学省が派遣する事業です。

※希望するマイスターを指名することができます(特に指名がない場合や指名したマイスターのスケジュールの調整が難しい場合は、文部科学省が選定します)。

※派遣に係る謝金及び旅費は文部科学省が負担します(申込者がマイスターが所属する学校等に赴いて助言を受ける場合、申込者の旅費は申請者側の負担となります)。

#### 《派遣活用例》

- ・ 学びの多様化学校を設置することを検討している教育委員会等及び教職員、地域関係者への講演
- ・ 学びの多様化学校の設置に向けて必要な準備等について、マイスターから専門的知見に基づいて助言
- ・ 不登校対策の研修会等において、マイスターによる講演を実施等

◆市町教育委員会がマイスター派遣を申し込む場合は、三重県教育委員会生徒指導課不登校支援班を通じて文部科学省へ申し込むこととなります。

(2) 特別の教育課程の編成に関する資料例 (みえ四葉ヶ咲中学校の申請資料)

中1 社会地理分野の学習内容の一部を、新設教科「ワールドスタディタイム」に移行する内容。

教科名	社会
削減時数	245 時間

学年	必ず記載例を御覧になった上で、記載例を参考に、学習指導要領における削減部分を最も細かい単位まで詳細に記載してください。					補完するための方法	削減部分の補完方法を具体的に記載してください。
中1 (地理)	B	(1)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、身近な生活と、世界の様々な地域における生活や環境の多様性、宗教の分布、それらの相互依存関係などについて、課題を追究したり、解決する活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、自分が住んでいる地域と世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由などについて比較することにより、身近な地域の特色についてまとめる活動
				(イ)			
			イ	(ア)			
		(2)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、身近な地域と、世界の諸地域における空間的相互依存作用や地域などに着目して、地球的課題の要因や影響を地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察するなどして、課題を追究したり、解決する活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)各州に設けられたテーマを基に地域的な特色をまとめたり比較したりするとともに、6つの州と自分が住んでいる地域の特色や地球的課題を探究する活動
				(イ)			
			イ	(ア)			
	C	(3)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、自然環境、人口や都市・村落、産業、交通や通信等を中核とした考察の仕方を基にし、空間的相互依存作用や地域などに着目して、自分が住んでいる地域と日本の各地域的特色や地域の課題などについて、課題を追究したり、解決したりする活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)自分が住んでいる地域(地方)と、日本の諸地域(地方)について、自然環境、人口や都市・村落、産業、交通や通信等を中核に考察し、自分の住んでいる地域の地域的特色や地域の課題などを追究する活動
			(イ)				
		イ	(ア)				
	(4)	ア	(ア)			①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、空間的相互依存作用や地域などに着目して、地域の課題を見だし考察するなどの社会参画の視点を取り入れた探究的な地理的分野の学習のまとめとして、課題を追究したり、解決したりする活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)これまで探究してきた内容を基に、自分が住んでいる地域の地域的特色や地域の課題、その要因、解決策などについて追究する活動
			(イ)				
		イ	(ア)				

(3) 全国の学びの多様化学校一覧(令和8年4月現在)

①本校型

都道府県	設置主体	学校名
北海道	学校法人国際学園	星槎もみじ中学校(平成26年)
山形県	上山市	上山市立西郷小学校・上山市立西郷中学校(令和7年)
宮城県	白石市	白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年)
	学校法人ろりぼっふ学園	ろりぼっふ学園小学校(令和5年)
埼玉県	さいたま市	さいたま市立いろどり学園小学部・中学部(令和8年)
	川口市	川口市立芝園学園中学校(令和8年)
東京都	八王子市	八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年)
	学校法人東京シュール学園	東京シュール葛飾中学校(平成19年)
	学校法人東京シュール学園	東京シュール江戸川小学校(令和2年)
	学校法人三幸学園	東京みらい中学校(令和6年)
	世田谷区	世田谷区立北沢学園 中学校(令和8年)
神奈川県	学校法人国際学園	星槎中学校(平成17年)
	学校法人国際学園	星槎高等学校(令和2年)
	学校法人森学園	横浜きりん学園(令和7年)
富山県	富山市	富山市立古志はるかぜ学園(小学部・中学部)(令和8年)
静岡県	学校法人第三静岡学園	静岡学園なごみ中学校(令和8年)
愛知県	学校法人国際学園	星槎名古屋中学校(平成24年)
	愛知県	愛知県立日進高等学校附属中学校(令和8年)
岐阜県	学校法人西濃学園	西濃学園中学校(平成29年)
	岐阜市	岐阜市立草潤中学校(令和3年)
三重県	三重県	三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(令和7年)
京都府	京都市	京都市立洛風中学校(平成16年)
	京都市	京都市立洛友中学校【昼間部】(平成19年)
大阪府	大阪市	大阪市立心和中学校(令和6年)
兵庫県	学校法人生野学園	生野学園高等学校(令和6年)
	学校法人生野学園	生野学園中学校(令和7年)
	尼崎市	尼崎市立尼崎琴葉中学校(令和8年)
福岡県	福岡市	福岡市立百道松原中学校(令和7年)
大分県	玖珠町	玖珠町立くす若草小中学校(令和6年)
宮崎県	宮崎市	宮崎市立ひなた中学校【昼間部】(令和7年)
	都城市	都城市立あやめ野中学校(令和8年)
鹿児島県	志布志市	志布志市立悠志学園(令和8年)

## ②分校型

都道府県	設置主体	学校名
北海道	釧路市	釧路市立くしろ創明学園（令和8年）
東京都	福生市	福生市立牛浜もくせい中学校（令和2年）
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市立御成中学校 【分校名】鎌倉市立由比ガ浜中学校(令和7年)
新潟県	小千谷市	小千谷市立小千谷中学校 【分校名】上ノ山分校（令和8年）
	上越市	上越市立諏訪中学校（令和8年）
大阪府	大阪府	大阪府教育センター附属高等学校 【分校名】窓明分校（令和8年）
兵庫県	神戸市	神戸市立湊翔楠中学校 【分校名】通称：みらいポート(令和7年)
山口県	下関市	下関市立文洋中学校 【分校名】関西分校（令和8年）
福岡県	大牟田市	大牟田市立宅峰中学校 【分校名】ほしぞら分校(令和6年)
	宇美町	宇美町立原田小学校 【分校名】ハピネス分校(令和7年)
	宇美町	宇美町立宇美南中学校 【分校名】ハピネス分校(令和7年)
	大野城市	大野城市立みずほ中学校（令和8年）

## ③分教室型

都道府県	設置主体	学校名
宮城県	富谷市	富谷市立富谷中学校 【分教室名】西成田教室(令和4年)
福島県	棚倉町	棚倉町立棚倉中学校(令和7年)
栃木県	那須塩原市	那須塩原市立三島中学校 【分教室名】プリズム（令和8年）
茨城県	学校法人 リリー文化学園	リリーベール小学校 【分教室名】リリーガーデン(令和7年)
千葉県	習志野市	習志野市立袖ヶ浦西小学校(令和7年)
	浦安市	浦安市立浦安中学校 【分教室名】UMI(令和7年)
東京都	調布市	調布市立第七中学校 【分教室名】はしうち教室(平成30年)
	大田区	大田区立御園中学校 【分教室名】みらい学園(令和3年)
	世田谷区	世田谷区立世田谷中学校 【分教室名】ねいろ(令和4年)

	大田区	大田区立大森第四小学校 【分教室名】学びの多様化学校分教室みらい学園初等部(令和6年)
	港区	港区立小中一貫教育校御成門学園御成門中学校(令和7年)
	町田市	町田市立山崎中学校 【分教室名】学びの多様化学校分教室「ゆめのき」(令和7年)
	府中市	府中市立浅間中学校 【分教室名】学びの多様化学校「かがやき」(令和7年)
神奈川県	大和市	大和市立引地台中学校(令和4年)
静岡県	静岡市	静岡市立末広中学校分教室(令和8年)
岐阜県	北方町	北方町立北学園 【分教室名】特例教室「オンリー1」(令和6年)
	高山市	高山市立宮中学校 【分教室名】学びの多様化教室「にじ色」(令和6年)
滋賀県	長浜市	長浜市立浅井中学校分教室 【分教室名】長浜市学びの多様化学校(令和8年)
奈良県	大和郡山市	大和郡山市立郡山北小学校 【分教室名】ASU(令和5年)
	大和郡山市	大和郡山市立郡山中学校 【分教室名】ASU(令和5年)
岡山県	美作市	美作市立作東中学校 【分教室名】学びの多様化学校樸学園(令和7年)
香川県	三豊市	三豊市立高瀬中学校(令和4年)
高知県	高知市	高知市立潮江中学校 【分教室名】「SOLA」(令和8年)
	いの町	いの町立伊野小学校 【分教室名】「きぼう」(令和8年)
	いの町	いの町立伊野中学校 【分教室名】「きぼう」(令和8年)
長崎県	長崎市	長崎市立桜馬場中学校分教室(令和8年)
宮崎県	延岡市	延岡市立南浦中学校 【分教室名】学びの多様化学校分教室「熊野江教室」(令和6年)
鹿児島県	さつま町	さつま町立宮之城中学校(令和8年)
沖縄県	学校法人雙星舎	東表中学校 【分教室名】西原教室、与那原教室、南風原教室、津嘉山教室、八重瀬教室、坂田教室(令和7年)

#### ④コース指定型

都道府県	設置主体	学校名
北海道	学校法人国際学園	星槎国際高等学校 【コース名】通信制課程リベラルアーツコース(令和7年)
青森県	学校法人東奥学園	東奥学園高等学校 普通科 【コース名】レバレッジコース(令和8年)

秋田県	学校法人杉澤学園	秋田修英高等学校 【コース名】全日制課程ステップUPコース(令和7年)
東京都	学校法人NHK学園	NHK学園高等学校 【コース名】ライフデザインコース(平成20年)
大阪府	学校法人精華学園	精華高等学校 【コース名】フリーアカデミーコース(令和6年)
岡山県	学校法人美作学園	岡山県美作高等学校 【コース名】普通科 Bloomコース(令和6年)
島根県	学校法人江の川学園	石見智翠館高等学校 【コース名】アスライズコース(令和8年)
福岡県	学校法人福岡海星女子学院	福岡海星女子学院高等学校 【コース名】ブライトコース(令和7年)
	福岡県	福岡県立小郡高等学校(普通科) 【コース名】みらい創造コース(令和7年)
	学校法人専修学園	慶成高等学校(普通科) 【コース名】至誠コース(令和7年)
鹿児島県	学校法人日章学園	鹿児島城西高等学校 【コース名】ドリームコース(平成18年)

## 関係様式

別記様式 1 - 1 (A 4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名

### 指 定 申 請 書

不登校児童生徒等を対象とした特別の教育課程の編成を、別紙実施計画書のとおり、下記の学校において行いたいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

校 長 名

所 在 地

別記様式2-1(A4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

校 長 名

同 意 書

本校において、別紙実施計画書のとおり、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することに同意します。

## 学びの多様化学校 実施計画書（別紙1）

### 1 基礎情報

(1) 学校名（未定の場合はその旨を記入すること。）

--

(2) 学校種、設置形態

学校種	
設置形態	
学科（高等学校の場合）	

(3) 児童生徒数

第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度	合計	0名程度

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。）

--

#### 4 教育課程の内容

##### (1) 教育課程の基準の特例の概要

--

(2) 小学校における教科の新設について（該当する場合のみ記入すること。中学校・高等学校・中等教育学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要とすること。）

①新設する教科の名称

②新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと・学年ごとに記入すること。）

(3) 学習指導要領に示す各教科の指導内容の異なる学年への移行について（該当する場合のみ記入すること。）

①指導内容を移行する教科の名称

②移行する内容及び移行先の学年

(4) 適応開始時期について

--

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について

--

6 不登校児童生徒等への動線的な配慮について

(1) 校舎を含む学校敷地内の平面図の添付

--

(2) 不登校児童生徒等への動線的な配慮（講じる場合のみ記入すること。母体と異なる学校種の敷地内や管理機関が設置・運営する他の施設内に分校型や分教室型を設置する場合は、通常教育課程に基づく学校に通う児童生徒や施設利用者などと使用する出入口や階段を分けるなどして、学びの多様化学校に通う児童生徒が安心して学習できる環境をどのように整えるのか、できる限り具体的に記入すること。）

--

7 担当者名簿

<p>(1) 学校</p> <p>①住所</p> <p>②連絡先 電話番号（直通） E-mail</p> <p>③校長名</p> <p>(2) 管理機関</p> <p>①名称</p> <p>②住所</p> <p>③連絡先 電話番号（直通） E-mail</p> <p>④担当者</p>	
--	--

補足資料

1 分教室名・児童生徒数・設置場所

①	分教室名					
	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
②	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
③	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
④	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
⑤	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					

## 2 本校のほか分教室を設置する必要性等について

(1) 分教室の対象となる児童生徒の通学範囲（本校・分校それぞれに通う児童生徒の通学区域などを記入すること。）

(2) 分教室を設置する必要性（例えば、「特別の教育課程を編成・実施する本校への徒歩による通学距離が小学生で4キロ（中学生で6キロ）を越える地域に居住する児童生徒の安全面を確保するため、本校と同じ特別の教育課程を実施する分教室を合わせて設置する。」など、その理由をできる限り具体的に記入すること。）

(3) 分教室における指導上の工夫（本校と指導内容に偏りが生じないために講じる連携方法などについて、できる限り具体的に記入すること。）

## 3 不登校児童生徒等への動線的な配慮について

(1) 分教室を設置する敷地内の平面図の添付

(2) 不登校児童生徒等への動線的な配慮について（講じる場合のみ記入すること。

本校と異なる学校種の敷地内や管理機関が設置・運営する他の施設内に分教室を設置する場合は、通常教育課程に基づく学校に通う児童生徒や施設利用者などと使用する出入口や階段を分けるなどして、分教室に通う児童生徒が安心して学習できる環境をどのように整えるのか、できる限り具体的に記入すること。）

〇〇小学校 教育課程表（令和〇年度）

	各教科の授業時数										特別の教科である道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	新設教科の時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語						
第1学年																
	(306)		(136)		(102)	(68)	(68)		(102)		(34)			(34)	(0)	(850)
第2学年																
	(315)		(175)		(105)	(70)	(70)		(105)		(35)			(35)	(0)	(910)
第3学年																
	(245)	(70)	(175)	(90)		(60)	(60)		(105)		(35)	(35)	(70)	(35)	(0)	(980)
第4学年																
	(245)	(90)	(175)	(105)		(60)	(60)		(105)		(35)	(35)	(70)	(35)	(0)	(1015)
第5学年																
	(175)	(100)	(175)	(105)		(50)	(50)	(60)	(90)	(70)	(35)		(70)	(35)	(0)	(1015)
第6学年																
	(175)	(105)	(175)	(105)		(50)	(50)	(55)	(90)	(70)	(35)		(70)	(35)	(0)	(1015)
合計																
	(1464)	(365)	(1011)	(405)	(207)	(358)	(358)	(115)	(597)	(140)	(209)	(70)	(280)	(209)	(0)	(5785)

※表中のカッコ内には、標準授業時数を記入すること。





## 6 確かな学力の育成に向けて

確かな学力の育成は、子どもたちの自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の自己実現を支えるための重要な柱の1つです。全ての子どもたちが、持てる力を十分に発揮し、意欲的に学ぶことができるよう、子どもたちが「できた」、「分かった」という実感が得られる授業改善や、自己マネジメント力の育成を通じた学習習慣の確立に向けた取組を進めます。

### 1 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業【重点事業】

#### (1) 目的

- ・若手教員が原則、複数在籍している学校の中からモデル校を指定し、授業力向上アドバイザー等の授業や校内研修への指導・助言を通じて、若手教員等の授業力の一層の向上を図る。
- ・学校の垣根を越えて学び合う仕組みを構築する。

#### (2) 内容

- ・授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、若手教員の授業を参観したうえで、授業改善に向けた指導・助言
- ・複数校の若手教員が学校の枠を越えて学び合う研修を実施
- ・授業力向上アドバイザーを講師とし、県内全体の若手教員等を対象に、授業づくりを中心とした研修会を実施

令和8年度モデル校8市33校

(桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市)

### 2 学習習慣の確立に向けた取組推進事業(資料1、2)

#### (1) 目的

- ・児童生徒が自己の学習・生活状況を自覚し、目標設定・記録・振り返りを通じて自己マネジメント力を育成し、主体的・自律的に学ぶ力を育み、学習習慣の確立を図る。

#### (2) 内容

- ・自己マネジメント力の育成や学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校等に派遣し、学習習慣の重要性や家庭における支援のあり方等について、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催

##### ①有識者派遣(専門家の知見を生かした支援)

自己マネジメント力の育成や学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を希望する県内小中学校等に派遣し、児童生徒の主体的・自律的な学びを支える学級活動や家庭学習の在り方について、実践事例を踏まえた講演や助言を行う。

##### ②ツール提供(学習状況の可視化と振り返りの支援)

事業を実施する小中学校等において、児童生徒が自らの学習状況や生活状況を客観的に把握し、目標設定や振り返りを行うことができるよう、有識者が開発したアンケート及びレーダーチャートのツールを提供する。これにより、児童生徒は自分の学びを可視化し、自己理解を深めることができる。

### ③実践支援(学校での取組への伴走支援)

児童生徒の学習・生活状況を把握し、課題の改善につなげる取組を推進するため、状況把握、目標設定、取組の実施、振り返り及び改善の一連の取組を支援する。

### (3) 市町や学校の求めに応じた支援(資料3)

- ・ 県教育委員会や教育支援事務所の指導主事が教科の専門性を生かした授業改善や全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの結果分析について伴走型の支援を行います。

**令和8年度学習習慣の確立に向けた取組推進事業**  
～自己マネジメント力を育て、子どもが主体的・自律的に学ぶ力を伸ばす取組～  
**実施要項**

令和8年4月  
三重県教育委員会事務局  
学力向上推進プロジェクトチーム

**1 目的**

児童生徒が自己の学習・生活状況を自覚し、目標設定・記録・振り返りを通じて自己マネジメント力を育成し、主体的・自律的に学ぶ力を育み、学習習慣の確立を図る。

**2 対象**

- ・小中学校等の児童生徒
- ・教職員

**3 事業概要**

自己マネジメント力の育成や学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校等に派遣し、学習習慣の重要性や家庭における支援のあり方等について、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催する。

**4 内容**

**(1) 有識者派遣（専門家の知見を活かした支援）**

自己マネジメント力の育成や学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を希望する県内小中学校等に派遣し、児童生徒の主体的・自律的な学びを支える学級活動や家庭学習の在り方について、実践事例を踏まえた講演や助言を行う。

\*詳細は「令和8年度学習習慣の確立に向けた取組推進事業に係る有識者派遣要項」参照

**(2) ツール提供（学習状況の可視化と振り返りの支援）**

事業を実施する小中学校等において、児童生徒が自らの学習状況や生活状況を客観的に把握し、目標設定や振り返りを行うことができるよう、有識者が開発したアンケート及びレーダーチャートのツールを提供する。これにより、児童生徒は自分の学びを可視化し、自己理解を深めることができる。

**(3) 実践支援（学校での取組への伴走支援）**

児童生徒の学習・生活状況を把握し、課題の改善につなげる取組を推進するため、状況把握、目標設定、取組の実施、振り返り及び改善の一連の取組を支援する。

## 5 有識者派遣期間

令和8年7月1日から令和9年2月1日まで

## 6 実施方法

- (1) 市町等教育委員会及び県内小中学校等からの申請に基づき、有識者を派遣する。
- (2) 派遣した小中学校等に有識者が開発したアンケート及びツールを提供する。派遣後、学校においてアンケート及びツールを活用した取組を実施する。
- (3) 県教育委員会は必要に応じて助言等を行う。

## 7 学校の取組

- ・事業の趣旨をふまえ、児童生徒の実態に応じた取組を実施する。
- ・「実施結果報告書」(様式3)を、研修会等の実施後2週間以内に市町等教育委員会を通じて県教育委員会へ提出する。
- ・「成果報告書」(様式4)を令和9年2月25日までに市町等教育委員会を通じて県教育委員会へ提出する。(県教育委員会提供のツール(レーダーチャート)や主催者が実施したアンケート結果を含める)

## 8 市町等教育委員会の取組

- ・所管する小中学校等の取組の推進を図る。
- ・市町等教育委員会が研修会等を主催した場合は、その実施状況及び成果等について、上記7「学校の取組」に準じて「実施結果報告書」(様式3)及び「成果報告書」(様式4)を県教育委員会へ提出するものとする。

## 9 県教育委員会の取組

- ・本事業の運営を行うとともに、有識者の派遣に係る調整並びに報償費及び旅費の支払いを行うなど、本事業の実施に必要な事務を行う。

令和8年度学習習慣の確立に向けた取組推進事業に係る有識者派遣要領

令和8年4月  
三重県教育委員会事務局

1 目的

学習習慣の確立に向けた取組の推進を図るため、有識者を学校の校内研修や地域で開催される研修会等に講師として派遣する。

2 対象

有識者を派遣する研修会等は、市町等教育委員会又は学校等が主催し、教職員等を対象に開催するものとする。

3 派遣期間

令和8年7月1日から令和9年2月1日までとする。

4 講師

令和7年度学習習慣の確立に向けた取組推進事業におけるモデル校への指導・助言を行った次の有識者とする。

- ・早稲田大学教育・総合科学学術院 大学院教育学研究科 教授 田中 博之
- ・授業デザイン研究所  
ノートルダム清心女子大学 教職課程科目担当 非常勤職員  
一般社団法人 理数教育研究所 (Rimse) 評議員 三浦 隆志

5 講師の派遣

三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、上記4に掲げる講師のうち、1名を派遣する。県教育委員会は、予算の範囲内において講師の謝金及び旅費を負担する。

なお、その他必要な経費については、有識者の派遣を受け研修会等を主催する者（以下「研修会等の主催者」という。）が負担するものとする。会場の確保その他研修会等の実施に必要な準備は、研修会等の主催者の責任において行う。

＜研修会のスケジュール例＞

○小中学校等が主催する研修会

午前・・・研修会開催校の授業を講師が参観  
研修会担当者等と打合せ

午後・・・講演

○市町等教育委員会が主催する研修会

午前・・・所管する小中学校等のうち、1～2校の授業を講師が参観  
市町等教育委員会の担当者と打合せ

午後・・・講演

6 派遣の申請

研修会等の主催者は、令和8年5月29日（金）までに、「学習習慣の確立に向けた取組推進事業に係る有識者派遣申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）により、県教育委員会へ申請するものとする。

## 7 派遣の決定及び通知

県教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、有識者と協議の上、派遣の可否を決定する。派遣を決定した場合は、「学習習慣の確立に向けた取組推進事業に係る有識者派遣通知書」（様式2）にて申請者に通知する。

## 8 報告書

研修会等の主催者は、研修会等の実施状況や成果等について、「実施結果報告書」（様式3）にまとめ、研修会等の実施後2週間以内に県教育委員会に提出するものとする。

また、有識者を派遣した研修会等の開催後、取組の成果や課題を検証するとともに、今後の取組の充実に資するため、「成果報告書」（様式4）を令和9年2月25日（木）までに県教育委員会へ提出するものとする。

なお、「成果報告書」には、県が提供したツール（レーダーチャート）の結果や主催者が実施したアンケート結果を含めるものとする。「実施結果報告書」及び「成果報告書」（提出時に添付した写真等の資料を含む。）については、県教育委員会においてその内容を編集のうえ、冊子やホームページ等により公表することができるものとする。

## 9 変更等

研修会の主催者は、申請内容に変更が生じた場合又は研修会等を中止する場合は、速やかに県教育委員会に連絡するものとする。

## 10 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

# 学習習慣の確立に向けた取組推進事業

【資料2】



\*授業改善は別事業にて実施

自己マネジメント力を育て、子どもが主体的・自律的に学ぶ力を伸ばす取組

- 背景・課題**
- 激しい変化が止まらなくなる時代を生きる子どもたちにとっては、生涯にわたり主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることが必要
  - 学習指導要領改訂に向け、家庭学習の内容を自律的に決められるような段階的指導について議論されている
  - 全国学力・学習状況調査の結果から、家庭での学びを主体的・自律的に進める力の育成が喫緊の課題

**【目的】** 子どもが主体的・自律的に学ぶ力を育む

**【内容】** 1. 有識者派遣：自己マネジメント力の育成や学習習慣の確立に関する専門的知見を有する有識者を県内小中学校等へ派遣。学習習慣の重要性や家庭における支援のあり方等について、講演会や研修会を実施

2. ツール提供：令和7年度モデル校で活用した「家庭学習力アンケート」+可視化「リーダーチャート」を提供

3. 実践支援：児童生徒の課題把握→改善、学級単位でのR(診断)-P(DCA)の推進を支援

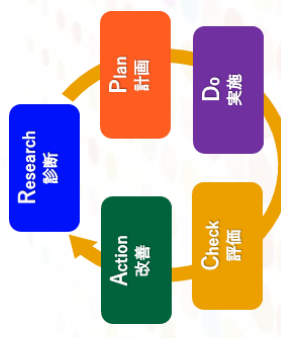
**【効果】** 自己マネジメント力を育て、主体的・自律的な学びにつなげる

- (派遣に係るスケジュール等(予定))
- ・実施要項を市町等教育委員会に送付：令和8年4月
  - ・派遣申請締切：令和8年5月末
  - ・派遣の決定及び通知：随時
  - ・派遣期間：令和8年7月1日～令和9年2月1日
  - ・実施報告書の提出：令和9年2月25日

## 学校での取組

**目的：** 自己の学習・生活状況を自覚し、目標設定・記録・振り返りを通じて自己マネジメント力を高め、主体的・自律的に学ぶ力を育む

**方法：** R (診断) - P (計画) - D (実施) - C (評価) - A (改善) の5段階サイクル (R-PDCA) を活用し、学級活動や総合的な学習の時間に実施



R-PDCAサイクル



- ・子ども自身が自分の学習と生活の美態を目標
- ・改善に向けて目標を設定



- ・一人ひとりの家庭学習の改善を学級の仲間が集団で支える

自己マネジメント力・家庭学習力の向上



## 有識者



早稲田大学教育総合科学学術院  
大学院教育学研究科

田中 博之 先生



授業デザイン研究所代表  
ノートダム清心女子大学

三浦 隆志 先生



リーダーチャート例

# さらなる授業の質向上へ！ 校内研修会に県指導主事を派遣中！

## 子どもたちが 「わかった」「できた」と 実感できる授業へ。

子どもたちの課題をふまえた  
授業づくりなら私たちに  
おまかせください！



### 国語、算数・数学、理科の 授業づくり

- 子どもたちのつまずきを把握し、課題を克服するためにはどのような授業をすればよいか一緒に考えます。
- 学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や評価の方法への理解を深め、明日からの授業づくりにつなげます。

### 全国学力・学習状況調査等の分析や 結果をふまえた授業改善

- できている設問、できなかった設問を把握・分析し、何年生のどの学習内容でつまずいているのかを学校全体で共有します。
- 明らかになった児童生徒の課題に対応した組織的・計画的な取組を検討します。
- 学年の枠を超えて、年間を通した系統的・継続的な授業改善につなげます。



学力PT指導主事が  
全力でサポートします。



先生方と共に歩むパートナー  
として、「わかる」「できる」が  
たくさんある授業づくりを  
サポートしていきます。



### 自己肯定感



三重県教育委員会事務局  
学力向上推進プロジェクトチーム  
お申し込み・お問い合わせについては  
市町等教育委員会を通じてご連絡ください

## 7 特別支援教育の推進について

特別支援教育課

特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場で、安全・安心に早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、特別支援教育を推進します。

### 1 特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な状況と同様に、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化が進んでいます。特別な支援を必要とする子どもたちは、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じて、「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」で学んでいます。

○特別支援学級等の学級・教室、児童生徒数（5月1日現在）（単位：学級・教室、人）

		R3		R4		R5		R6		R7	
		学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数
通級による指導	小学校	80	1,006	85	988	90	1,066	99	1,269	107	1,446
	中学校	16	178	18	195	21	235	23	297	27	366
	合計	96	1,184	103	1,183	111	1,301	122	1,566	134	1,812
特別支援学級	小学校	885	4,074	898	4,181	916	4,367	950	4,544	964	4,788
	中学校	342	1,521	366	1,673	384	1,751	391	1,866	415	1,963
	合計	1,227	5,595	1,264	5,854	1,300	6,118	1,341	6,410	1,379	6,751

（三重県教育委員会調べ）

○県立特別支援学校 18校の児童生徒数（5月1日現在）（単位：人）

R3	R4	R5	R6	R7
1,801	1,785	1,828	1,829	1,907

（三重県教育委員会調べ）

### 2 早期からの一貫した教育支援について

#### (1) 個別の教育支援計画等の作成

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶすべての子どもに、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が作成されています。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちについても、適切な指導と必要な支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成をさらに進めることが必要です。県教育委員会では、市町等教育委員会が開催する研修会等において、個別の教育支援計画等の作成や活用方法等について指導・助言するとともに、特別支援学校のセンター的機能として、小中学校からの要請に応じて作成を支援します。

	R4	R5	R6	R7
公立小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画	支援計画	支援計画	支援計画
	小学校 98.3%	小学校 98.0%	小学校 96.8%	小学校 97.4%
	中学校 98.7%	中学校 100%	中学校 97.3%	中学校 96.7%
	指導計画	指導計画	指導計画	指導計画
	小学校 100%	小学校 100%	小学校 99.1%	小学校 98.8%
	中学校 99.3%	中学校 100%	中学校 99.3%	中学校 99.3%

(三重県教育委員会調べ)

## (2) パーソナルファイル（市町独自様式を含む）の活用

県教育委員会では、特別な支援を必要とする子どもへの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイルの活用を促進しており、小中学校の特別支援学級に在籍する子どもや、通級による指導を受けている子どもについては、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」だけでなく、パーソナルファイルも、全員が所有・活用するよう取組を進めています。引き続き、切れ目ない支援による自立と社会参画に向けて、パーソナルファイルの積極的な活用をお願いします。本人・保護者にパーソナルファイルの有効性や活用方法を改めて周知するため、令和5年3月にリーフレットを作成しましたのでご活用ください。(資料1参照)

	R4	R5	R6	R7
公立小中学校の特別支援学級において、パーソナルファイルを活用している小中学校の割合	100%	100%	100%	100%

(三重県教育委員会調べ)

## (3) 特別支援学級および通級による指導の適切な運用について

特別支援学級および通級による指導については、令和4年4月27日付文部科学省通知に基づき、授業時数等を適切に運用していただきますようお願いします。このことについては、5月中に運用状況等を調査させていただく予定です。

## (4) 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

特別な支援を必要とする生徒への切れ目ない支援を継続するため、「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項」に基づいた支援情報の引継ぎを促進しています。各校で作成された個別の教育支援計画、個別の指導計画、パーソナルファイル等が有効に活用され、引継ぎ数は年々増加しています。(令和7年度末の引継ぎについて、各市町等教育委員会と各県立高等学校に実施要項等を送付済)(資料2参照)

支援情報の引継ぎ		H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末
	全日制	126	132	155	180	181	257	256
	定時制	44	47	55	82	81	98	100
合計		170	179	210	262	262	355	356

(三重県教育委員会調べ)

### (5) 教員の専門性の向上

発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、小中学校および高等学校の通級による指導担当教員の他、市町等教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校や特別支援学校のコーディネーター等を対象に、発達障がい支援に係る研修講座を開催します。各市町の指導主事や通級による指導担当候補者にも受講についてご案内ください。(資料3参照)

### (6) 特別支援学校のセンター的機能の活用

小中学校は、指導方法の相談、個別の教育支援計画等の作成、就学や転学の相談、発達障がいに係る教育相談、関係機関の紹介など特別な支援を必要とする子どもへの指導・支援について、特別支援学校のセンター的機能を活用することができます。

また、かがやき特別支援学校あすなる分校は、県立子ども心身発達医療センターと連携し、県内全域において「子どもの発達課題に関する地域支援」を行っています。(資料4参照)

### (7) 発達障がい支援メンターの活用

県全体の発達障がい支援に係る体制を整備するため、各地域において指導的な立場となる教員(以下、「発達障がい支援メンター」という。)を養成する研修講座を開催しています。

第1期 14名(令和2年から令和3年 全30講座を修了)

第2期 15名(令和4年から令和5年 全30講座を修了)

第3期 16名(令和6年から令和7年 全30講座を修了)

研修講座を修了した発達障がい支援メンターは、本講座で得た知識、受講者同士のネットワーク等を生かし、今後、市町において発達障がい支援の指導的な立場で、経験の浅い教員等からの相談に応じ、助言します。(資料5参照)

## 3 高等学校における通級による指導について

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校における通級による指導が実施できるようになり、本県においても伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校、熊野青藍高等学校、白子高等学校の5校で実施しています。令和8年度からは、新たに松阪工業高等学校において通級による指導を開始します。

通級による指導では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒を対象として、生徒のコミュニケーションスキルを高め、自己理解を深めるなど、社会に出て必要とされるスキルを習得しています。

特別な支援を必要とする生徒は、全ての高等学校に在籍していると考えられることから、各学校のニーズや地域のバランスなどを考慮しながら、実施校の拡充に向けて取組を進めます。

## 4 交流及び共同学習について

交流及び共同学習は、特別支援学校の子どもと小中学校等の子どもが同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。特別支援学校では、「交流及び共同学習ガイドライン」（県教育委員会作成）に基づき、地域や学校の状況に応じた取組を進めています。

交流及び共同学習の実施にあたっては、小中学校等と特別支援学校の両校が、実施の内容や方法について事前に十分検討した上で、継続して取り組むことができるようご理解とご協力をお願いします。（資料5参照）

### ○副次的な籍について

交流及び共同学習を円滑に進めるための仕組みとして、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、主たる学籍は特別支援学校に置いた上で居住地の小中学校にも副次的な籍を置く取組があります。具体的には、小中学校の名簿などに特別支援学校の児童生徒の名前を掲載したり、教室に座席を設けたりすることにより、小中学校の児童生徒が特別支援学校の児童生徒をより身近に感じ、同じ地域に住む仲間として関係性を深めることなどが期待できます。本県では、7市7町において取組をはじめていただいております。引き続き、市町等教育委員会の就学支援担当者が出席する会議において、副次的な籍の趣旨や目的を説明して理解啓発を図るとともに、導入に向けて各市町の担当者と協議を進めます。

## 5 特別支援学校の整備について

### (1) 盲学校および聾学校について

#### ①現状

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、津市城山の県立施設跡地への移転に向けて、令和7年度は校舎新築工事を進めていましたが、令和7年度中に局所的な地盤陥没が見つかりました。このため、工事を中断し調査をした上で必要な箇所の対策工事を実施します。

#### ②今後の対応

令和8年度も、引き続き建築に必要な木材の調達を行うとともに、対策工事を実施した上で、校舎の建築工事を再開します。

なお、新校舎完成後は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由それぞれの専門性を生かし、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、幼児児童生徒が同世代の友だちと切磋琢磨する機会を設けるなど、自立と社会参画に向けた教育を進めます。

#### 【使用開始時期】

令和9年4月を予定していましたが、令和10年度中になる見込みです。

### (2) 松阪・南勢地域の特別支援学校について

#### ①現状

度会特別支援学校の校舎の老朽化への対応と通学時間の負担軽減を図るため、特別支援学校玉城わかば学園および松阪あゆみ特別支援学校に、知的障がい部門

に加えて肢体不自由部門を設置することとしています。令和7年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた外構工事を実施するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修の実施設計を行いました。

## ②今後の対応

令和8年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた工事に着手するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修工事を進めます。

### 【肢体不自由部門を設置する時期】

- ・特別支援学校玉城わかば学園 令和9年4月から
- ・松阪あゆみ特別支援学校 令和10年4月から

## (3) 特別支援学校西日野にじ学園について

### ①現状と課題

西日野にじ学園は、児童生徒数の増加に対して教室に余裕がないため、隣接する旧四日市市立児童発達支援センターあけぼの学園の園舎を四日市市から譲り受け、内部改修を行い、有効活用して対応しています。次年度以降も児童生徒数の増加が見込まれているため、教室確保に向けた早急な対応が必要です。

また、西日野にじ学園は、四日市市、朝日町、川越町、菰野町を通学区域としていますが、学校は四日市市の南部に位置することから、四日市市北部や朝日町、川越町から公共交通機関等を利用して自主通学する生徒は通学に時間を要しています。

### 【西日野にじ学園の児童生徒数の推移】 (単位：人) (毎年5月1日現在)

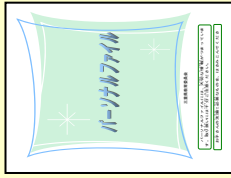
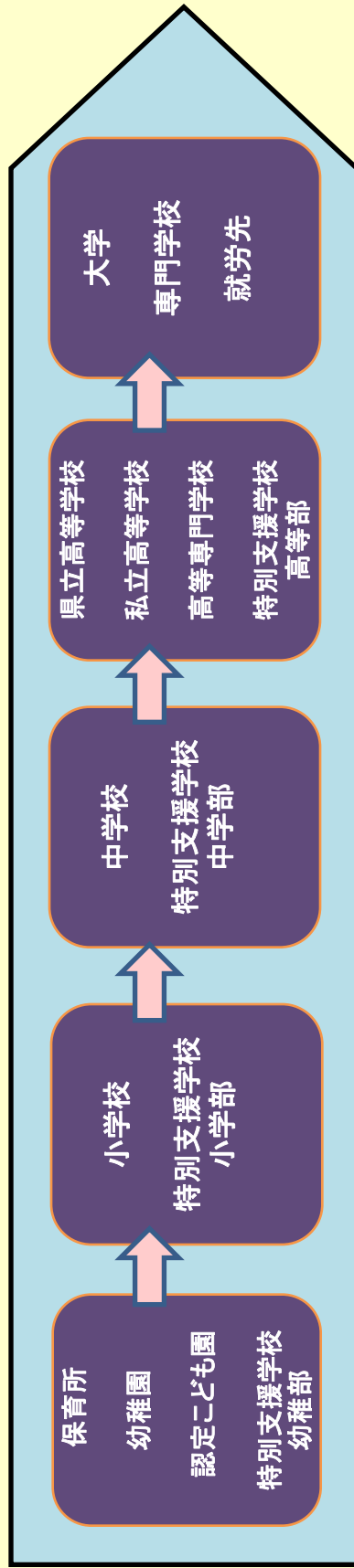
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学部	44	44	55	66	72	88	97	109	111	116	126
中学部	51	51	52	51	57	50	51	45	62	75	84
高等部	121	134	132	144	143	147	140	135	131	133	133
計	216	229	239	261	272	285	288	289	304	324	343

## ②今後の対応

西日野にじ学園の狭隘化の解消および自主通学する生徒の負担軽減を図るため、北勢地域の特別支援学校の既存施設の活用や増築の可能性の調査結果をふまえ、北勢地域の特別支援学校の通学区域を見直すことも含め、対応を検討します。

# 早期からの切れ目ない支援による自立と社会参画の実現

～パーソナルファイル(市町独自様式も含む)を活用した他機関への引継ぎ関係図～



市町等の保健・福祉機関や学校・園などで保護者に配付されたパーソナルファイルへ、さまざまな支援情報を綴ることで、移行期の引継ぎ資料として活用します。

保護者が作成管理

学校が作成

個別の教育支援計画

個別の指導計画

就学支援ファイル

関係機関が作成

園が作成

個別の教育支援計画

個別の指導計画

就学支援ファイル

CLM

一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標、内容、方法・評価を盛り込んだ指導計画

（幼稚園・保育園等から小学校への移行ファイル）

（チエック・リスト・イン・三重と個別の指導計画）：三重県子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センター・あすなろ学園）が開発したアセスメントツール

保健所、病院、サービス事業所などからの情報

・母子手帳

・サービス利用計画

・おくすり手帳

・入院診療計画

など

# ～支援の輪を広げ、将来につなぐ～ パーソナルファイルを作りますか？



パーソナルファイルは、お子さんの支援に必要な情報を一冊にまとめて、関係機関等に引き継ぐためのファイルです。

担任が代わったとき  
**つたわります！**

相談機関や福祉サービス事業所等に  
**つながります！**



進学先・就労先に  
**ひきつぎます！**

## パーソナルファイルのご案内 ～お子さんを支える3つの効果～

**つたわります！**

- パーソナルファイルは、お子さんの状態や支援のポイント、成長したことなどが一冊にまとまっているので、伝わりやすくなります。
- うまく話せなくても、整理することで情報がスムーズに伝わります。
  - 相談や懇談のたびに同じ話を繰り返す必要がなくなります。

**つながります！**

- 福祉等関係機関との情報共有や連携に活用できます。
- 手帳の取得・更新や年金の申請、福祉サービス利用の際に役に立ちます。
  - 通院履歴や療育履歴を、今後の支援のために活用することができます。

**ひきつぎます！**

- これまでの支援の内容を進学先・就労先に引き継ぐことができます。
- 学校がかわっても、お子さんの情報や支援の記録が共有できます。
  - 進学・就労の際に、合理的配慮を求めるときにも役立ちます。
  - 引き継ぐ内容は、保護者の同意をもとに決定します。

# パーソナルファイルおも ないようの主な内容

1

- **基本情報、プロフィール（誕生～3歳）、発達の様子**  
・ 名前、住所等の基本情報や発達の様子を記入しましょう。

2

- **マイページ【幼児期】【就学後】 その他お子さんについての情報**  
・ お子さんの好きなこと・得意なこと、苦手なこと、その他の情報を必要に応じて記入しましょう。

3

- **支援等の記録**  
・ 各種相談・検査等の記録、医療に関する記録などを書きこんだり、資料をはさみこんだりしましょう。

4

- **進路相談の記録、職場実習の記録**  
・ 進路相談や学校見学、職場実習を行った場合に記入しましょう。

5

- **関係機関が作成した情報の綴じ込み**  
・ 学校が作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画、相談機関等が作成した発達検査の記録、処方箋（お薬手帳）、母子健康手帳、福祉サービスの利用計画等をとじこみましょう。

6

- **支援を受けられる機関**  
・ 県内の相談を受けられる機関の連絡先です。必要に応じて活用してください。

## パーソナルファイルの作成・活用上の留意点

- ・ パーソナルファイルの作成に当たっては、医療や福祉サービスの担当者、幼稚園・保育所、学校等に相談したり、記入を依頼したりすることができます。
- ・ 全てのページを記載する必要はありません。「不必要」「知られたくない」と思われる部分は記入していただくだけでも大丈夫です。
- ・ パーソナルファイルには、お子さんの大切な情報が盛り込まれています。保護者が大切に管理してください。

**パーソナルファイルは、いつからでも使い始めることができます。  
学校での懇談や関連機関の相談などに持っていきましょう！**

（「はじめまして」のタイミングがおすすめです。）



○ パーソナルファイルは、学校や市町等教育委員会等を通じてお渡ししています。

○ 三重県教育委員会のホームページから、ダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHIENKYO/HP/39762033913.htm>

○ 独自の支援ツールが用意されている市町もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。



みえけんきょういっく いんかい じ むきょく とくべつ しえん きょういっくか  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地  
TEL 059-224-2961 FAX 059-224-3023 Email shienkyo@pref.mie.lg.jp



背景

- ・発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒の増加と障がいの状況が多様化している
- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められている
- ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員の専門性の向上など、適切な指導と必要な支援を行うことができる支援体制の整備の必要性がある

目的

- ・経験の浅い教員の指導・支援に係る専門性の向上を図る
- ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員へのサポート体制の構築を図る
- ・特別支援学校の地域支援コーディネーターと小中等学校通級指導担当教員が連携した支援体制の整備を進める

通級による指導担当教員等

発達障がい専門研修【4講座】※通級による指導を担当する経験の浅い教員等

- 【主催】 県教育委員会  
 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員等、特別支援学校の教員等  
 【内容】 ・通級指導教室の基礎・基本  
 ・実態把握の方法と指導内容の検討  
 ・通常の学級の担任と情報共有の方法 等



発達障がいエリア研修【5地域各2回】

- 【主催】 県内5地域の特別支援学校、県教育委員会  
 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員  
 ・高等学校、特別支援学校の教員等  
 【内容】 ・地域の特別支援学校との情報共有  
 ・実態把握の方法と指導内容の検討  
 ・事例検討会 等

発達障がい実践研修【12講座】※通級による指導担当する中堅の教員等（希望者）

- 【主催】 県教育委員会  
 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員等、特別支援学校の教員  
 【内容】 ・発達障がいのある児童生徒の具体的指導  
 ・事例検討会、校内体制の整備

発達障がい支援研修【2講座】

- 【主催】 県立かがやき特別支援学校、県教育委員会  
 【対象】 ・小中等学校、特別支援学校の教員等  
 【内容】 ・医療の専門家による指導・助言  
 ・かがやき特別支援学校の実践報告 等

指導的立場の教員

発達障がい支援メンター養成研修【15講座】

- ※地域の発達障がい支援を担う通級による指導を担当する教員等  
 【主催】 県教育委員会  
 【対象】 ・市町等教育委員会が推薦する通級指導担当教員等  
 【内容】 ・発達障がいのある児童生徒の理解、精神医学の基礎、学校での認知行動療法、医療との連携 等



特別支援教育実践報告会

○教員の発達障がいに係る専門性の向上 ○県内の発達障がい支援体制の整備

県立子ども心身発達医療センターに通院するお子さんの保護者の方へ

## かがやき特別支援学校あすなろ分校が お子さんの発達課題に支援を提案します！

かがやき特別支援学校あすなろ分校は、県立子ども心身発達医療センター（以下：医療センター）併設の学校です。医療センターと連携し、三重県内全域の小中学校等を対象に「子どもの発達課題に関する地域支援」をおこなっています。

### 〈あすなろ分校の地域支援について〉

主治医からの情報や助言、あすなろ分校の実践をもとに、お子さんの在籍校と情報共有をしながら一緒に支援の方法を検討しています。

#### 【支援のすすめ方（例）】

- **お子さんが在籍する学校**（保育園・幼稚園を含みます）に、本校の教員とお近くの県立特別支援学校の教員がうかがいます。
- お子さんが在籍する学校と一緒に、支援について検討します。
- 適時、医療センターの**主治医**と相談や情報共有するなど、連携しながら地域支援を進めていきます。



学校での学習支援方法や  
お子さんが過ごす環境の調整などを、  
一緒に考えさせていただきます。

#### 【支援をご希望の場合は…】

○通院時に主治医から受け取った別紙「学校用リーフレット」（封筒に入れてあります）を、保護者の方から在籍している学校の先生にお渡しください。

#### 〈個人情報の取り扱いについて〉

- 支援にあたって得たお子さんの情報については、施錠可能な場所で保管し、支援以外の目的として一切使用いたしません。
- 不要となった情報は、シュレッダーによる処理をおこない破棄いたします。

お問い合わせは…

TEL 059-253-2057

三重県立かがやき特別支援学校  
あすなろ分校・教育ケースマネージャー  
までお願いします


**現状**

- 通級による指導を受けている児童生徒数が増加している。(H29：47校872名 → R7：96校1,812名 (5/1現在))
- 令和7年度通級による指導担当教員等研修講座受講者のうち、通級による指導の経験年数が2年以下の教員が全体の約5割である。
- 学校、地域によっては、通級による指導に関して誰にも相談できず一人で悩んでいる経験の浅い教員がいる。

**課題**

- 各地域における発達障がい支援に係る指導的立場となる教員の養成
- 通級による指導等における発達障がい支援の経験の浅い教員が困った時に相談できる支援体制
- 通級実施校の拡充と通級を含む校内特別支援教育支援体制の充実

**発達障がい支援メンター**



市町教育委員会が推薦した通級による指導を担当する教員等や校長が推薦した県立学校の特別支援教育コーディネーター等で発達障がい支援メンター養成研修を修了した教員

**役割**

- ・通級による指導を担当する教員等に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言
- ・当該地域の通級による指導の状況について把握するために「発達障がいエリア研修」に参加
- ・通級による指導担当教員等研修講座等の講師



**通級による指導を担当する発達障がい支援の経験の浅い教員**

**目指す姿勢**

- 通級による指導を受ける児童生徒の実態把握や支援方法、指導などについて相談したい。
- 通級による指導のための教材や教具は、何を用意したらよいのだろうか。
- 通級による指導が困難な児童生徒への対応について相談したい。

**【窓口となる連絡先】**

- いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、伊勢市、志摩市、紀北町の通級による指導を担当する教員等
- 各教育委員会を通して、発達障がい支援メンターに支援を依頼
- 上記以外の市町の通級による指導を担当する教員等
- 県立特別支援学校の発達障がい支援メンターに支援を依頼

**目指す姿勢**

通級による指導を担当する教員は、児童生徒の実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行うことができます。通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐことができます。

# 「副次的な籍」について

交流及び共同学習は、特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築するうえで、重要な教育活動として位置づけられています。

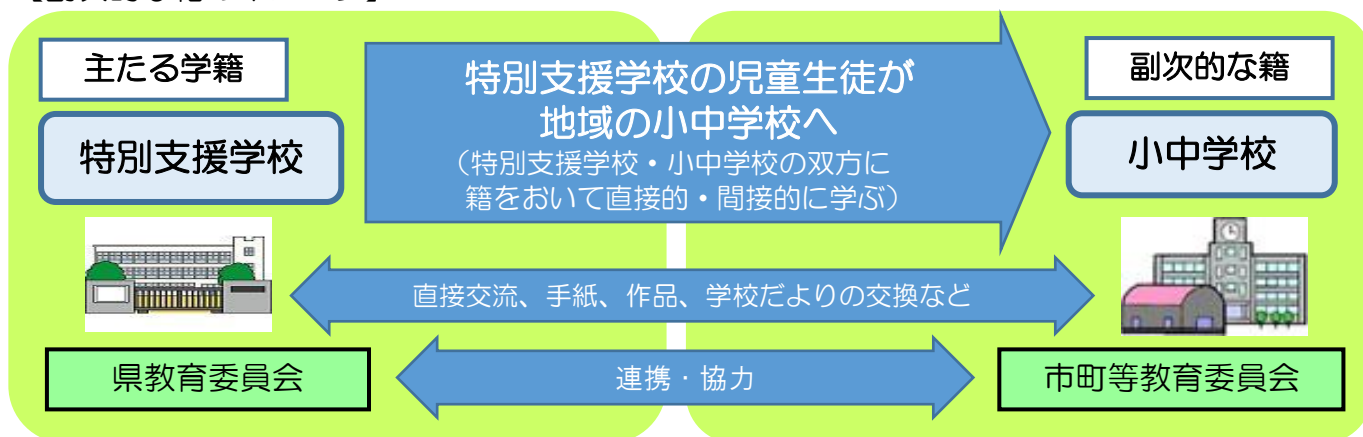
特に、特別支援学校の児童生徒にとっては、小中学校や高等学校の児童生徒と共に活動することが自立と社会参画を促進し、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ、最も重要な機会となります。

学校や地域において障がいについての理解促進を図るうえで、交流及び共同学習の重要性は一層高まると考えられることから、本県では共生社会の実現を目指して交流及び共同学習の充実を図るために、「副次的な籍」の取組を進めます。

## 【副次的な籍とは？】

- 副次的な籍とは、「県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流をとおして、居住する地域において学習する機会の充実を図る」という取組であり、主たる学籍は県立特別支援学校に置き、居住する地域の小中学校にも副次的な籍を置くものです。

## 【副次的な籍のイメージ】



※本人・保護者の希望を踏まえて実施

## 【副次的な籍を進めるうえでのポイント】

### 持続可能であること

#### ●無理なく続けることができる学びであること

- ・たとえ短時間であっても、息の長い取組を積み上げていくことが大切です。本人はもちろんのこと、保護者・小中学校・特別支援学校のいずれにも過度な負担がかからないように配慮する必要があります。
- ・一度に多くのことに取り組むのではなく、中・長期的な見通しを持って進めます。

### 相互理解を深めること

#### ●お互いを尊重した学びであること

- ・互いを知り理解するためには、実際にふれあう機会を設定することが大切です。
- ・直接ふれあうことが困難な場合は、ICTなどオンラインを活用したり、手紙や作品等を交換したりするなど、間接的に交流することもできます
- ・両校の児童生徒が、お互いを理解し尊重して学べるよう、学習内容を工夫します。

## 【副次的な籍による効果】

- 障がいのある子どもにとっては、学校を卒業した後も、様々な人々と共に助け合っていく力となり、積極的な社会参加につながります。
- 障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援をしたりする行動や、人々の多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合うことにつながります。

### 【●小中学校の取組例】

- ・特別支援学校の子ども用の机やイス、ロッカー、下駄箱など準備し、学級の一員として迎えます。
- ・オンラインによる図工の授業で作成した作品などを教室に掲示します。
- ・行事の案内状や学級通信等を自宅に届けます。
- ・活動をとおして、仲間意識を育てます。

### 【●特別支援学校の取組例】

- ・オンラインやビデオ等を活用して、特別支援学校での学習の様子を紹介します。
- ・児童生徒の様子を伝えるため、交流を行う前に出前授業を実施します。
- ・特別支援学校の児童生徒に、小中学校に机やイス等があることを伝え、所属意識を育てます。

今までの交流及び共同学習と内容が異なるものではなく、子どもたちの関係性を深化させるものです。

## 【取組についてのQ&A】

### Q 小中学校までの送迎や付添いは、誰が行うのですか。

A 小中学校までの送迎は、保護者で行っていただきますが、引率は、原則、特別支援学校の教員が行います。特別支援学校の指導体制により教員の引率が難しい場合は、保護者了解のもと、保護者付添いを依頼する場合があります。その際は、事前に当日の学習内容等について、特別支援学校が丁寧に説明し、保護者了解のもと進める必要があります。

### Q 副次的な籍の取組は、直接的な交流だけですか。

A 特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒が、直接触れ合い共に学ぶ機会をつくるのが大切であり、大きな意義があります。しかし、直接的な交流がすべてではなく、児童生徒や両校の実態に応じて、作品や手紙、ビデオ交換などの間接的な交流を行ったり、ICTを活用してオンラインで行ったりすることも有効であることから、内容や方法等は工夫する必要があります。

### Q 教育課程上の位置づけはどうなりますか。

A 特別支援学校と小中学校間で内容を十分に検討し、特別支援学校の教育課程に位置付けて取り組みます。児童生徒の実態に応じて、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の授業として計画的に実施し、適切な評価を行います。

### Q 交流及び共同学習は、年間何回実施するのですか。

A 回数や時間は、子どもたちの実態やニーズに合わせて設定します。子どもはもちろんのこと、保護者や各学校の負担にならないよう、計画することが大切です。直接触れ合う交流だけでなく、オンラインを活用するなどにより、長く続けられる方法や内容を工夫してください。

### Q 交流授業等をより充実した内容にするためには、こういったことに注意する必要がありますか。

A 大切なことは、学校間の事前の打ち合わせです。実施にあたっては、それぞれの学校の教員、児童生徒、保護者など活動に関わる者が、取組の意義や目的、評価等について十分に理解し、共通認識を持って進める必要があります。また、事前・事後の指導を行ったり、活動の目標の達成状況を適切に評価したりすることで、さらに活動の充実を図ることができます。

【副次的な籍に関するお問い合わせ】

三重県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2961

FAX 059-224-3023

教委第01—82号  
令和8年1月30日

各市町教育委員会教育長 様  
各県立学校長 様

三重県教育委員会教育長

子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けた啓発ポスターについて(依頼)

平素は県教育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

現在、県ではカスタマーハラスメント防止対策に関する条例策定に向けた検討が進められています。令和6年度に、県教育委員会が教育現場の状況を把握するために公立学校職員等にアンケートを実施したところ、保護者や地域住民等から過大な要求や苦情等を受けたことがある教職員が一定数いることが分かりました。

県教育委員会では、暴言、過度な要求などの行為は、学校における教育環境の悪化につながるとともに、教員を志願する若者が減少する要因にもなっていることから、カスタマーハラスメントを許さない機運の醸成に取り組んでいくこととしています。その際、保護者の要望を安易にカスタマーハラスメントと決めつけるべきではなく、丁寧に対応していく必要があると考えています。

今後、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けて、教職員と保護者が、お互いに尊重し合い連携しつつ、それぞれの役割や立場について相互に理解を深めながら、信頼関係を築いていきたいと考えています。

つきましては、三重県PTA連合会及び三重県高等学校PTA連合会と協力して啓発ポスターを作成いたしましたので、教職員と保護者等学校関係者とのより良好な関係づくりに向けた話し合いのためのコミュニケーションツールとして、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

事務担当： 三重県教育委員会事務局 教育総務課 田中、山本、大坪  
TEL:059-224-3173

## 【参考】

### 1 令和6年度に実施したアンケート調査結果について

- ・アンケート対象者  
公立学校職員及び三重県教育委員会事務局内職員約15,000人
- ・回答者数  
3,703人から回答(回答率:約25%)
- ・対象期間とアンケート内容  
令和5年度中に受けたカスタマーハラスメントの有無および内容等
- ・カスタマーハラスメントの定義  
職員に対する暴行、脅迫など違法な行為又は保護者や地域住民等からの申出・要求のうち妥当性がない・不当な行為により、職員の勤務環境が害されるもの

## 【アンケート結果】

- ・ 回答者のうち、9.7%にあたる358人が「申出・要求内容に妥当性がないもの」「申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの」を受けたことがあると回答しました。
- ・ 受けた内容は、暴言(67.3%)、時間拘束(59.8%)、過度な要求(50.6%)、威嚇・脅迫(41.9%)、リピート(37.7%)などがありました。
- ・ 組織的な対応策を希望する内容として、
  - ① 保護者や地域住民等に対して啓発実施(63.7%)
  - ② 電話通話録音機能の導入(51.4%)
  - ③ 基準など明確なルールの作成(45.0%)などの意見がありました。



お互いを思いやる気持ちを大切に、  
子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを  
共に進めていきましょう。

電話や面談等は適切な  
時間内をお願いします。

- ▶ 担任への電話や面談等による相談は可能な限り授業時間以外の勤務時間内に行いましょう。
- ▶ 過度に長時間とならないようにしましょう。



過度な個別対応等を要  
望しないようお願いし  
ます。

- ▶ 学校全体の教育環境を守るため、大声・暴言はやめてお互いを思いやりましょう。
- ▶ 過大な個別対応や謝罪等を要求する前に、お互い話し合いましょ。



SNS等の使用につい  
ては十分な配慮をお願  
いします。

- ▶ 無断で撮影録音し、SNS等へ掲載することはやめましょう。
- ▶ SNS等での誹謗中傷はやめましょう。
- ▶ お子様のSNS使用についてルールを作り適切に指導しましょう。



教職員と子どもとの向き  
合う時間が増え、学習や  
生活の質が向上します。

教職員が安心して子どもと  
向き合うことができ、笑顔  
が広がる学校づくりを行う  
ことができます。

教職員も子どもも、人権  
を尊重した安全安心な学  
校生活を送ることができます。

～子どもたちが個性を輝かせ望む未来を実現していくために～

# 高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクール※構想～

※N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

## 「強い経済」を実現する総合経済対策 (令和7年11月21日 閣議決定) 抜粋

### 第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応 (6) 公教育の再生・教育無償化への対応 (教育無償化への対応)

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040 (仮称)」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

## 課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念される**ところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化(2040年には高校1年生が約36%減少)。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

## ① 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業 令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

### 各都道府県に基金を設置し、類型に応じた

### 高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

#### アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

#### 理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

#### 多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学び**や**遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

## 改革先導校の類型

## 取組 内容例

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- 域内の教育環境向上に貢献する取組 (遠隔授業、教員研修拠点等)
- 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用
- **グローバル人材育成**に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

## ② 高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業 令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

## 対象

- ① 都道府県
- ② 民間

## 補助率等

① 10分の10

## 補助対象経費

- ① 改革先導拠点の創出に係る経費 (人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等)
- ② 高校教育改革加速に係る伴走経費 (人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等)

## 事業スキーム

### 文部科学省

基金造成経費を交付

### 都道府県

※都道府県事務費も措置

(担当：初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付)